

平成30年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成30年2月20日（第1日）

召 集 の 場 所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出 席 議 員

1 番	遠藤	豪君	2 番	佐藤	省三君
3 番	鈴木	豊君	4 番	池谷	弘君
5 番	藺田	豊造君	6 番	阿部	司君
7 番	高畑	博行君	8 番	渡辺	悦郎君
9 番	込山	恒広君	10 番	梶	繁美君
11 番	池谷	洋子君	12 番	米山	千晴君

欠 席 議 員

なし

説明のために出席した者

町 長	込山	正秀君	副 町 長	室伏	博行君
副 町 長	高橋	利幸君	教 育 長	天野	文子君
企 画 総 務 部 長	湯山	博一君	住 民 福 祉 部 長	小野	一彦君
経 済 建 設 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	池谷	精市君	経 済 建 設 部 長 代 理	遠藤	正樹君
教 育 次 長 兼 こ ど も 育 成 課 長	長田	忠典君	危 機 管 理 監 兼 防 災 課 長	岩田	芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤	喜昭君	総 務 課 長	大庭	和広君
税 務 課 長	渡邊	辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊	啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野	正紀君	く ら し 安 全 課 長	杉山	則行君
建 設 課 長	高村	良文君	都 市 整 備 課 長	野木	雄次君
農 林 課 長	前田	修君	未 来 拠 点 課 長	清水	良久君
お や ま で 暮 ら そ う 課 長	岩田	和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺	史武君
生 涯 学 習 課 長	小野	正彦君	総 務 課 副 参 事	米山	仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員

11 番	池谷	洋子君	1 番	遠藤	豪君
------	----	-----	-----	----	----

散 会

午後3時08分

(議 事 日 程)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長提案説明
日程第 4	議案第 4 号	工事請負契約（変更）の締結について
日程第 5	議案第 5 号	小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 6 号	平成29年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 7	議案第 7 号	平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 8 号	平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 9 号	平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第10	議案第10号	平成29年度小山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
日程第11	議案第11号	平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第12	議案第12号	平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第13	議案第13号	平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第14	議案第14号	平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第15号	平成29年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第16	議案第16号	町道路線の廃止について
日程第17	議案第17号	町道路線の認定について
日程第18	議案第18号	小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例について
日程第19	議案第19号	小山町温泉供給事業特別会計条例の制定について
日程第20	議案第20号	小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計条例の制定について
日程第21	議案第21号	国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第22	議案第22号	小山町役場庁舎建設基金条例の制定について
日程第23	議案第23号	小山町教育振興基金条例の制定について
日程第24	議案第24号	小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第25号	小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第26号	小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第27号	小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第28号	小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第29号	小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第30	議案第30号	小山町農村公園条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第31号	平成30年度小山町一般会計予算
日程第32	議案第32号	平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第33号	平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第34	議案第34号	平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議案第35号	平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第36	議案第36号	平成30年度小山町土地取得特別会計予算
日程第37	議案第37号	平成30年度小山町介護保険特別会計予算
日程第38	議案第38号	平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第39	議案第39号	平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第40	議案第40号	平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第41	議案第41号	平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第42	議案第42号	平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
日程第43	議案第43号	平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第44	議案第44号	平成30年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので御報告いたします。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成30年第2回小山町議会3月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

ここで御報告します。阿部 司君の発言の場所は、議席での発言を許可することを報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、11番 池谷洋子君、1番 遠藤 豪君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの28日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第4号から議案第30号までの27議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成30年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、工事請負契約変更の締結1件、平成29年度補正予算10件、町道路線の廃止・認定2件、条例の廃止・制定・一部改正14件、平成30年度当初予算14件の、合計41件であります。

はじめに、議案第4号 工事請負契約変更の締結についてであります。

本案は、平成29年度東富士演習場周辺公園設置助成事業金時公園整備工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員、再任用職員、任期付職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,576万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を135億1,665万6,000円とするものであります。また、合わせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第7号から議案第15号までについても、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、8つの特別会計と1つの事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第7号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,479万8,000円を減額し、歳入歳出総額を22億8,717万1,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ48万円を減額し、歳入歳出総額を2億1,598万8,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ450万4,000円を減額し、歳入歳出総額を2億1,786万8,000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成29年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

す。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億185万4,000円を減額し、歳入歳出総額を3万7,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,739万9,000円を追加し、歳入歳出総額を18億4,877万5,000円とするものであります。

次に、議案第12号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出総額を5,320万円とするものであります。また、合わせて繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第13号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ23億5,341万9,000円を減額し、歳入歳出総額を4億158万1,000円とするものであります。また、合わせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第14号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,228万7,000円を追加し、歳入歳出総額を2億8,178万7,000円とするものであります。また、合わせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第15号 平成29年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入を80万9,000円増額し、収益的支出を214万9,000円増額するものと、資本的収入を2億円減額するとともに、資本的支出においては7,488万6,000円を減額するものであります。また、合わせて継続費及び企業債の補正をするものであります。

次に、議案第16号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、都市計画道路及び町道の整備に伴い、既存の町道打越用沢線を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 町道路線の認定についてであります。

本案は、町内2か所の宅地整備に伴い、町に帰属する道路及び都市計画道路大胡田用沢線を町道認定にすることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 小山町金太郎元気基金条例の廃止についてであります。

本案は、小山町金太郎元気基金条例の設置目的を達成することが不要になったことに伴い、本条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、小山町が温泉供給事業を開始するに当たり、事業の円滑な運営、経理の適正を図るため、特別会計を設置することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第20号 小山町小山PA周辺開発事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、三来拠点事業の小山パーキングエリア周辺地区における開発事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、特別会計を設定することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本案は、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立を受けて行われる、国民健康保険制度改革に対応するため、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定についてであります。

本案は、役場庁舎の建設または改築等の実施に要する経費に充てるため、新たに基金条例を制定するものであります。

次に、議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定についてであります。

本案は、心豊かな教育の振興、子育て及び教育環境の整備等を行う経費に充てるため、小山町教育施設準備基金条例及び小山町地域福祉基金条例を廃止し、新たに基金条例を制定するものであります。

次に、議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成30年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成30年4月以降の議員報酬等の額及び特別職の職員の給与月額について、平成29年10月20日に小山町特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、審議会における慎重審議の結果、平成29年12月15日付答申があり、その答申に基づき改正を行うものであります。

次に、議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町教育支援委員会に新たに設置する専門調査員に対する報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、認定こども園法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正に基づき、市町村による質問検査対象者の拡大及び保険料に係る基準所得金額を改定するものと、第7期介護保険事業計画において算定した平成30年度から平成32年度までの3年間の第1号被保険者の保険料を改定するため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合に住所地特例を引き継ぐこととなり、これに基づき、小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、農村公園である足柄ふれあい公園内における主な施設としてバーベキューガーデンを追加することに関して、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第4号から議案第30号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 議案第4号 工事請負契約（変更）の締結について

○議長（米山千晴君） 日程第4 議案第4号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第4号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成29年6月定例会において議決をいただいた平成29年度東富士演習場周辺公園設置助成事業金時公園整備工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更内容は、水道用硬質塩化ビニール管布設工の施工に伴い、新たに老朽化による布設替えが必要となった管の延長55メートル及び透水性ゴムチップ舗装工を現地の形状に合わせ施工することから、舗装面積20平方メートルをそれぞれ追加施工するものであります。また、安全な施工確保をするため、交通誘導警備員を30人追加計上するものであります。

変更による増額分は112万4,280円で、総額1億2,856万4,280円となり、うち消費税相当額は952万3,280円であります。

なお、完成期日は平成30年3月23日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第5 議案第5号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第5号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び第24条第4項の均衡の原則により、昨年8月に人事院から出された給与勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ等について改正をするものであります。

はじめに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、国家公務員の給与水準につきまして、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万2,400の民間事業所を対象に、4月分給与と給与改定状況等について調査をしました。その結果、月例給及び特別給につきまして、公務員給与が民間給与水準を下回っていることから、給与の較差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、月例給は初任給を1,000円引き上げ、若年層につきましても同程度の引き上げを行います。それ以外については、一部号給を除き400円の引き上げを基本に改定をするものです。

また、特別給につきましては、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、勤勉手当を0.1月引き上げ、年間4.30月から4.40月に改定をするものであります。

このほか、平成27年度人事院勧告に基づいて実施されていまして給与制度の総合的に見直しに伴う経過措置を廃止するものであります。

本条例は、4条と附則で構成し、関連条例4つを改正するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料新旧対照表の1、2ページを御覧ください。

第1条及び第2条につきましては、小山町職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条では、第15条の7の改正により、一般職及び再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものであります。

3ページ以降の、別表の給料表の改正は、再任用職員を除く職員の平均給料月額を、平均0.24%引き上げ改定し、1級の初任給を1,000円引き上げるものであります。

次に、21、22ページを御覧ください。第2条では、平成30年度以降の期末手当、勤勉手当の改正と給与制度の総合的見直しに伴う経過措置を廃止するものであります。

次に、31、32ページを御覧ください。第3条及び第4条につきましては、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。第3条では、特定任期付職員の給料月額を1号級、2号級で1,000円引き上げ、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。第4条は、平成30年度以降の期末手当の改正をするものであります。

なお、附則では、施行期日を公布の日からとしておりますが、第2条及び第4条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行し、第1条及び第3条の規定は、平成29年4月1日にさかのぼって施行するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（米山千晴君） 日程第6 議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、給与改定に伴う人件費の増額、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

それでは、最初に、6ページの繰越明許費の補正であります、15事業の追加であります。

まず、総務費、総務管理費の庁舎別棟建設事業は、本庁舎横に会議室及び倉庫を整備するものでありますが、年度をまたがっての事業となることから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、農林水産業費、農業費の農村活性化センター特産品製造拠点整備事業は、国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用して行う事業であり、平成30年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、商工労働費、商工費の熱供給事業基本設計は、湯船原地区の熱需要の方針決定に期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく湯船原工業団地地区計画に係る都市計画決定支援等業務は、計画修正に必要な区画や公共施設の配置が企業立地と並行して確定することから、繰り越しをするものであります。

同じく小山PA周辺地区自然環境調査業務委託は、保全対象動植物の観察期間の延長が必要になり、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく小山PA周辺地区立竹木調査業務は、開発区域の確定に期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく南北幹線用地取得事業は、用地測量の遅れから、用地取得の年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の湯船原アクセス道路整備事業は、用地測量の遅れから、用地取得の年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく町道1065号線道路改良事業は、地下埋設ケーブルなどの移設について調整に不測の時間を要したことから、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく新東名関連町道整備事業は、工事範囲に地元で利用している地下水の暗渠配水施設が存在しており、その位置の探索に不測の時間を要したことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰り越しをするものであります。

同じく東名足柄関連町道整備事業は、中日本高速道路株式会社に委託しているスマートインターチェンジの工事について、年度内完了が見込めないことと、関連する区域の町道整備についても年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく防衛施設道路整備事業は、防衛省との協議で、国庫補助金が2か年の債務負担となったことから、平成30年度補助金分の事業費を繰り越しするものであります。

次に、同じく都市計画費の落合社宅解体は、町道1004号線拡幅工事に伴い、早急に解体が必要となったことから、補正予算の計上と合わせて繰越明許費の設定をするものであります。

同じく大胡田用沢線物件補償は、移転対象者の移転日が年度をまたがってしまうことから、繰越明許費を設定するものであります。

同じく足柄駅交流センター（仮称）基本設計は、地元要望を踏まえた施設の基本方針などの決定に期間を要したことから、繰り越しをするものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。変更の3事業につきましては、対象事業について、本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。1款1項2目町民税法人を7,000万円増額しますのは、日本経済の景気回復により、町内企業の業績が当初の見込みより伸びたことから増額をするものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を1億1,700万円増額しますのは、新企業の立地及び前年の設備投資による償却資産の増大による現年課税分の増額と滞納繰越分につきまして、滞納の解消に向けた取り組みの結果、増額を見込むものであります。

次に、11ページを御覧ください。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金を1,000万円増額しますのは、静岡県が予想した収入見込みに基づき増額をするものであります。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金を800万円増額しますのは、これまでの収入状況から増額を見込んだものであります。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金を202万5,000円増額しますのは、静岡県で実施している中山間地域総合整備事業費の今年度事業費に合わせて分担金を1,357万5,000円減額するものと、国の補正予算による畑地帯総合整備事業に対する分担金を1,560万円増額するものであります。

次に、13ページを御覧ください。15款1項1目民生費国庫負担金を1,087万9,000円増額しますのは、障害介護給付費の増加が見込まれることから、その国庫負担金1,242万8,000円を増額するものが主なものであります。

次に、同じく2項4目農林水産業費国庫補助金を620万8,000円減額しますのは、ため池耐震計画策定業務が国庫補助として採択されないことから、農業水利施設防災減災事業補助金を580万円減額するものが主なものであります。

次に、14ページの同じく5目土木費国庫補助金を2,300万円減額しますのは、町道3866号線道路改良舗装工事の防衛施設道路整備事業補助金と金時公園整備の防衛施設公園整備事業補助金を交付決定額に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、同じく6目消防費国庫補助金を670万6,000円減額しますのは、同報系無線設備デジタル化整備事業に対する演習場周辺民生安定施設整備事業費補助金を交付決定額に合わせて減額するものであります。

次に、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,549万円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことにより増額するものであります。

次に、15ページの同じく10目地方創生交付金を1,681万円増額しますのは、国の補正予算に伴うもので、農村活性化センター特産品製造拠点整備事業に対する地方創生拠点整備交付金を2,081万円増額するものが主なものであります。

次に、16款1項1目民生費県負担金を709万5,000円増額しますのは、先ほど国庫負担金でも説明しました障害介護給付費の増加が見込まれることから、障害者自立支援給付費負担金を621万

4,000円増額するものが主なものであります。

次に、17ページを御覧ください。同じく2項6目土木費県補助金を1,910万3,000円減額しますのは、住宅耐震化のための木造住宅耐震補強補助金に対する県補助金を補助申請実績に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、18ページの17款2項1目不動産売払収入を1,538万1,000円増額しますのは、今年度の収入見込みに合わせて増額するものであります。

次に、19ページにかけまして19款1項2目土地取得特別会計繰入金を6,000万円減額しますのは、土地取得特別会計の補正予算第1号に伴う減額であります。

次に、同じく3目介護保険特別会計繰入金を537万9,000円増額しますのは、介護保険特別会計補正予算第3号に伴うもので、平成28年度決算に伴う精算額であります。

次に、同じく2項2目須走地域振興事業基金繰入金を1,100万円増額しますのは、須走高原会内の町道4198号線舗装新設工事の財源として繰り入れを行うものであります。

同じく2項4目財政調整基金繰入金を2,149万8,000円増額しますのは、平成22年の災害の際に須走彰徳山林会様からいただきました寄附を財政調整基金に積立をしましたが、その残額を須走地域振興事業基金に振り替えて積み立てるため、繰り入れをするものであります。

同じく6目金太郎元気基金繰入金を472万2,000円計上いたしますのは、基金廃止に伴い繰り入れを行うものであります。

同じく7目教育施設準備基金を82万円、20ページの8目地域福祉基金繰入金を1,543万2,000円計上いたしますのは、新たに教育振興基金を設置するに当たり、それぞれの基金を廃止することから繰り入れを行うものであります。

次に、21款5項1目総務費受託事業収入を800万円減額しますのは、足柄サービスエリア周辺地区の用地事務に対する受託収入であります。用地取得が完了しないことから減額をするものであります。

同じく3目農林水産業費受託事業収入を621万4,000円減額しますのは、新東名高速道路工事による支障を解消するための八重桐の池への給水管設置工事が延期となったことから、受託事業収入を減額するものであります。

次に、21ページの22款町債につきましては、3事業の起債について事業費に合わせて増減をするものであります。

それでは、次に、歳出予算の主なものにつきまして23ページから御説明申し上げます。

まず、1款1項1目議会費のうち説明欄(1)職員人件費を6万7,000円増額いたしますのは、人事院勧告に基づく給与改定による増額であります。なお、給与改定に基づく人件費の補正は、議会費と同様に各款項目において所要の額を計上しております。

次に、25ページを御覧ください。2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を2億6,324万円増額いたしますのは、財政調整基金に1億4,000万円の積立、特定防衛施設周辺整備

調整交付金を特定事業の実施のために基金に積み立てをする3,549万円、先ほど歳入で説明をいたしました財政調整基金繰入金を須走地域振興事業基金に積み立てる2,149万8,000円、将来の新庁舎建設等に備えるため、新たに設置する庁舎建設基金に5,000万円、生きる力を育む教育の実現のために新たに設置する教育振興基金に積み立てる1,625万2,000円であります。

同じく説明欄（４）庁舎管理費を3,682万1,000円増額しますのは、本庁舎横に会議室及び倉庫を整備する設計監理委託料500万円と工事費3,000万円が主なものであります。

次に、26ページにかけまして、同じく５目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄（２）足柄支所管理費を660万6,000円減額しますのは、支所敷地の用地取得を計画していましたが、協議が整わなかったことから減額するものであります。

次に、同じく７目電算管理費のうち説明欄（２）電算管理費を617万1,000円増額いたしますのは、本庁舎内及び小・中学校のネットワーク環境を再構築する委託料666万4,000円が主なものであります。

次に、27ページを御覧ください。同じく10目土地開発基金費のうち説明欄（２）土地開発基金費を4,000万円減額しますのは、土地取得特別会計の補正予算第１号に伴う減額であります。

次に、30ページから31ページにかけまして、同じく７項１目企画渉外総務費のうち説明欄（３）地域公共交通活性化事業費を1,450万円増額しますのは、コミュニティバスに係る自主運行バス負担金を決算見込みに合わせて1,350万円増額するものが主なものであります。

次に、32ページの同じく３目定住移住促進事業費のうち説明欄（２）定住促進事業費を1,235万1,000円減額しますのは、地方創生推進交付金を活用し実施している女性活躍促進事業を交付額に合わせて800万円減額するものが主なものであります。

次に、33ページから34ページにかけまして、同じく８項１目広報広聴費のうち説明欄（５）スタジオタウン小山構築事業費を1,037万円減額しますのは、旧町立体育館等の解体事業の入札差金等による減額が主なものであります。

次に、35ページから36ページにかけまして、３款１項２目障害者福祉費のうち説明欄（５）自立支援給付費を2,800万円増額しますのは、利用者の増加及び受給者のサービス利用料の増加に伴い、障害介護給付費を2,700万円増額するものが主なものであります。

次に、40ページを御覧ください。同じく３項１目児童福祉総務費のうち説明欄（５）児童発達支援事業費を203万3,000円増額しますのは、未就学児の施設利用が減少していることから児童発達支援事業費を697万9,000円減額するものと、就学児の施設利用が増えていることから、放課後児童通所支援事業費を901万2,000円増額するものであります。

次に、41ページにかけまして、同じく２目児童手当費のうち説明欄（２）児童手当費を550万円減額しますのは、当初見込みより受給児童が少ないことから減額するものであります。

次に、同じく３目保育園費のうち説明欄（２）保育園管理運営費を1,416万6,000円減額しますのは、臨時保育士賃金につきまして決算見込みによる減額と、当初見込みより町外の保育園に通

う児童数が減っていることから、施設型給付扶助費を650万円減額するものが主なものであります。

次に、44ページを御覧ください。4款1項2目予防費のうち説明欄（2）感染症予防費を1,002万5,000円減額しますのは、高齢者肺炎球菌と乳児予防接種の対象者と接種者が減少したことから、個別接種委託料を減額するものであります。

次に、49ページを御覧ください。5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄（3）土地改良施設維持管理費を1,321万8,000円減額しますのは、ため池耐震計画策定業務が国庫補助として採択されないことから580万円減額するものと、新東名高速道路工事による八重桐の池への給水管設置工事が延期となったことから621万4,000円減額するものが主なものであります。

次に、50ページの同じく7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄（2）中山間地域総合整備事業費を2,769万6,000円減額しますのは、今年度事業費の減額に対する負担金の減額であります。

次に、同じく8目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄（2）経営体育成基盤整備事業費を3,081万8,000円増額しますのは、国の補正により畑地帯総合整備事業費が増額となったことに対する県への負担金の増額3,120万円が主なものであります。

次に、51ページを御覧ください。同じく10目農村活性化センター管理費のうち説明欄（2）農村活性化センター管理費を4,162万円増額いたしますのは、国の補正予算に伴うもので、地方創生拠点整備交付金を活用し、6次産業化の取り組みを充実させるための拠点施設として農村活性化センターを整備するものであります。

次に、52ページから53ページにかけまして、6款1項2目企業立地推進費のうち説明欄（3）未来拠点事業費を2,227万6,000円減額いたしますのは、事業分担に関する協議に時間を要しており、着手ができない無名沢川測量設計の減額や、委託事業発注に伴う入札差金などによる減額が主なものであります。

次に、57ページを御覧ください。7款2項4目公共道路整備事業費のうち説明欄（3）新東名関連町道整備事業費を1,472万4,000円減額しますのは、道路敷地の用地費を執行見込みに合わせて1,270万円減額するものが主なものであります。

次に、58ページの同じく5目防衛施設道路整備事業費のうち説明欄（2）防衛施設道路整備事業費を806万円減額しますのは、補助金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、59ページを御覧ください。同じく4項2目都市計画費のうち説明欄（2）都市計画費を4,440万円増額いたしますのは、落合社宅を解体する4,500万円が主なものであります。

次に、60ページの同じく5項2目建築指導費のうち説明欄（2）建築指導費を3,544万7,000円減額いたしますのは、住宅耐震化のための木造住宅耐震補強補助金を実績に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、62ページを御覧ください。8款1項5目災害対策費のうち説明欄（2）地震対策費を810

万6,000円減額いたしますのは、防災倉庫をはじめとする資機材について入札の結果により減額するものが主なものであります。

次に、63ページを御覧ください。同じく6目無線設備管理費のうち説明欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費を915万5,000円減額いたしますのは、調査・基本設計の入札結果による減額であります。

次に、70ページを御覧ください。9款5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄（4）パークゴルフ場管理費を500万円増額いたしますのは、パークゴルフ場を公認コースに認定するための改修委託料であります。

次に、71ページを御覧ください。11款1項2目利子のうち説明欄（2）公債費（利子）を775万9,000円減額しますのは、決算見込みに合わせて減額をするものであります。

最後に、12款1項1目予備費を112万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）について、3点ほど質疑を行いたいと思います。

まず25ページ、歳出の2款1項4目25節の財政調整基金積立金に1億4,000万円を補正計上していますが、現在、どのくらいの積立と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

それから、2番目として、51ページの5款1項10目15節の農村活性化センター特産品製造拠点整備事業に4,162万円補正計上されておりますが、どのような内容の整備か、詳細を伺うとともに、今後、どのような事業展開をしていくのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですが、70ページの9款5項4目13節のパークゴルフ場管理費の公認コース認定用コースレイアウト委託に500万円計上しておりますが、公認コースとして認定を受けるために、今後、どのような経緯経過を経てやっていくのかお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、財政調整基金についてであります。平成28年度末で基金残高は6億円余でございます。今回の補正によりまして、平成29年度末で6億4,000万円余となる見込みであります。なお、

今後につきましては、標準財政規模の15%程度の8億円を目標に積立をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 農村活性化センター特産品製造拠点整備事業について御説明いたします。先ほど補足説明でもございましたように、本事業は内閣府で実施する平成29年度補正予算の生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、農村活性化センターの製造機能を充実させ、地域農業の6次産業化の拠点として整備するものであります。

具体的には、当町の農業の基幹である米やもち米を活用する菓子製造室を新たに整備するとともに、現在不足しておりますストックヤードの増築と既存厨房の改築を行う予定でございます。

今後の事業展開でございますが、本交付金は平成29年度補正予算で、現在内閣府に申請している段階でございます。採択された場合、平成30年度へ予算繰り越しを行い、施設を利用している指定管理者と連絡を密にし事業を実施していく予定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 公認コース認定用レイアウト委託料についてお答えいたします。

日本パークゴルフ協会の公認コースにすることにより、来場者が今まで以上に増加することとなり、小山町の更なる活性化と町民の健康増進にもつながると考えております。

しかし、現在のコースレイアウトでは安全面等において公認コースとして認可されないことから、公認コース認定のための改修を行います。

主な内容は、現在のコースレイアウトの変更、安全対策などで、具体的にはOB杭、スタート台、防球ネット、サブカップ、フェンスの設置や申請のためのコース測量となっております。

現在の芝等はそのまま利用する形で、工期は1週間程度を予定しております。3月上旬にコースの改修等を行い、公認コースの認定申請、年度内の公認コース承認を計画しております。

また、来年度には町民を対象とした大会を計画しており、町民への周知とともにパークゴルフによるスポーツ活動、交流活動の契機となれらばと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○7番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第6号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第9号）について、3点質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、歳入の部10ページ、1款5項1目入湯税についてです。入湯税が現年課税分で120万円の減額補正です。額そのものは高額ではありませんが、補正前の額との比較で見ると4分の1強の減額です。その減額になった理由を教えてくださいと思います。

2点目、歳入の部17ページ、16款2項6目土木費県補助金についてであります。説明欄3の木

造住宅耐震補強助成事業補助金が1,710万円減額された理由について、ただいま企画総務部長の説明がございましたけれども、申しわけございません、再度詳しく説明をしていただきたいと思います。

3点目、歳出の部25ページ、2款1項2目財産管理費の財政調整基金についてであります。説明欄(3)基金管理費の財政調整基金積立金に1億4,000万円入れています。先ほどの鈴木 豊議員の質問の回答の中で、6億4,000万円の額という数字が出てきましたけれども、県が昨年、平成29年12月に発表した平成28年度市町財政の状況によりますと、本町の財政調整基金は6億100万円と、県下全自治体で最下位でした。財政調整基金は決して多ければいいというものではありませんが、少ないのも問題です。

小山町の財政規模から考えて、他の市町も参考にすると、10億円から20億円あった方がいいと思うわけですが、当局としてはどう考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

以上、3点質問させていただきます。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡邊辰雄君) 高畑議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

入湯税の減額補正でございますが、昨年の4月から12月の収入実績から見込み、減額といたしました。

直近の実績でございますが、当初予算では宿泊利用者を3,000人、日帰りの利用者を7万5,000人と見込んでおりましたが、今年の1月末現在で、宿泊者が1,924人、日帰り利用者が5万1,567人で、どちらも利用者が3割程度の減となっています。その調定額は286万6,950円です。

利用者の減少の要因の一つでございますが、平成27年3月に開通いたしました圏央道の整備による影響があるのではないかと考えています。こちらにつきましては、行楽地等へ向かうルートに変化があったのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(野木雄次君) 2点目の木造住宅耐震補強助成事業についてお答えをいたします。

当初予算におきましては、60件分の木造住宅耐震補強工事の実施を見込んで計上しておりました。今年度において、この目標件数に達するよう取り組んでまいりましたが、このたびの年度末における実施見込み件数を精査した結果、28件分を今年度の最終的な実施見込み数といたしました。これに伴いまして、県費補助分を減額するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(大庭和広君) 高畑議員の御質問にお答えをいたします。財政調整基金についてであります。平成22年度の災害によりまして、議員御承知のとおり、財政調整基金は僅少してしまい

ました。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡の調整や災害・減収などに備える必要があることから、総合計画において標準財政規模の10%程度の5億2,000万円を目標に積立を行ってきたところであります。

今後は、平成28年度決算での県内市町の財政調整基金の合計現在高が標準財政規模に対して約16%となっていることから、小山町も標準財政規模の約15%程度の8億円を目標に積立をしていく予定でございます。

また、小山町には総合計画推進基金がございます。こちらの方の平成29年度末の積立額が約8億円程度になる予定でございます。財政調整基金、総合計画推進基金、合わせて平成29年度末で14億円程度の積立ができるということになります。こちらの基金を活用して、今後も健全財政に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藺田豊造君） 1点だけ質問させていただきます。

2款7項1目の企画渉外総務費において、30ページです。説明欄の（3）19節自主運行バス負担金が1,350万円増額されております。この件について、詳しくその理由、それから支払先などを教えてください。

それから、この事業は、町民にとってもなかなか御不興を買っているような事業であり、今後、これをまた続けていくのか。あるいは改善されていくのか、それらの理由を含めてお伺いいたします。

以上。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

自主運行バス負担金の補正ですが、支払先は富士急行です。このバスは須走、足柄、桑木の3ルートをコミュニティバスとして運行しております。その経費に対する町の補助金ということでございます。内容につきましては、運行経費から国庫補助金等を引いた残額に対して、町の負担金を交付するという内容でございます。

今後の見込みですが、議員御指摘のとおり厳しい状況が続いております。今後、抜本的な見直しをしていかなければならないと認識をしているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第7 議案第7号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第7号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,479万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億8,717万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を500万円増額する、その内訳は4節医療給付費分滞納繰越分の300万円と、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の200万円の増額が主な要因であります。

次に、下段の2目退職被保険者等国民健康保険税を1,900万円減額いたしますが、その内訳は次の6ページの上段1節の医療給付費分現年課税分を1,000万円、2節の後期高齢者支援金分現年課税分を400万円、3節の介護納付金分現年課税分を500万円、それぞれ減額するもので、決算見込みによるものであります。当初の見込みを超える退職被保険者の人数の減少が要因であります。

次に、中段の4款2項1目財政調整交付金を189万9,000円増額いたしますのは、決算見込額に合わせて増額するもので、その内訳は特別調整交付金の増額と保健事業交付金の減額であります。

その下段から次のページにかけて5款1項1目療養給付費等交付金を1,289万6,000円減額いたしますのは、現年度分の決算見込額に合わせ減額するもので、その内訳は退職被保険者にかかる後期高齢者支援金分と前期高齢者調整対象分であります。

次に、その下6款1項1目前期高齢者交付金を1,145万3,000円増額いたしますのは、現年度分の決算見込額に合わせ増額するものです。

次に、8款1項1目高額医療費共同事業交付金の624万円の減額、その下から8ページにかけて2目保険財政共同安定化事業交付金の448万6,000円の減額は、いずれも金額の決定に伴う補正であります。

次に、その下10款1項1目一般会計繰入金の145万8,000円の減額は、3節の職員給与費等繰入金の減額が主なものです。

次に、下段から9ページにかけて12款1項1目一般被保険者延滞金の70万円の増額、その下4

項3目一般被保険者返納金の23万円の増額は、決算見込みに合わせ補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお開きください。

下段から11ページにかけて2款1項2目退職被保険者等療養給付費、説明欄(2)19節現物給付(退職者分)を2,800万円減額し、次の2款2項1目一般被保険者高額療養費、説明欄(2)19節現物給付及び現金給付(一般分)を2,800万円増額いたしますのは、退職被保険者数の減少に伴う療養給付費の減少と一般被保険者の高額療養費の増大に伴う決算見込額に合わせた補正であります。

次に、12ページの3款1項1目後期高齢者支援金、説明欄(2)19節後期高齢者支援金の1,567万4,000円の減額及び同ページ下段から次のページにかけて4款1項1目前期高齢者納付金、説明欄(2)19節前期高齢者納付金の8,000円の増額、その下6款1項1目介護納付金、説明欄(2)19節介護納付金の575万4,000円の減額は、いずれも金額の決定に伴う補正であります。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金、次のページの説明欄(2)19節高額医療費共同事業拠出金の741万6,000円の減額、その下2目保険財政共同安定化事業拠出金、説明欄(2)19節保険財政共同安定化事業拠出金の2,978万8,000円の減額は、いずれも金額の決定に伴う補正であります。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費、説明欄(2)特定健康診査等事業費、7節臨時職員賃金の16万6,000円減額、13節委託料の減額は、臨時職員の雇用契約日数、特定健康診査実績及び特定保健指導実績に基づく補正であります。

最後に、14ページを御覧ください。12款1項1目予備費を3,932万9,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第7号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について1点だけ質問させていただきます。

歳出の部、11ページ2款2項1目一般被保険者高額療養費についてであります。

説明欄(2)一般被保険者高額療養費が2,800万円の増額補正となっています。決算見込み以上の補正だと理解するわけですが、高額療養費はその額の多さもさることながら、年々増加傾向にあるように思います。今回の補正で分かっている点、例えば入院患者数の増加ですとか、高額治療、高額薬価等の特徴的な例があったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 高畑議員にお答えします。

高額療養費につきましては、人工透析を必要とする慢性腎不全や悪性新生物が主な疾患となっており、高額療養費の中の33.7%を占めております。また、脂質異常を当初の疾病としていられ

る方の入院が増えているという傾向が見られます。これは脂質異常から高血圧、脳血管疾患等に結びついているということが想定されております。

また、患者数ですが、こちらは急激な伸びは見られませんが、医療費の高度化に伴い、一人当たりの高額療養費の額が増加しております。

また、高額薬価についても、小山町にも利用されている方はいらっしゃいます。
以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第8 議案第8号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第8号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ48万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,598万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料を138万8,000円の増額、その下2目普通徴収保険料を170万3,000円減額いたしますのは、決算見込額に合わせ補正するものであります。

次に、2款1項1目保険基盤安定繰入金を16万5,000円減額いたしますのは、保険料軽減分にかかる一般会計からの繰入額に合わせ減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を16万5,000円減額いたしますのは、説明欄（2）19節保健基盤安定拠出金を一般会計からの繰入額の減額に合わせ、広域連合への納付金を減額するものです。

最後に、予備費を31万5,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を

調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第9号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第9号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から450万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,786万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目下水道使用料を228万6,000円減額しますのは、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金を221万8,000円減額しますのは、歳入歳出の見込みから一般会計からの繰り入れを減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費を454万4,000円減額しますのは、須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務及び公共下水道事業計画変更業務の入札結果に基づく減額と、須走浄化センター長寿命化対策工事監理業務を予定しておりましたが、必要としなくなったため減額するものであります。

次に、2款1項2目利子、説明欄（2）公債費（利子）を8万9,000円減額しますのは、償還金利子を決算見込額に合わせて減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（遠藤 豪君） 2点ほど御説明いただきたいと思います。

まず、下水道事業そのものなんですけれども、御案内のように他会計繰入金、これ、多いのはやむを得ないのかもしれませんが、今後、小山町として下水道事業を、現在須走で公共下水道をやっているだけなんですけれども、どうしていくのか、その辺をまず1点聞きたいと思います。

それから、もう1点は、先ほど説明が部長からありましたけれども、長寿命化対策としてこれから委託を行っていくということなんですけれども、具体的にどのような事業で実質、ここに差額等もあるわけなんですけれども、その下の15節に長寿命化整備事業100万円載っていることもあったりして、この辺のところ、もう少し具体的に御説明いただけたらと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

下水道事業につきましては、遠藤議員御指摘のように、小山町内でも須走地区という限られた地域だけの事業となっております。しかしながら、下流域の皆様方にきれいな水質の水を放流させていただくということで、事業自体の意義は大変重要なものがあると考えております。今後も、一般会計の繰入金ですとか多額な面はございますけれども、維持管理に努め、経営計画をしっかりといたしまして、事業は進めていきたいと考えております。

続きまして、長寿命化事業でございますが、本年度の長寿命化整備事業100万円増額補正をさせていただいたわけなんですけれども、これにつきましては、当初予定しておりました機械設備工事の中で雑用水の受水槽の配管工事に変更が生じたため、やむを得ず増額の変更をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（遠藤 豪君） 長寿命化計画については了解いたしました。

私が聞いたかったのは、須走の公共下水道、これ、下流にとって、私どもも下流に住んでおりますので、水質がきれいになるということは非常にありがたいことで、感謝しているところなんですけれども、小山町全体の公共下水道を今後どうするかということを、ちょっとお聞きしたかったわけで、例えば一方では合併浄化槽の推進で個々にやられるものについては補助金も出しておりますけれども、非常に金のかかることです。例えば北郷地区とか旧小山地区とか足柄地区について、今後、どのように考えているのか、その辺をちょっと、そういう予定があるのかどうか、全くもうそういうものは今後もやらないということで、あくまでも合併浄化槽等、そういうものでいくという考えなのか。その辺の考えをお聞きしたかったということで、もう1点追加

して御質問させていただきます。

○**経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君）** 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

現在須走において実施しています公共下水道ですが、それを町域全体に広げるのかという御質問だと思います。現時点では、その下水道施設を須走地区以外で進めるという計画は持っておりません。須走以外につきましては、今、町で進めています合併浄化槽の設置を推進して、水質の浄化、環境整備というような形で進めているところでございます。

また、今後、皆様方、町内の居住環境等が変わってきたときには、これらの考えも見直しが必要かと思いますが、現時点では先ほど申し上げたとおりでございます。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○**議長（米山千晴君）** 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成29年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○**議長（米山千晴君）** 日程第10 議案第10号 平成29年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○**企画総務部長（湯山博一君）** 議案第10号 平成29年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億185万4,000円を減額し、予算の総額を3万7,000円とするものであります。この大きな減額は、土地開発基金所有の土地を上野工業団地造成事業特別会計に売却する時期が、事業協力者との調整に時間を要し、来年度にずれ込むことにより、当会計で行う予定だった土地開発基金の土地購入や土地売り払いなどが本年度行えなくなったことによるものであります。

それでは、はじめに、歳入について御説明を申し上げます。5ページをお開きください。

1款1項1目土地開発基金繰入金を4,013万4,000円、同じく2項1目一般会計繰入金を4,000万円減額しますのは、基金所有の土地購入費の財源が不要になったことによるものであります。

4款1項1目不動産売払収入を2,175万4,000円減額いたしますのも、土地売り払いが来年度に

延びたことによるものであります。

次に、歳出予算につきまして、7ページから御説明を申し上げます。

1款2項1目一般会計繰出金を6,000万円、2款1項1目財産購入費を4,188万8,000円それぞれ減額いたしますのも、歳入と同様に土地購入や土地売り払いが来年度に延びたことによるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第11号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第11号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第11号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,739万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,877万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目1節特別徴収保険料現年度分の説明欄1第1号被保険者保険料を786万3,000円、3節普通徴収保険料滞納繰越分の説明欄1第1号被保険者保険料滞納繰越分を45万円、それぞれ増額しますのは、決算見込みに基づく増額であります。

次に、中段の２款１項１目国庫支出金の介護給付費負担金の2,423万1,000円増額、その下から次のページにかけて２項２目地域支援事業介護予防交付金の138万8,000円の減額、その下、３款１項１目支払基金交付金の介護給付費交付金の1,264万7,000円の増額、２目地域支援事業支援交付金の145万8,000円の増額、その下、４款１項１目県支出金の介護給付費負担金の74万3,000円の減額、次のページの２項１目地域支援事業介護予防交付金の69万4,000円の減額、以上のものはいずれも歳出の決算見込みに伴い、負担割合に基づきそれぞれ増減するものであります。

その下、６款１項４目低所得者保険料軽減繰入金を25万円増額いたしますのは、過年度分の精算によるものであります。その下、５目その他一般会計繰入金の276万2,000円の減額は、歳出の職員人件費の減額に合わせた補正であります。

その下から次のページにかけて、８款２項３目雑入を608万7,000円増額する、その内訳は１節雑入の説明欄１雑入の49万2,000円の内容は、介護給付費の請求過誤による差額返還と特定入所者サービス費の返還が主なものです。２節過年度収入の説明欄１介護給付費交付金追加交付の559万5,000円の内容は、過年度分が追加交付されることとなり、増額したものです。

次に、歳出について御説明いたします。９ページの下段を御覧ください。

はじめに、２款保険給付費関係です。２款１項５目施設介護サービス給付費、説明欄（２）19節を1,850万3,000円の増額、その下の９目居宅介護サービス計画給付費、説明欄（２）19節を154万5,000円増額、その下、７項１目特定入所者介護サービス費、説明欄は11ページ上段の（２）19節を68万4,000円増額いたしますのは、いずれも決算見込みに基づく補正であります。

次に、４款地域支援事業関係です。４款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄（２）13節配食サービス事業を60万円減額、その下、２目介護予防ケアマネジメント事業費、次のページ、説明欄（２）19節を51万6,000円増額、その下、３項４目任意事業費、説明欄（２）20節介護用品支給を53万2,000円増額、その下、７目認知症総合支援事業費21万5,000円減額する主なものは、説明欄（２）１節認知症初期集中支援チーム検討会を13万2,000円減額するものと、19節認知症カフェ設置補助金を14万円減額いたします。いずれも決算見込みに基づく補正であります。

次に、13ページの５款１項２目償還金を79万5,000円増額いたしますのは、説明欄（２）23節国庫負担金返還金と県負担金返還金であり、過年度分の負担金確定により返還するものです。その下、２項１目他会計繰出金、説明欄（２）28節一般会計繰出金（給付費等）を537万9,000円増額いたしますのは、過年度分の介護給付費と地域支援事業費を返還するものです。

最後に、６款予備費を2,302万2,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（高畑博行君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

歳出の部の10ページ、2款1項5目施設介護サービス給付費に関してです。説明欄（2）施設介護サービス給付費が1,850万3,000円の増額補正をされています。これは、決算見込みの上の補正だと思うわけですが、2万人を切る人口規模の自治体の割には介護施設が充実している本町の特徴として、施設入所の割合が高いために、施設介護費の伸びがあるという判断ができるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えいたします。

町には、介護施設として特別養護老人ホーム79床、介護老人保健施設200床、介護療養型医療施設60床があります。特に介護老人保健施設は平成27年度に100床開設されたこともあり、人口規模と比較して充実しております。このため、介護認定者数に対する認定施設入所者の割合が県の18%に対し、町は29%と高くなっております。

充足率の高い介護老人保健施設は、リハビリ等による家庭への復帰を支援する施設ですので、施設が充実していることは町民がより良いサービスを受け、自立した生活に復帰できる環境にあると考えております。

また、少しでも長く自立した生活が営めるよう、介護予防事業を充実させていくとともに、在宅介護を選択できるよう、訪問看護ステーションや小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の整備を図り、介護給付の適正化を図ってまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（佐藤省三君） 介護保険特別会計の歳出について、1点だけ質問をさせていただきます。

介護保険特別会計の歳出を見させていただきますと、1款の総務費と4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、それから4款1項7目ですか、認知症総合支援事業費を除いて、ほぼ全ての項目で増額補正となっています。今後、小山町の介護保険の行く先、将来といいますか、今後どのような方向に進むのか、ちょっと心配になるわけですが、そこの辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

町では平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とします小山町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を現在作成しております。この中で、3年間の介護給付費、どのくらいになるかということ算定し、それを賄うための保険料を算出するという事で財源の確保等も行ってきております。

また、その中で、先ほども申し上げましたように、在宅医療の方に比率を高めていくというこ

とを含めまして、施設整備等も充実させていくと。その他には、やはり一番大事なのは、介護予防事業、介護予防をしていくことによって町民の皆さんが要介護状態にならないように、また、なるのを少しでも遅らせるようにしていくと、そちらの方に尽力していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第12号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第12号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,320万円にするとともに、繰越明許費を設定するものであります。

はじめに、繰越明許費の設定について御説明をいたします。4ページをお開きください。

工事監理及び水文調査の事業につきましては、一部用地買収の遅れが生じたことによる造成工事の遅延により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開きください。

4款1項1目不動産売払収入を800万円増額しますのは、造成に伴い伐採した立木の売り払い金額が確定したことにより増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費を10万7,000円増額しますのは、職員人件費の不足分を増額するものであります。

4款1項1目予備費を789万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第13号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第13号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ23億5,341万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億158万1,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

はじめに、繰越明許費について御説明いたします。4ページをお開きください。

自然環境調査は、保全対策の検討に期間を要していること、また、土木造成基本設計は排水先及び開発区域の決定に期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。事業用地取得につきましては、用地測量等の遅れにより、次年度に用地買収がずれ込むことから、年度内契約が見込まれる分についてを繰り越すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般会計繰入金を58万1,000円増額しますのは、主に職員人件費の不足分に充てるためのものであります。

2款1項1目用地取得等事業債を23億5,400万円減額しますのは、歳出の事業費の決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費を49万7,000円増額しますのは、職員人件費の不足分を増額するものであります。

2款1項1目事業費を23億5,391万6,000円減額しますのは、実施を計画していた各種調査、測

量等の業務について、造成計画の遅れに伴い実施できなくなった業務について減額し、また、事業用地の用地買収及び物件等移転補償は、来年度以降の契約となる部分についてを減額するものであります。

次に、地方債の補正について御説明いたします。5ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました歳入の用地取得事業債の補正に合わせ、限度額を3億9,200万円に減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第14号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第14号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,228万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,178万7,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

はじめに、繰越明許費について御説明いたします。4ページをお開きください。

工事監理及び施設整備は、事業用地の取得等に期間を要し、年度内の発電所整備が完了できない見込みとなったため、施設整備と、これに伴う工事監理を繰り越すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目県補助金を771万3,000円減額しますのは、県のふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

2款1項1目事業債を2,000万円増額しますのは、県補助金の減額分並びに施設整備の事業費の

増額補正に合わせ増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目事業費を1,228万7,000円増額しますのは、発電所建設地の地盤改良に必要な追加工事等を行うものであります。

次に、地方債の補正について御説明いたします。5ページにお戻りください。

先ほど御説明しました歳入の事業債の補正に合わせ、限度額を2億1,900万円に増額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（藺田豊造君） 1点だけ質問させていただきます。

歳入の部において、1款1項1目の再生可能エネルギー関連補助金、県の補助金が771万3,000円ばかり減額されています。見込不足が1割以上になっています。この減額された理由についてお答え願います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の御質問にお答えします。

県費補助金が当初の見込みに対して1割を超える減額についてどうかという御質問でございますが、この補助金ですが、静岡県内のふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金というのが県費補助金にありまして、3分の1補助の制度になっております。当初予算におきましては、県費補助金3分の1、満額7,000万円を計上しておりましたが、今年度交付申請をしたところ、3分の1の満額がつかず、6,228万7,000円という内示額が決定されたことに伴う減額でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございませんか。

○5番（藺田豊造君） 今の答弁は数字を読んだだけの話。この内容について、こういうふうな予算を出したんだけど、なぜ減額された、なぜ満額とれなかったかということについて、私は質問しているんです。それについてお答えください。

それから、こういうふうな予算を出すときにふかして出しているのかどうなのかということも合わせてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の再質問にお答えします。

金額の精査をしているのかということで、この金額6,228万7,000円の県費補助を受けた事業の概要ですけれども、これは今現在、工事を発注しております木質バイオマス発電所の建設本体工事、さらに造成の工事と外構工事等一式、それら工事に対する補助申請でございました。

7,000万円に対して6,228万7,000円ということだったんですけれども、この交付申請時におきましては工事発注ベースの積算となっておりますので、ふかして交付申請したというようなことはございません。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 平成29年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第15号 平成29年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第15号 平成29年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

それでは、2ページをお開きください。

はじめに、継続費の補正についてであります。

湯船原工業団地配水施設整備工事は、平成28年度当初予算におきまして、平成28・29年度の2か年にわたる継続費を設定しておりましたが、県企業局が実施しております湯船原工業団地造成本体工事の進捗状況に合わせて年割額を変更し、平成30年度まで継続するものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。収益的収入についてであります。

1款2項4目長期前受金戻入を80万9,000円増額しますのは、補助金を受けて取得した資産の減価償却見合い分を精査し、決算見込みに合わせ増額するものであります。

次に、収益的支出についてであります。

1款1項4目業務費のうち、3節賃金を4万4,000円増額しますのは、臨時職員1名分の賃金について、賃金改定により増額するものであります。

次に、1款1項6目減価償却費のうち、31節有形固定資産減価償却費を155万3,000円増額しますのは、固定資産の減価償却費を精査し、決算見込みに合わせ増額するものであります。

次に、5ページをお開きください。はじめに、資本的収入についてであります。

1 款 1 項 1 目企業債を 2 億円減額しますのは、湯船原工業団地配水施設整備工事の進捗に合わせ減額するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1 款 1 項 2 目配水施設費のうち、13 節委託料を 114 万円及び 41 節工事請負費を 6,696 万円減額しますのは、収入でも御説明をいたしました但、県企業局が実施しています湯船原工業団地造成本体工事の進捗状況に合わせて減額をするものであります。

今回の補正によりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が 3 億 5,301 万 6,000 円となります。

それでは、1 ページにお戻りください。先ほど御説明いたしました不足する額につきましては、1 ページ第 3 条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 16 号 町道路線の廃止について

○議長（米山千晴君） 日程第 16 議案第 16 号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第 16 号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づく町道の廃止であります。

廃止する路線は、大胡田地内から用沢地内に通じる町道打越用沢線であります。

現在、町が進めております都市計画道路大胡田用沢線整備事業と、その先の市街化調整区域内の計画道路を計画的に整備するために、本定例会において道路認定を上程いたします町道大胡田用沢線と重複することから廃止するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第17号 町道路線の認定について

○議長(米山千晴君) 日程第17 議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第17号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

はじめに、町道5049号線であります。この路線は、小山町一色地内で民間事業者が施工しました宅地造成事業が平成29年12月22日に完了し、事業者が区域内に設置した道路について、都市計画法第40条第2項の規定により、町が帰属を受けたので認定をするものであります。

次に、町道5050号線についてであります。この路線は、小山町用沢地内で町が進めております優良田園住宅整備事業により、区域内に整備された道路を認定するものであります。

次に、町道大胡田用沢線であります。この路線は、平成24年2月28日に都市計画道路の変更決定を受け、市街化区域内の街路事業は既に着手しておりますが、市街化調整区域内についても町道整備事業として実施することから、街路事業部分と町道整備事業部分を合わせて町道大胡田用沢線として認定をするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第18号 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第18 議案第18号 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例につい

てを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第18号 小山町金太郎元気基金条例の廃止についてであります。

本案は、平成24年12月、町制施行100周年を記念し、後世に残る記念事業の実施に要する経費に充てるため、設置しました小山町金太郎元気基金条例を廃止しようとするものであります。

この基金は、町制施行100周年記念事業を実施するに当たり、各企業から頂きました協賛金の一部を原資としたものであり、現在で472万2,000円の残高があります。

基金の設置から5年以上経過した現在、ふるさと納税の取り組みが始まり、大幅な伸びを見せていることや、内陸のフロンティアを拓く取組による未来拠点事業など、大きな変化、進展がありました。

これらの取り組みにより、小山町金太郎元気基金条例の当初の目的を達成できると考えられることから、小山町金太郎元気基金条例を廃止しようとするものであります。

なお、基金にあります472万2,000円につきましては、当該基金の目的に従い、先ほど御承認をいただきました3月一般会計補正予算により金時公園整備事業に充当いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、小山町が所有する温泉を活用して、平成30年度から温泉供給事業を開始するに当たり、事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特別会計条例を制定するものであります。

条例に規定する内容は、特別会計を設置する目的及び特別会計の歳入歳出予算の区分であります。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第20号 小山町小山P A周辺開発事業特別会計条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第20号 小山町小山P A周辺開発事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第20号 小山町小山P A周辺開発事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、本町が三来拠点事業として進めております大御神地先の小山パーキングエリア周辺地区におきまして、スマートインターチェンジを活用した周辺開発事業を、平成30年度から実施するに当たり、事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特別会計条例を制定するものであります。

条例に規定する内容は、特別会計を設置する目的及び特別会計の歳入歳出予算の区分であります。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本案は、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立を受け実施される、国民健康保険制度改革に対応するため、小山町国民健康保険特別会計条例、小山町国民健康保険税条例、小山町国民健康保険保険給付等基金条例、小山町国民健康保険条例の4条例の一部を改正するものであります。

改正の内容等について、条文ごとに申し上げます。28ページをお開きください。

第1条は、小山町国民健康保険特別会計条例の改正であります。

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となります。これに伴い、歳入歳出科目が変更となることから、小山町国民健康保険特別会計条例の一部を改正し、主な歳入歳出内容について表記を改めるものであります。

第2条は、小山町国民健康保険税条例の改正であります。

平成30年度から、市町は県に対し国民健康保険事業費納付金を納付し、県は市町に対し保険給付に必要な費用を全額支払うこととなります。改正国保法第76条において、市町は納付金を含む国民健康保険事業に要する費用に充てるために、国保税を徴収すると規定されることから、課税額に係る規定について改正を行うものであります。

第3条は、小山町国民健康保険保険給付等基金条例の改正であります。

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるため、町において保険給付費等の支払の資金としての基金は必要なくなります。しかし、県への納付金納付の財源として、また、納付金の財源確保のための国保税引き上げに対する激変緩和等、国民健康保険事業の健全な運営を図るための資金としての基金が必要となります。

そこで、基金の名称を小山町国民健康保険事業基金に変更し、国民健康保険事業の健全な運営を図るための資金に充てるものとするものであります。

30ページをお開きください。第4条は、小山町国民健康保険条例の改正であります。平成30年度から県も国民健康保険の保険者となることから、県に国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されます。従来、町には国民健康保険運営協議会を設置していましたが、当該協議会の名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更するものであります。

なお、本案件につきましては、条例の改正案について、小山町国民健康保険運営協議会に諮問

し、2月5日に開催されました協議会において承認されておりますことを報告いたします。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定についてであります。

本案は、役場本庁舎について将来の新庁舎建設あるいは現庁舎の大規模改修などに備え、将来的な財政負担の軽減を図るため、基金を設けようとするものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

それでは、議案書の32ページを御覧ください。

本条例は7か条から成っており、第1条では基金の設置を、第2条及び第3条では基金への積立と管理方法を、第4条では運用収益の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、最後に、第7条で委任規定をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定についてであります。

本案は、子どもたちが心豊かにたくましく成長することができるよう、子育て及び教育環境の整備等を行う経費に充てるため、基金を設けるものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

条例は7か条から成っており、第1条では基金の設置を、第2条及び第3条では基金への積立と管理方法を、第4条では運用収益の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、第7条では委任をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとし、関連する現行の小山町教育施設準備基金と小山町地域福祉基金を整理・統合するため、両基金を廃止いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めており、平成30年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の53、54ページを御覧ください。

1点目は、未来創造部の新設であります。現行の経済建設部の事務内容が多岐にわたっていることから、未来拠点事業に関連するセクションにつきまして新たに未来創造部を設置し、これまで経済建設部において所掌しておりました都市計画及び開発に関する事務、建築に関する事務、区画整理、市街地整備及び公園に関する事務、企業立地に関する事務、移住、定住及び結婚支援に関する事務、住宅に関する事務を所掌します。

2点目は、オリンピック・パラリンピック推進事務局の新設であります。御存知のとおり、東京オリンピックの自転車競技が小山町内で開催されることとなったことから、大会開催に向けた準備・各種連絡調整等の事務を行うオリンピック・パラリンピック推進局を設置し、東京オリンピック・パラリンピックに関する事務を所掌とします。また、オリンピック・パラリンピック推進局は、その事務内容が各部を横断的に関連することから、既存の部には属さないこととします。

なお、この条例の施行日は、平成30年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第25 議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町長の諮問に対する小山町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の額及び特別職の職員の給料月額について改正するものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の57、58ページを御覧ください。

はじめに、議員報酬の改正であります。議長は1万5,000円の増額で月額32万円、副議長は月額1万5,000円の増額で月額28万円、常任委員長及び議会運営委員長は月額2万円の増額で月額27

万円、議員は月額2万円の増額で月額26万円とするものであります。

次に、59、60ページを御覧ください。

特別職の職員の給料月額の改正であります。町長は月額1万円の増額で月額76万円、副町長は月額1万円の増額で月額62万円、教育長は月額2万円の増額で月額59万円とするものであります。

なお、施行日は平成30年4月1日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第26 議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町教育支援委員会に新たに設置する専門調査員に対する報酬の額を定めることに伴い、条例の改正をするものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の61、62ページを御覧ください。

改正内容は、別表第1中段のとおり、表の中に教育支援委員会専門調査員、月額6,700円を追加するものであります。

小山町教育支援委員会では、特別な支援を必要とする児童生徒が県の専門調査を受ける状況なのか、それとも特別支援学級への入級が適切であるのかなど、専門的見地を持って審査する専門

部会があります。その専門部会に、専門的な調査をして情報を提供する専門調査員を来年度配置いたします。

専門調査員は、児童生徒の心理を科学的に検査し、検査結果をもとに報告書を作成するなどの特殊な業務を行います。報酬については、近隣の市町の専門調査員と同程度の日額6,700円に定めるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第27 議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

国におきまして、都道府県から指定都市や市町村への権限委譲を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成29年4月26日に公布され、一部を除いて平成30年4月1日から施行されます。それに伴い、改正する法律の中に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が対象となり、改正が行われました。同法第3条の第7項以降の項が繰り下がる改正が行われ、関連する小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第28 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法の改正による質問検査対象者の拡大と、介護保険法施行規則による保険料に係る基準所得金額の改定、そして、第7期介護保険事業計画に基づく、平成30年度から平成32年度までの3年間の第1号被保険者の保険料を改定するために小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

資料は、条例改正資料新旧対照表の65ページからとなります。

保険料の改定につきましては、第2条第1項及び第2項を改正することにより改定しております。具体的には、第7期介護保険事業計画策定に際し、高齢化の進展に伴う要介護認定者数及び介護給付費の見込額を推計し、これを賄うために必要な保険料を算定しました。

これにより、介護保険料基準額を月額5,500円から6,200円に700円増額し、この基準額をもとに所得等により10区分に分けて、それぞれの標準割合を乗じた額を保険料の額としました。

また、省令の改正により、保険料の第8区分の所得上限を基準所得金額の改定に伴い290万円未満から300万円未満に引き上げております。

また、質問検査の対象者拡大としましては、第16条中第1号被保険者を被保険者に改めるものであります。

最後に、附則において本条例の施行日を平成30年4月1日からとし、第2条関係の保険料の適用を平成30年度分からとすることを規定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第29 議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、国民健康保険から後期高齢者医療制度に被保険者資格が変更となる場合において住所地特例制度を継続することとなり、これに基づき小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の資格の適用については、それぞれ住所地で行うことを原則としており、施設等に入所することにより住所を変更した方については、住所地特例を設けて、前住所地の保険制度の被保険者としております。

しかし、現行制度において、国保の住所地特例者が75歳到達等により、国保から後期に移行する場合、住所地特例が適用されず、施設所在地の広域連合の被保険者となります。

この取扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている方が後期の被保険者となる場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者となるように改正するものであります。

このため、小山町後期高齢者医療に関する条例の第2号の規定を改めるとともに、第5号を新たに追加することにより、保険料を徴収すべき被保険者に、住所地特例を受けている者を加えるものであります。

なお、今回の制度改正については、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療の被保険者となる方から適用されます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第30 議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、農村公園である足柄ふれあい公園において、主な施設にバーベキューガーデンを追加するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料新旧対照表の73、74ページをお開きください。

改正の内容ですが、第5条第9号を「足柄ふれあい公園（以下ふれあい公園という。）の指定された場所以外で火気を使用すること」に改めるものであります。

次に、第7条第1項第6号にふれあい公園の指定された場所でバーベキューを行うことを加えるものであります。

次に、資料75、76ページをお開きください。別表第1の表の主な施設の欄にバーベキューガーデンを加えるものであります。

次に、77、78ページをお開きください。別表第2の表にバーベキューガーデンを使用する行為として、1卓1日2,000円、使用時間は10時から16時まで、ただし6月1日から8月31日までの間は10時から18時までをそれぞれ加えるものであります。

また、合わせて各条文の文言を整理するものであります。

なお、条例の施行日は平成30年4月25日からとしてあります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算

日程第32 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第33 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第34 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第35 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第36 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
日程第37 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
日程第38 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第39 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第40 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第41 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第42 議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
日程第43 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第44 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第31 議案第31号から日程第44 議案第44号までの平成30年度予算14件を一括議題とします。

町長から、当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

小山町の平成30年度当初予算は、一般会計において、歳入の根幹である町税が4年ぶりに増収見込みとなり、地方交付税などを含めた一般財源総額でも増額を見込んでおります。

しかし、新東名高速道路関連の町道整備事業など投資的経費の増大により、財政状況は楽観できない状況となっております。

そのような中ではありますが、町長任期2期目の仕上げの年度であることから、第一に町民満足度の向上に向けた施策を推進してまいります。

第二に、雇用の場の創出や賑わいづくりを目指す三来拠点事業を推進してまいります。

第三に、市街化区域の活性化を図る施策を推進してまいります。

第四に、子育てに優しい町を目指し、子育て支援の充実を図ってまいります。

第五に、定住・移住を促進する施策を推進してまいります。

この5つの分野に重点配分を行い、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である小山町を元気にする金太郎大作戦第二章を推進する予算編成いたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明いたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、環境基本計画に基づき、生物情報の収集等の各種調査を引き続き行ってまいります。

また、湯船原地区で、木質バイオマス発電を開始してまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な汚水処理を推進するために、水道事業では、配水施設の整備などの第6期上水道拡張事業に取り組んでまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化事業を実施してまいります。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

菅沼谷戸地区での区画整理事業を進めるため、調査業務に取り組んでまいります。

また、足柄地域の活性化を図るため、(仮称)足柄駅交流センター実施設計に取り組んでまいります。

さらに、成美地区の活性化を図るため、富士紡落合社宅周辺の開発を進めてまいります。

次に、便利で快適な道路網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3628号線道路整備を進めてまいります。

また、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収、工事を実施してまいります。

それに、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備に取り組んでまいります。

さらに、東京オリンピックの自転車競技ロードレースのゴール会場となる、富士スピードウェイの前面道路の町道上野大御神線の改良舗装工事に取り組んでまいります。

次に、金太郎公共交通計画に基づき、自主運行バスの運行や、生活確保維持路線に対する補助を継続して実施し、公共交通の活性化を図ってまいります。

良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘団地改修を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県プロジェクト「TOUKA I-0」と連携し、住宅耐震化事業を進めてまいります。

次に、公園・緑地整備の推進として、地域活性化の拠点として活用するため、豊門会館改修事業に取り組むとともに、富士山の景勝地である誓いの丘の整備を進めるため、実施設計に取り組んでまいります。

次に、2つ目の基本目標「安心・安全なまち」に掲げている、健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉の施策として、地域福祉計画をもとに、民生委員や各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

次に、町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進

し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

さらに、健康寿命の延伸を図るため、小山町の気候に適合したクアオルト健康ウォーキング事業に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、シニアクラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブや地域子育て支援センター「きんたろうひろば」等の運営の充実を図ってまいります。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を行うとともに、ファミリーサポートセンター事業を継続して実施してまいります。

さらに、安心して子どもを預けられる施設の整備として、須走地区のこども園整備に向け、基本設計及び実施設計に取り組んでまいります。

また、中学校3年生までのこども医療費の無料化を高校3年生まで拡大し、安心して適切な医療を受けることができる環境を整えてまいります。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や災害時の体制の強化を目的に、組立式避難所用トイレ等の防災資機材の整備を実施してまいります。

また、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団機能の強化として、第6分団消防ポンプ自動車を更新してまいります。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策について、地域住民をはじめ関係者とともに、小山町山地強靱化総合対策協議会を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に強い森林づくりを目指してまいります。

さらに、災害時の住民への情報伝達に不可欠な、同報系無線設備のデジタル化を進めてまいります。

また、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家対策補助を進めてまいります。

次に、3つ目の基本目標「いきいきとしたまち」に掲げている教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、ボランティア支援センターを充実するとともに、小中学生を対象とした、ふるさとを知り、貢献する事業「ふるさと博士金太郎事業」を新規に実施し、ボランティア活動の場を広げてまいります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら、健康な体力づくりができ

るよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き開催してまいります。

地域文化の振興のため、国登録有形文化財の森村橋の修景・復原事業を進めてまいります。

次に、将来を担う子どもたちが、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーや指導主事、また町単独で講師を配置し、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、子育てに悩む保護者等に対応するため、子ども相談室の充実を図ってまいります。

さらに、児童生徒にとって安全で快適な学校施設整備として、トイレの洋式化を進めてまいります。

次に、地域間交流・国際交流の推進のために、文化・観光交流等を促進するとともに、国際姉妹都市との交流を深め、国際的視野を持てる子どもたちの語学力等の向上を図ってまいります。

次に、三来拠点事業を推進する施策であります。

湯船原地区のうち、新産業集積エリア、ロジスティックターミナルエリアにおいて工業団地造成事業を実施してまいります。

また、小山PA周辺地区の開発を進めてまいります。

さらに、新産業集積エリア内に、民間のこども園の誘致を進めてまいります。

次に、生産性が高く、効率的な農業を推進するため、中山間地域総合整備事業と、経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

また、豊かな森林資源を活用するように、地域ごと森林経営計画を策定するとともに、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

さらに、山村道路網整備事業の金時線改良工事を進めてまいります。

次に、日本版DMOを構築し、観光地域づくりを戦略的に推進してまいります。

また、静岡県全域で実施するデスティネーションキャンペーンにより、富士山や富士箱根トレイル等の観光資源を活用した観光交流を推進してまいります。

それに、世界遺産である富士山の須走口五合目の利便性を高めるため、インフォメーションセンター建設予定地測量に取り組んでまいります。

また、須走地区の本通りの電線地中化に向け設計業務に取り組んでまいります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、自転車を活用したまちづくりを推進してまいります。

次に、定住・移住の促進と婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

また、優良田園住宅地での宅地分譲を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている、広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議や二市一町行政懇談会などにおいて、研究活動を進めてまいります。

また、新規借入地方債については、適債性を重視した借入としてまいります。

総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、効率的・効果的な行政運営の推進を行ってまいります。

また、町民との協働により、町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図ってまいります。

以上、平成30年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明いたしました。

小山町の特別会計を含めた平成30年度当初予算総額は、218億3,191万円であります。

このうち、一般会計は124億8,000万円とし、前年度当初予算106億円と比べて18億8,000万円、17.7%の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は37億8,011万円で、歳入全体の30.3%を占め、前年度に比べて3,985万円の増額となっております。

特別会計予算も合わせました平成30年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について、提案説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算から議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算までの14件について一括御説明をいたします。

はじめに、議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書の14ページをお開きください。

はじめに、継続費の設定についてであります。

豊門会館改修事業は、ふるさと寄附金を活用し、平成30年度から31年度までの2か年で事業を実施するため、継続費を設定するものであります。

次に、15ページの債務負担行為の設定についてであります。

子ども・子育て支援事業計画策定、都市計画図電子化業務委託、菅沼谷戸地区区画整理事業調査業務は、いずれも平成30年度から平成31年度までの2か年で事業を行うもので、その業務委託に要する経費につきまして平成31年度の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、16ページから17ページにかけての地方債であります。平成30年度事業の財源等として、総額11億8,580万円を限度額に借り入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

お手元の予算書付属資料の3ページをお開きください。

主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は、37億8,011万円、前年度に比べ3,985万円、1.1%の増となっております。町税の内訳につきましては、次のページを御覧ください。町民税の個人分は10億7,500万円、前年度に比べ1,200万円、1.1%の増、また、法人分につきましては3億10万円、前年度に比べ2,005万円、7.2%の増額となっております。

町民税につきましては、給与所得の伸びが見込まれることから個人分を、また、企業の業績見込みから法人分の増額をそれぞれ見込んでおります。

次に、固定資産税のうち純固定資産税は22億500万円、前年度に比べ1,800万円、0.8%の増となっております。設備投資による償却資産の増額を見込んでおります。

それでは、付属資料の3ページへお戻りください。

2 款地方譲与税から12 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が示しました平成30年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

11 款の地方交付税は、地方財政計画から4,000万円の増額を見込んでおります。2 款から12 款までの増減額を合わせますと4,400万円の増額となっております。

次に、15 款国庫支出金は、19億4,820万8,000円、前年度に比べ2億4,447万9,000円、14.3%の増額であります。町道上野大御神線道路改良舗装工事に対する防衛施設道路整備事業費補助金の増額が主なものであります。

次に、17 款財産収入は5億6,014万1,000円、前年度に比べ2億2,194万3,000円、65.6%の増額であります。旧RDFセンター用地の売り払いを見込むことが増額の主な要因であります。

次に、18 款寄附金は16億2,831万円、前年度に比べ5億5,614万7,000円、51.9%の増額であります。ふるさと寄附金の増額を見込むものが主なものであります。

次に、19 款繰入金は8億7,389万8,000円、前年度に比べ1億9,277万9,000円、28.3%の増であります。主なものは、豊門会館改修事業の財源として文化財保護基金からの繰り入れや、各種事業の着実な推進のための総合計画推進基金からの繰り入れによるものであります。

次に、21 款諸収入につきましては5億1,067万2,000円、前年度に比べ3億1,989万円、167.7%の増額であります。足柄S A周辺地区開発道路整備事業に対する受託事業収入が主なものであります。

次に、22 款町債につきましては11億8,580万円、前年度に比べ2億5,920万円、28%の増額であります。主な要因は、公共道路整備事業等の社会資本整備総合交付金を活用する事業費の増加によるものであります。また、資料にはありませんが、地方の財源不足に対応するように平成30年度地方財政対策として措置をされます臨時財政対策債につきましては、前年度に比べ2,000万円減の3億3,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

はじめに、付属資料5ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものにつきまして説明いたします。

まず、2款総務費は27億4,215万9,000円、前年度に比べ6億83万2,000円、28.1%の増額であります。

主な増額の要因は、ふるさと寄附をいただいた方へのお礼の品を贈るための経費やRDFセンター用地の財産購入費、また、ふるさと寄附金の一部を教育振興基金に積み立てるものであります。

次に、7款土木費は38億9,957万9,000円、前年度に比べ12億439万3,000円、44.7%の増であります。

主な増額の要因は、足柄SA周辺地区開発道路整備事業や工業団地アクセス道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事によるものであります。

次に、9款教育費は11億278万8,000円、前年度に比べ1億9,308万5,000円、21.2%の増であります。主な増額の要因は、森村橋修景・復原事業や小学校のトイレ洋式化工事によるものであります。

続いて、付属資料6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。はじめに、物件費は23億1,925万8,000円、前年度と比べて2億8,494万9,000円、14%の増であります。主な増額の要因は、ふるさと寄附をいただいた方へのお礼の品を贈るための委託料の増額によるものであります。

次に、普通建設事業費は42億5,296万5,000円、前年度と比べて14億6,000万1,000円、52.3%の増であります。主な増額の要因は、足柄SA周辺地区開発道路整備事業、工業団地アクセス道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事、森村橋修景・復原事業によるものであります。

次に、一番右側の列のその他は4億1,214万5,000円、前年度と比べて8,527万4,000円、26.1%の増額であります。

主な要因は、ふるさと寄附金の一部を教育振興基金に積み立てる積立金の増額によるものであります。

以上が、議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

付属資料の8ページをお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づくものであり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,000万円、前年度に比べ3億2,300万円、14.3%の減額となっております。予算の大半は、保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

付属資料9ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ623万9,000円、前年度に比べ145万6,000円、30.4%の増であ

ります。

平成30年度の貸し付けにつきましては、10人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け1人を見込んでの編成であります。

次に、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく付属資料の9ページを御覧ください。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくものであり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,015万8,000円、前年度に比べ2,140万1,000円、10.3%の増であります。

次に、議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

付属資料の10ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,110万6,000円、前年度に比べ941万2,000円、4.3%の減となっております。主な内容は、使用料と一般会計からの繰り入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を行うものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく付属資料の10ページを御覧ください。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,925万1,000円、前年度に比べ2,736万円、26.9%の増であります。

次に、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

付属資料の11ページを御覧ください。

この会計は、介護保険法第3条に基づくものであり、予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,200万円、前年度に比べ1億2,500万円、7%の増額となっております。歳出予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費であります。

次に、議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく11ページを御覧ください。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,600万円、前年度に比べ2億500万円、88.7%の増となっております。

主な内容は、事業収入で起債の償還を、また起債を財源に分譲地の造成を行っていくものであります。

次に、議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

付属資料12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,800万円、前年度に比べ2億1,280万円、470.8%の増額となっております。主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくもの

であります。

次に、議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。
同じく12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区の上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億9,300万円、前年度に比べ5億6,200万円、20.4%の減となっております。主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

付属資料13ページを御覧ください。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,662万9,000円、前年度に比べ2億2,237万1,000円、82.7%の減額となっております。主な内容は、事業収入を財源に、木質バイオマス発電を行っていくものであります。

次に、議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算についてであります。
同じく13ページを御覧ください。

この会計は、小山P A周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億300万円となっております。主な内容は、繰入金と事業債を財源に、開発事業を行っていくものであります。

次に、議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

同じく13ページを御覧ください。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ708万5,000円となっております。主な内容は、使用料及び負担金を財源に、温泉を供給し、温泉供給施設の維持管理や改修を行っていくものであります。

次に、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算についてであります。

16ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額 3億65万1,000円、前年度に比べ1,251万5,000円、4%の減額となっております。

支出は、予定総額 2億9,811万2,000円、前年度に比べ3,293万8,000円、12.4%の増額となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額 1億5,912万円、前年度に比べ5億2,644万円、76.8%の減額となっております。

支出は、予定総額 3億9,133万円、前年度に比べ5億2,213万2,000円、57.2%の減額となっております。

ります。

なお、収入が支出に対して不足する額、2億3,221万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補填したいと考えております。

以上が、議案第31号から議案第44号までの平成30年度当初予算関係14件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 企画総務部長の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月21日水曜日 午前10時開議

議案第31号から議案第44号までの平成30年度予算14件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

平成30年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成30年2月21日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	11番	池谷 洋子君
	12番	米山 千晴君		
欠席議員	10番	梶 繁美君		

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	高橋 利幸君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	池谷 精市君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危 機 管 理 監 兼 防 災 課 長	岩田 芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野 正紀君	く ら し 安 全 課 長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
生 涯 学 習 課 長	小野 正彦君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	鈴木 辰弥君		
会議録署名議員	11番 池谷 洋子君	1番 遠藤 豪君	
散 会	午後1時52分		

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
- 日程第13 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第14 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。梶 繁美君は本日の会議を欠席する旨の届け出がなされておりますので、御報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。室伏副町長、遠藤経済建設部長代理は、本日の会議を欠席しておりますので報告いたします。

日程第1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第31号 平成30年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書は20ページを御覧ください。

はじめに、町税の概要を申し上げます。1 款町税の総額は37億8,011万円と、平成29年度に比べ3,985万円、率にして1.1%の増額となっております。内訳といたしまして、1 項町民税は13億7,510万円で町税全体の36.3%、2 項固定資産税は22億1,800万円で町税全体の58.7%と、この2つの税目が町税収入の大半を占めております。

3 項軽自動車税は5,201万円で町税全体の1.4%、4 項町たばこ税は1 億3,200万円で町税全体の3.5%、5 項の入湯税は300万円を計上いたしました。

それでは、税目ごとに詳しく御説明いたします。

1 款 1 項 1 目町民税個人の現年課税分ではありますが、前年度に比べ1,200万円、1.1%増の10億6,900万円を見込みました。

次に、その下の2 目法人の現年課税分ではありますが、対象法人数は456社を見込んでおります。平成29年度決算見込み等を踏まえ、前年度に比べ2,000万円増の3 億円を計上いたしました。

次に、21ページを御覧ください。2 項 1 目固定資産税の現年課税分ではありますが、平成29年度当初予算課税標準額から平成30年度への変化率を見込み、算定いたしました。

説明欄を御覧ください。土地につきましては、全国的には地価の下落率は縮小し、上昇や横ばいに転じている場所もあるものの、地方におきましては依然として下落基調が続いていることか

ら、平成29年度時点修正に、地価下落をできる限り反映し、課税標準額を1.1%減額し、6億8,753万8,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、3年に1度の評価替え年度に当たることから、既存の家屋に対する経年減価を6.6%と見込みました。また、新築家屋の増額分を加味し、7億6,382万円としたところであります。

償却資産につきましては、年間平均減価償却率が3.5%程度であることと、新規の設備投資を見込み、7億7,824万8,000円を計上いたしました。

予算計上におきましては、収納率を98.8%とし、純固定資産税分では前年度に比べ2,300万円、1.1%増の22億300万円を見込んだところであります。また、滞納繰越分につきましては200万円を計上いたしました。

次に、22ページを御覧ください。3項1目軽自動車税現年課税分ではありますが、平成29年4月の車両別台数を基準に、平成29年度決算見込みを踏まえ5,200万円を見込み、前年度に比べ300万円、6.1%の増といたしました。なお、収納率は99%としております。

次に、23ページを御覧ください。4項1目町たばこ税につきましては、平成30年度においても旧3級品の税率アップがありますが、近年の健康志向により喫煙者数の減少傾向が続いておりますことから、前年度に比べ1,100万円、7.7%減の1億3,200万円を見込んだところであります。

次に、5項1目入湯税は、平成29年度決算見込みから、前年度に比べ28.6%減の300万円を見込んだところであります。

次に、24ページにかけまして、2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度に比べ200万円増の7,000万円を計上いたしました。

その下の2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様であります。前年度に比べ100万円減の2,900万円を計上いたしました。

次に、25ページを御覧ください。6款1項1目地方消費税交付金は、地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。県の算出した見込額から推計し、前年度に比べ1,000万円減の3億7,000万円を計上いたしました。

次に、26ページにかけまして、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金はゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と同じく2億1,000万円を計上いたしました。なお、このゴルフ場利用税につきましては、その存続について、国において議論されているところですが、平成30年度につきましては存続することが決まっております。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金は、自動車取得税の100分の66程度に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度に比べ800万円増の3,500万円を計上いたしました。

その下の9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、それぞれの市町村に存在する財産の価格に応じて交付されるものであります。前年度に比べ100万円減の3,500万円を計上いたしました。

次に、27ページを御覧ください。11款1項1目地方交付税は平成30年度地方財政計画から推計し、前年度に比べ4,000万円増の3億7,000万円といたしました。なお、地方交付税のうち説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に、36ページを御覧ください。15款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置付け、その所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼んでいるものであります。前年度に比べ3,000万円減の1億8,120万円を計上いたしましたが、これは水道事業会計に3,000万円を計上したことによるもので、全体としての国からの交付額は、前年度と同額と見込んでおります。

その下の同じく10目地方創生交付金1,500万円は、地方創生の更なる推進に対して交付されるもので、定住促進事業など3事業に対する交付金であります。

次に、43ページを御覧ください。17款1項1目財産貸付収入3億3,547万5,000円の主なものは、1節土地貸付収入の説明欄1東富士演習場貸付料3億1,266万6,000円で、演習場として国に貸し付けをしております町有地約252.8ヘクタールの貸付料であります。

次のページの同じく2項1目不動産売払収入2億2,393万1,000円の主なものは、1節土地売払収入の説明欄1町有地売払収入2億1,693万1,000円で、御殿場市・小山町広域行政組合から購入を予定している桑木の旧RDFセンター跡地を開発事業者売却する売払収入と、旧町立体育館、旧中央公民館の町有地を宅地造成事業特別会計に売り払う売払収入であります。

次に、その下の18款寄附金16億2,831万円の主なものは、1項2目のふるさと寄附金の説明欄1のふるさと納税による寄附金16億円と、いわゆる企業版ふるさと納税と呼ばれる、説明欄2のまち・ひと・しごと創生寄附金1,000万円であります。

次に、46ページを御覧ください。19款1項3目の土地取得特別会計繰入金3,917万7,000円は、土地開発基金所有の土地を土地取得特別会計で購入する際の不足額を一般会計から繰り出すこととしておりますが、土地取得特別会計が土地を売却した後に、その同額を繰り入れるものであります。

その下の2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,320万円は、保育園、幼稚園の運営やこども医療費助成事業などの特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金からそれぞれの事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、47ページを御覧ください。19款2項5目総合計画推進基金繰入金2億8,000万円は、多く

の事業を執行するための財源調整として繰り入れをするものであります。

次に、51ページを御覧ください。21款6項1目雑入の2節雑入のうち説明欄22ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、協定に基づきまして、ミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を、環境整備協力費として納入するもので、前年度と同額を計上しております。

次に、54ページを御覧ください。22款1項6目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、平成30年度地方財政計画から推計し、前年度に比べて2,000万円減の3億3,000万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は76億6,878万1,000円で、前年度に比べ21.2%、金額にして13億3,921万5,000円の増額で、歳入全体の61.4%となりました。

それでは、次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

57ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会などの各審査会委員の報酬やいわゆる庶務にかかる経費を計上した一般行政事務費と、町長秘書費の3事業があり、前年度に比べ3,768万3,000円増の5億8,144万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、この目で計上する人件費の増加などによるものであります。

次に、60ページを御覧ください。2目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と事業進行管理や定員管理にかかる経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ273万円減の733万4,000円を計上いたしました。減額の要因は、新たな公会計制度への対応が完了したことによるものです。

次に、62ページを御覧ください。4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務等にかかる経費で、前年度に比べ9,367万1,000円増の4億1,786万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、説明欄(3)基金管理費の下から3行目の文化財保護基金積立金に6,000万円増の1億6,000万円、その下の新たに設ける教育振興基金積立金に8,000万円、それぞれ積み立てることによるものです。

次に、69ページを御覧ください。6目のうち説明欄(2)自治振興費は区長会等にかかる経費であり、前年度とほぼ同額の2,344万1,000円を計上いたしました。

次に、70ページを御覧ください。中ほどの説明欄(4)協働推進費は、町民との協働によります金太郎計画2020事業などの経費で、前年度に比べ179万1,000円増の350万3,000円を計上いたしました。増額の要因は、須走彰徳山林会様の寄附による須走まちづくり推進協議会補助金であります。

次のページの7目電算管理費は、住民基本台帳や課税事務などのプラットフォームとなる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内イントラネット、インターネット環境などを管理運用す

る経費で、前年度に比べ397万3,000円増の7,670万円を計上いたしました。

次に、72ページから73ページにかけまして、8目人事管理費は職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などにかかる経費で、前年度に比べ2万1,000円減の922万2,000円を計上いたしました。

次に、74ページにかけまして、9目諸費は臨時職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ199万6,000円増の4,329万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、来年度任用を予定しております臨時職員等109人の社会保険料の増額であります。

次に、10目土地開発基金費は土地取得特別会計財源不足額を一時手当するために繰り出すもので、3,917万7,000円を計上いたしました。なお、歳入で説明したとおり、同額が繰り入れられることとなります。

次に、2項徴税費は町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ691万1,000円減の1億2,453万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、3年に1度の土地評価替えに関する委託業務が完了したことによるものであります。

次に、81ページを御覧ください。4項3目県議会議員選挙費は、平成31年度に執行予定の県議会議員選挙に要する経費であります。実質的な事務が30年度から始まることから、240万円を計上いたしました。

その下の5項統計調査費は、前年度に比べ135万6,000円減の807万5,000円を計上いたしました。来年度は工業統計調査、住宅土地統計調査を実施する予定であります。

次に、84ページを御覧ください。7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ2,551万7,000円増の1億4,581万4,000円を計上いたしました。主な内容について説明をいたします。説明欄（2）企画調査費、19節福祉理美容による地域活性化事業補助金は、地方創生推進交付金により継続的に実施している事業であります。

説明欄（3）地域公共交通活性化事業費、19節自主運行バス負担金は、町内3ルートを回る小山町コミュニティバスと小山・足柄循環、湯船・柳島コースのバス運行に対する負担金であります。

続きまして、86ページを御覧ください。説明欄（5）成美地区活性化事業費は新規事業で、落合にありますAコープ小山店の土地、建物を購入し、新たに商業施設運営会社に賃貸する事業に要する経費であります。

次に、90ページを御覧ください。4目広域行政組合管理費は、前年度に比べ1億7,703万2,000円の増で、2億1,277万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、旧RDFセンター用地の土地購入費1億7,693万1,000円であります。

次のページの8項1目広報広聴費は、前年度に比べ2億5,790万6,000円増の8億143万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、92ページの説明欄（3）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費の新設で、事務事業を担う地域おこし協力隊にかかる経費を計上いたしました。

さらに、次のページの説明欄（５）ふるさと振興事業費は前年度に比べ２億5,164万4,000円増の７億3,598万1,000円を計上いたしました。ふるさと寄附金を前年度に比べ６億円増の16億円と見込んだことにより、大幅な増額となったところであります。

次のページの説明欄（６）スタジオタウン小山推進事業費は、フィルムコミッション事業や映像制作支援によるシティプロモーションを推進する経費で、本年度から新たに13節指定管理料900万円を計上したところであります。

次に、178ページを御覧ください。８款１項６目の説明欄（４）同報系無線設備デジタル化整備事業費は、防衛補助を受けて平成35年度までに総額６億円余をかけて同報系無線のデジタル化を進める事業で、本年度は422万5,000円を計上いたしました。

最後に207ページを御覧ください。11款公債費は町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ1,717万2,000円減の８億8,171万2,000円を計上いたしました。１目元金の起債の数は221件、利子の起債の数は241件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 平成30年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書の32ページをお開きください。中段になりますが、15款１項１目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金、説明欄１の障害者自立支援給付費負担金１億3,390万円につきましては、障害介護給付費等の２分の１を、説明欄２の障害者自立支援医療費負担金969万円は、障害者総合支援法に基づく身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るための更生医療費４名分の２分の１を、説明欄３の国民健康保険基盤安定負担金の1,425万8,000円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補填するもので、保険者支援分として２分の１を国庫負担金として見込んだものであります。

次に、33ページを御覧ください。中段の２項２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金、説明欄１の地域生活支援事業補助金1,078万7,000円は、障害者が地域生活を円滑に送るための相談支援や地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。

次に、37ページをお開きください。上段の15款３項２目民生費委託金の１節社会福祉費委託金は、説明欄１の基礎年金事務委託金333万2,000円が主なもので、国民年金法第６条に基づく法定受託事務の国民年金事務に係る委託金であります。

次に、その下の16款１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金の主なものは、説明欄３の障害者自立支援給付費負担金6,695万円で、先ほど御説明しました障害介護給付費の４分の１に相当する県負担分であります。その他、説明欄４の障害者自立支援医療費負担金484万5,000円は、更生医療費４名分の４分の１を県負担金として計上したものであります。

その下、説明欄 5 の国民健康保険基盤安定負担金3,928万円は、保険者支援分の 4 分の 1 と、低所得者に対する保険税軽減分の 4 分の 3 を、また、次の 2 節老人福祉費負担金、説明欄 1 の後期高齢者保険基盤安定負担金2,344万6,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の 4 分の 3 をそれぞれ県が負担するものであります。

次に、38ページ中段を御覧ください。16款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金2,307万6,000円のうち、説明欄 1 の地域生活支援事業補助金539万3,000円は、先ほど15款の国庫補助金で説明しました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄 3 の重度障害者（児）医療費補助金1,756万7,000円は、医療費助成額の 2 分の 1 の県補助金であります。

次に、39ページをお開きください。上段の 3 目 1 節の保健衛生費補助金2,254万7,000円のうち、説明欄 1 こども医療費補助金2,034万5,000円は、高校生世代以下の児童・生徒の入院、通院に要する医療費に対する県補助金で、入院分の補助率は未就学児は 2 分の 1、小中学生は 3 分の 1、通院分は、1 歳未満児は 2 分の 1、1 歳以上未就学児までは 3 分の 1、小中学生は 4 分の 1 であります。高校世代の補助率については、現時点で県の補助制度の詳細が示されておらず、暫定的に入院、通院ともに 4 分の 1 として計上しております。

次に、48ページをお開きください。下段の21款 3 項 1 目 1 節老人福祉費納付金509万6,000円は、養護老人ホーム 2 施設に入所しておられる方12人中 8 人分の入所者納付金であります。

次に、49ページをお開きください。中段の21款 5 項 2 目 1 節老人福祉費受託事業収入1,038万8,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の委託料として受け入れる受託事業収入であります。

次に、51ページをお開きください。21款 6 項 1 目 2 節雑入、説明欄12の予防接種負担金461万7,000円、説明欄18の各種健診負担金208万2,000円は、各種予防接種やがん検診等の自己負担金を見込み、次の52ページ説明欄36の健康福祉会館太陽光発電システム電力料金の200万円は、売電収入を見込んだものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明をいたします。

77ページをお開きください。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次の78ページの説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費、13節の電算処理394万7,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務の委託料、同じくその下の住民基本台帳システム機器保守の103万4,000円、その下の住民基本台帳システム改修307万8,000円、その下14節の戸籍総合システム使用料767万5,000円等であります。電算関係の経費が主なものとなっております。

次に、97ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の主なものは、説明欄（2）社会福祉総務費、次の98ページの中段の19節の 4 番目、社会福祉施設移転整備補助金309万3,000円で、社会福祉法人富岳会の障害者支援施設移転に伴う補助金と、その 2 つ下の地域生活支援業務交付金292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

その他では、説明欄（３）社会福祉協議会運営補助費、19節の社会福祉協議会職員費交付金2,600万円で、社会福祉協議会職員の人件費に係る交付金であります。

次に、99ページ中段の３款１項２目障害者福祉費の主なものは、説明欄（２）障害福祉総務費では、次の100ページの19節駿豆学園管理組合負担金の176万円で、本町からの入所者は２人となっております。

続いて、説明欄（３）重度心身障害者（児）援護費では、20節の重度障害者（児）医療費扶助4,000万円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、101ページの説明欄（５）自立支援給付費では、20節の障害介護給付費２億6,400万円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などへの給付費であります。

続いて、その下、説明欄（６）自立支援医療費給付費では、20節の自立支援医療費扶助1,938万円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、その下、説明欄（７）地域生活支援事業費では、13節の地域活動支援センター事業1,260万円で、生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している施設への委託料であります。

その下、同じく13節障害者相談支援事業493万1,000円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、またサービス利用支援等を行う知的、身体、精神、それぞれの施設に対する委託料で、次の102ページの20節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助の400万円、その下の障害者（児）日中一時支援費239万3,000円は、自立支援を目的に在宅で利用するサービスを支援するものであります。

その下、３款１項３目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費、13節の健康福祉会館指定管理料2,924万円で、昨年４月１日から導入した指定管理者による会館管理料であります。

次に、103ページの３款１項５目国民年金事務取扱費の主なものは、説明欄（１）職員人件費491万3,000円で、国民年金法第６条に基づく法定受託事務に係る職員１名分を計上いたしました。

次に、下段の３款２項１目老人福祉総務費の主なものは、次の104ページの説明欄（２）高齢者福祉推進費では、19節の２市１町共通無料券負担金の600万円、その下、高齢者の就業機会の確保を図るためのシルバー人材センター運営助成金1,000万円、次のページ、３番目の単位シニアクラブ活動運営費交付金316万8,000円、その下、シニアクラブ活動促進交付金160万円、19節一番下の養護老人ホーム建設事業交付金の920万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

続いて、説明欄（３）敬老会費では、13節敬老会演芸公演の100万円が主なものであります。

その下、説明欄（４）老人保護措置費では、次の106ページの20節老人措置費の3,114万3,000円で、町が措置した養護老人ホームの入所者12人分の措置費であります。

次に、下段の3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、107ページの説明欄（2）後期高齢者医療事業費、13節の健康診査業務の1,496万9,000円で、健康診査に要する費用であります。

続いて、説明欄（3）後期高齢者医療負担金では、次の108ページの19節の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億5,941万5,000円が主なものであります。

次に、116ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次の117ページの説明欄（2）保健衛生管理費、下段の14節のAED借上料75万円で、町内の24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを配置するものであります。その下、健康管理システム借上料246万3,000円と、次の118ページ、19節5番目の看護学校運営費等負担金671万8,000円は、御殿場市医師会立看護学校の経費を御殿場市と負担するものであり、その下、20節の精神障害者医療費扶助300万円は、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と、障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を助成するものであります。

その下、説明欄（3）救急医療対策事業費では、19節の御殿場市救急医療センター負担金の5,485万9,000円で、センター運営費の総支出額から収入額を差し引いた不採算分を御殿場市と人口割に基づき負担するものであります。

その下、御殿場市医師会2次救急医療業務負担金929万2,000円は、御殿場市医師会が実施している二次救急医療業務に対する負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

その下、広域救急事業費負担金77万6,000円は、駿東地域の3つの医師会が広域二次救急医療体制を目指して事業運営を行う事業費の一部を、4市3町が均等割30%、人口割70%で負担するものであります。

その下、小児2次救急医療業務等負担金503万1,000円は、御殿場市医師会管内における小児2次救急医療の充実を図るとともに、重篤患者の救急体制整備を推進するための新規の負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

その下、公的病院等運営費補助金5,000万円は、特別交付税措置を受け過疎地等の不採算地区に立地する公的病院、公益法人に助成するもので、地域医療体制確保対策として、要綱に基づき交付する補助金であります。

次に、119ページの4款1項2目予防費の主なものは、説明欄（2）感染症予防費、13節の個別接種5,800万円で、水痘、麻疹風疹、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の定期予防接種に係る医師及び医療機関への委託料であります。

次に、120ページをお開きください。4款1項3目健康づくり推進費の主なものは、説明欄下段の（3）生活習慣病予防費、次の121ページの13節の保健事業の4,500万円で、各種がん検診に係る医師会及び医療機関への委託料であります。また、平成30年度から胃がん内視鏡検診をレントゲン集団検診と並行して実施いたします。

最下段の4款1項4目母子保健事業費の主なものは、次の122ページ説明欄（2）母子保健事業

費、中段の13節の保健事業1,500万円で、妊婦健診及び乳児健診にかかる費用で、医師及び医療機関への委託料であります。

次にその下、20節の不妊・不育治療費助成250万円は、少子化対策の一環として不妊症と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄（3）こども医療費助成費の、次のページ上段、20節のこども医療費助成8,000万円は、0歳児から高校生相当世代までの入院、通院にかかる医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。小山町においては、平成30年度から県の補助事業と歩調を合わせ、従来の中学生までの助成対象を高校生相当世代まで拡大して実施するものです。

次に、4款2項1目環境保全総務費の主なものは、説明欄（2）環境保全事業費、次の124ページの13節の環境基本計画調査100万円で、本年度に引き続き、環境学習を兼ねて河川における生物情報の収集などの調査を行うものと、説明欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費、次の125ページの19節の資源リサイクル活動奨励交付金210万円で、新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源のリサイクル活動を実施する子供会などの団体に交付する奨励金であります。

次に、126ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費の主なものは、次の127ページ説明欄（2）塵芥収集事業費、13節の塵芥収集運搬4,919万1,000円であり、家庭から排出される一般廃棄物のごみ収集運搬に係る経費であります。

その下、2目塵芥処理費の主なものは、説明欄（2）塵芥処理費の13節の一般廃棄物中間処理280万円で、資源物のうち、古紙類のみ民間事業者処理を委託するものと、次の128ページの14節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料365万6,000円であります。

次に、説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金の9,224万6,000円は、富士山エコパークの焼却施設と再資源化施設に係る広域行政組合への負担金であります。

最後に142ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の説明欄（4）消費者行政費の主なものは7節の消費生活センターに配置した消費生活相談員賃金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 平成30年度小山町一般会計予算のうち小山消防署、防災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書の35ページをお開きください。15款2項6目消防費国庫補助金、説明欄2の演習場周辺消防施設設置事業費補助金727万7,000円は、消防ポンプ自動車購入に対する国庫補助金であります。

次に、40ページをお開きください。16款2項7目消防費県補助金、説明欄1の緊急地震・津波対策等交付金1,147万3,000円は、県の緊急地震・津波対策等交付金交付要綱に基づき、地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業などに対する県補助金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

171ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費の主なものは、説明欄（2）消防団運営費、1節消防団員報酬593万6,000円は、団員168名分の報酬であります。

その下の9節費用弁償の1,300万円で、訓練・警戒出動など地域防災力の充実強化を図るものであります。

次の172ページ下段の18節操法大会用機材214万2,000円は、経年変化による小型消防ポンプを1台購入しようとするものであります。

次のページ説明欄（3）消防団消防施設維持管理費、18節消防ポンプ自動車2,628万8,000円は、15年が経過する第6分団の消防ポンプ自動車の更新に要する費用であります。

次に、175ページをお開きください。8款1項5目災害対策費の主なものは、説明欄（2）地震対策費、11節消耗品費888万7,000円で、備蓄用食料、簡易マットなどの購入を、次の176ページや中段の18節組立式避難所用トイレ287万3,000円は、避難所用として10台を購入しようとするものであります。

下段の（3）自主防災推進事業費、次のページ上段の19節自主防災対策事業補助金320万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し補助金交付要綱に基づき交付をするものであります。

次に、中段になりますが8款1項6目無線設備管理費の説明欄（2）移動系無線設備管理費、13節J－A L E R T受信機更新業務280万1,000円は、情報伝達手段の自動起動に要する時間短縮や特別警報などの伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入に係る費用であります。

以上で、小山消防署、防災課関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 平成30年度小山町一般会計予算のうち経済建設部関係の補足説明を行います。

予算書は28ページをお開きください。

はじめに、歳入関係から御説明をいたします。

13款1項1目農林水産業費分担金は、前年度に比べ1,339万4,000円増の5,228万7,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄2 県営中山間地域総合整備事業分担金2,287万5,000円と、説明欄3 県営畑地帯総合整備事業分担金2,900万円で、町内2地区で実施しています県営中山間地域総合整備事業に対する受益者からの分担金と、上野下ノ原地区で実施しています県営農地整備事

業アグリふじおやま地区の農地造成工事等に対する受益者からの分担金であります。

次に、34ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金は、前年度に比べ2億9,827万5,000円増の12億8,182万6,000円を計上いたしました。主なものとしまして、1節道路橋梁費補助金、説明欄1防衛施設道路整備事業費補助金2億8,642万7,000円は、町道上野大御神線道路改良舗装工事に対する国庫補助金であります。

説明欄2社会資本整備総合交付金（道路改築等）3億442万5,000円は、町道3975号線道路改良舗装工事ほか3路線の道路事業に対する交付金であります。

その下、説明欄3社会資本整備総合交付金（工業団地アクセス道路等）1億6,500万円は、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備事業に対する交付金であります。

2節計画調査費補助金、説明欄1社会資本整備総合交付金（街路事業）2億6,620万円は、都市計画道路大胡田用沢線整備事業に対する交付金であります。

次に、40ページをお開きください。16款2項5目商工労働費県補助金、2節観光費補助金1億345万3,000円の主なものは、説明欄2観光施設整備事業費補助金1億円で、豊門会館及び森村橋の整備事業に対する県補助金であります。

次に、16款2項6目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金2,025万円は、足柄小学校グラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事に対する県補助金であります。

次に、50ページをお開きください。21款5項5目土木費受託事業収入、1節道路橋梁費受託事業、説明欄1開発道路整備受託事業3億3,000万円は、足柄サービスエリア周辺地区において、民間事業者から町が受託する道路整備事業に対する収入であります。

次に、51ページをお開きください。21款6項1目雑入、2節雑入、説明欄10道の駅地域振興センター利用料2,880万円と、その下説明欄11道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、指定管理者からの施設利用料として、年間販売見込額の5%分を計上したものであります。

それでは、引き続き、歳出関係について御説明いたします。

予算書は88、89ページをお開きください。

2款7項3目定住移住促進事業費、説明欄（2）定住促進事業費6,548万3,000円の主なものとしまして、13節女性活躍促進事業700万円、その下、若者移住促進事業800万円は、いずれも地方創生推進交付金を活用した事業であります。

90ページをお開きください。説明欄の2行目定住促進事業助成金1,200万円は、町内への定住を促進するため、土地、建物の購入及び賃貸住宅等への居住に対する助成金であります。

説明欄（3）結婚支援事業費793万4,000円の主なものは、13節結婚支援事業569万2,000円で、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、出会いの場の提供など少子化対策の一環として実施するものであります。

次に、135ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費は、足柄金時地区の所領工区が完了したことから、前年度に比べ2,175万8,000円減の4,754万9,000円を計上いたし

ました。主なものとしまして、説明欄（２）中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金4,575万円は、県営中山間・足柄金時地区及び北郷南西部地区において、ほ場整備工事や実施設計等に対する県への負担金として、事業費の15%に相当する額を計上しております。

次に、５款１項８目経営体育成基盤整備事業費は、前年度に比べ4,820万8,000円増の5,933万7,000円を計上いたしました。説明欄（２）経営体育成基盤整備事業費、19節県営畑地帯総合整備事業負担金5,800万円が主なもので、上野下ノ原地区で進めています県営農地整備事業アグリふじおやま地区の農地造成工事等に対する県への事業負担金として、事業費の20%に相当する額を計上したものであります。

次に、138、139ページをお開きください。５款２項１目林業総務費、説明欄（３）森林整備事業費3,073万1,000円の主なものは、13節小山町再造林試験場整備事業300万円で、町有地に成長の早い樹木を植林し、検証をするための費用を計上しております。また、19節森林整備事業補助金1,895万2,000円は、町内の林業事業体が導入する高性能林業機械に対する県からの補助金を支出するものであります。

次に、５款２項２目林道費、説明欄（３）林道整備事業費3,602万円の主なものは、15節県単・町単林道事業1,380万円で、林道竹之下金時線及び中島線の２路線について、改良工事を実施するものであります。

その下、19節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、県営山村道路網整備事業林道金時線改良工事に対し、町の負担金として事業費の３分の１を支出するものであります。

次に、140ページをお開きください。５款２項３目治山事業費、説明欄（３）県単独治山事業費764万6,000円の主なものは、15節県単独治山事業664万6,000円で、小山地区において治山施設を整備するものであります。事業費の60%を県補助金で実施いたします。

次に、６款１項１目商工業振興費です。141ページを御覧ください。説明欄（２）商工業振興費885万円の主なものは、19節小山町商工会助成金830万円で、商工会への一般助成として780万円、産業祭事業費として50万円を助成するものであります。

次に、142ページをお開きください。６款１項２目企業立地推進費は、前年度と比べ9,239万3,000円減の4,943万9,000円を計上いたしました。これは、小山PA周辺開発事業に係る特別会計を設置したこと、並びに湯船原地区の南北幹線道路整備事業の予算を７款２項４目公共道路整備事業費に計上したことが、減額の主な理由であります。

次に、146、147ページをお開きください。６款２項１目観光費、説明欄（２）観光振興費3,959万5,000円の主なものは、13節観光地域づくり推進業務1,000万円で、これは小山町を中心に観光地域づくりを戦略的に推進していくため、地方創生推進交付金を活用し、観光庁が推奨する日本版DMOを構築するための委託費であります。19節観光協会助成金900万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり、豊門公園もみじまつの事業費として助成するものであります。

次に、説明欄（３）富士山観光事業費3,231万1,000円は、夏山の富士山観光の振興を図るための事業費となっております。主なものとしまして、13節五合目駐車場管理383万8,000円は、須走口五合目来訪者の利便性と安全性を高めるための五合目駐車場及び公衆トイレの管理委託費であります。

148ページをお開きください。上から４行目の富士山保全協力金徴収業務442万2,000円は、県からの受託事業として富士山須走口五合目で協力金の徴収を行う徴収員を配置するものであります。その下、インフォメーションセンター建設予定地測量100万円は、富士山須走口五合目のインフォメーションセンター建設に当たり、計画予定地の地形測量を実施するものであります。

次に、説明欄（４）交流人口拡大事業費902万5,000円の主なものとしまして、149ページを御覧ください。13節自転車まちづくり事業99万2,000円は、毎年ふじあざみラインを会場として行われますツアー・オブ・ジャパン富士山ステージのレース開催に伴う安全対策等の委託費であります。

19節大型観光キャンペーン推進協議会負担金163万2,000円は、静岡県全域において観光客の誘客促進を図るために、ＪＲ６社と共同で開催します大型観光企画デスティネーションキャンペーン実施に伴う県への負担金であります。

同じく19節モータースポーツ協会の負担金100万円は、本年６月に富士スピードウェイで開催される24時間耐久レースを、小山町モータースポーツ協会の地域一体となって盛り上げる事業を実施するものであります。

その下、フジゾーンコランヒルクライム負担金200万円は、静岡県の協力の下、イタリアのサイクリストとの交流を目的に、平成28年度からふじあざみラインで開催しています自転車レースへの負担金で、30年度は、イタリアと台湾のサイクリストを招いた交流レースの開催を予定しています。

２行下になりますが、町内ゴルフ場利用促進助成金100万円は、町内のゴルフ場や小山町ゴルフ連盟などとの連携により、町内ゴルフ場の利用促進を図るための事業を実施するものであります。

次に、157ページをお開きください。７款２項２目道路維持費、説明欄（３）公共施設地区対応事業費4,750万円は、主に各区からの要望に対応する維持補修事業費であります。

次に、７款２項３目町道整備事業費は、前年度に比べ２億4,822万9,000円増の４億4,979万1,000円を計上しました。説明欄（２）町道整備事業費１億4,979万1,000円の主なものですが、158ページをお開きください。15節道路改良舗装事業１億円は、町道原向中日向線舗装補修工事、町道3618号線舗装新設工事、町道中島藤曲線側溝改修工事及び町道1288号線待避所設置工事に係る工事費であります。

説明欄（３）足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業費３億円は、歳入でも御説明しましたが、民間事業者から受託する（仮称）足柄スマートインターチェンジに接続する道路整備工

事費であります。

次に、7款2項4目公共道路整備事業費は、前年度に比べ7億1,399万6,000円増の14億3,588万6,000円を計上いたしました。

159ページを御覧ください。説明欄(2)公共道路整備事業費5億6,479万5,000円の主なものとして、13節調査業務3,300万円は、新規路線となります町道大胡田用沢線ほか1路線の測量及び調査業務委託であります。

その下、橋梁及び道路整備事業6,700万円は、中日本高速道路株式会社東京支社への町道3975号線道路改築(一色工区)の工事委託費であります。

15節町道整備3億8,000万円は、町道3975号線道路改良舗装工事(大御神工区)等を実施するものであります。

その下、17節道路敷地6,690万円と、22節立木等物件移転補償費1,450万円は、町道大胡田用沢線の道路用地買収費及び物件移転補償費であります。

説明欄(3)新東名関連町道整備事業費2億591万4,000円は、(仮称)小山パーキングエリアスマートインターチェンジへのアクセス道路となります町道3628号線道路整備事業が主なものであります。

160ページをお開きください。内容は、13節測量設計2,000万円と中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託をします橋梁及び道路整備事業3,324万6,000円及び工事費として、15節道路改良舗装事業1億5,160万円であります。

次に、説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費1億9,400万円の主なものは、161ページを御覧ください。13節東名跨道橋補修工事委託6,300万円で、平成23年度に策定しました小山町橋梁長寿命化修繕計画により、桑木地内の東名高速道路をまたぐ向原橋ほか1橋を中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託するものであります。

その下、15節橋梁長寿命化修繕工事の8,400万円は、竹之下地内の町道2181号線にかかる向田橋ほか4橋の橋梁補修工事が主なものであります。

説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費8,419万6,000円の主なものとして、13節町道整備工事委託3,419万6,000円は、(仮称)足柄スマートインターチェンジ本体工事に係る町施工分を、中日本高速道路株式会社東京支社に工事委託するものであります。

その下、15節町道整備5,000万円は、周辺道路への標識設置工事であります。

説明欄(6)工業団地アクセス道路整備事業費3億8,104万2,000円は、湯船原地区の南北幹線道路となる町道3076号線及び国道246号から上野工業団地へのアクセス道路となる町道3099号線の道路改良工事であります。

次に、7款2項5目防衛施設道路整備事業費は、前年度に比べ5億6,500万円増の6億6,020万4,000円を計上しました。説明欄(2)防衛施設道路整備事業費6億6,020万4,000円は、富士スピードウェイ西側の東富士演習場周辺道路整備事業 町道上野大御神線道路改良舗装工事を実施す

るものであります。

162ページをお開きください。主なものとして、15節道路改良舗装2億2,500万円と、22節立竹木等物件移転補償費3億6,000万円であります。

次に、7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費4,560万4,000円は、足柄小学校グラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事を実施するものであります。

次に、164、165ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、説明欄(2)都市計画費2,030万円の主なものは、13節都市計画図電子化業務委託1,500万円で、現在の都市計画図を電子データ化するものであります。業務は平成30年度、31年度の2か年で3,000万円の債務負担行為を設定して実施します。

その下、説明欄(3)都市計画道路整備事業費4億9,190万8,000円の主なものは、平成24年度から着手しております都市計画道路大胡田用沢線整備事業に係る用地費及び物件補償費並びに工事費であります。

次に、166ページをお開きください。説明欄(5)足柄地区拠点整備事業費3,100万円は、J R 足柄駅敷地に計画しております(仮称)足柄駅交流センターの実施設計費及び、駅舎内にあります信号施設等の移設に伴うJ R 東海静岡支社に対する補償費であります。

次に、167ページを御覧ください。7款4項3目公園等整備費、説明欄(4)宅地基盤整備費504万円の主なものは、13節菅沼谷戸地区区画整理事業調査業務500万円で、計画区域の現況測量、施工地区の設定及び事業計画書の作成を行うものであります。業務は平成30年度、31年度の2か年で1,900万円の債務負担行為を設定して実施します。

説明欄(5)豊門公園整備費2億350万円は、豊門公園内の国登録有形文化財である豊門会館の維持保存及び利活用を図るため、平成30年度、31年度の2か年で2億4,350万円の継続費を設定して改修工事を実施するもので、平成30年度分の年割額を計上したものであります。

次に、168、169ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費は、前年度に比べ7,575万9,000円減の1億1,687万円を計上しました。減額の主な理由は、新設の町営南藤曲団地が完成したことによるものであります。

それでは、内容について御説明いたします。説明欄(2)町営住宅維持管理費1億295万7,000円の主なものは、13節町営住宅管理代行1,697万1,000円で、町営住宅12団地、446戸の管理を静岡県住宅供給公社に管理代行させるものであります。

15節住宅整備事業5,700万円は、須走緑ヶ丘団地1棟及び南藤曲団地1棟の改修工事を実施するものであります。

次に、170ページをお開きください。7款5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費1,766万7,000円の主なものは、19節木造住宅耐震補強補助金1,000万円で、木造住宅の耐震補強工事に対する補助金20件分を計上したものであります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 教育委員会関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

予算書29ページをお願いします。下段の14款1項2目民生使用料の2節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料5,453万6,000円は、平成29年度の園児数をもとに、納付園児数251人で算出しております。

次に、31ページ上段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料724万6,000円は、平成29年度の園児数をもとに1人月額6,100円に納付園児数99人を乗じて算出しております。

次に、32ページ中段15款1項1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億5,772万3,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、延べ2万423人で計上しております。

次の行、2子どものための教育・保育給付費負担金2,548万2,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、90人で計上しております。

次の行、3障害児施設措置費負担金2,115万6,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する国からの負担金であり、26人の利用で計上しております。

次に、33ページ下段15款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄1子ども・子育て支援交付金2,284万8,000円は、地域子育て支援事業及び一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、35ページ中段15款2項7目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金の説明欄4学校施設環境改善交付金2,120万7,000円と2節中学校費補助金の説明欄5学校施設環境改善交付金843万4,000円は、小中学校のトイレ洋式化等改修事業に対する国からの補助金であります。

次に、37ページ中段16款1項1目民生費県負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金3,455万5,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の2子ども・子育て支援給付費負担金1,311万7,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次に、38ページ一番上、3障害児施設措置費負担金1,057万8,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、38ページ中段16款2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄2子ども・子育て支援交付金1,429万1,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。

続きまして、歳出についてであります。

予算書の108ページをお願いします。3款3項1目児童福祉総務費4,743万1,000円の主なものは、次のページ109ページの説明欄中段の（5）児童発達支援事業費4,284万3,000円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、109ページから110ページにかけての3款3項2目の児童手当費2億2,793万3,000円は、0歳から15歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ2万423人への給付分を計上しております。

次に、110ページ中段の3款3項3目保育園費4億5,667万8,000円は、町立保育園3園ときたごうこども園の管理・運営経費と民間保育所の運営に関する扶助費等であります。本年2月1日現在の保育園及びこども園の長時間利用児の来年度の入園申込者数は、342人となっております。

次に、説明欄(1)職員人件費2億136万1,000円は、こども育成課こども育成班の職員及び保育園の職員など34人分の人件費を計上しております。

次のページ111ページの説明欄上段の(2)保育園管理運営費1億4,904万4,000円の主なものは、7の臨時保育士などの賃金と、説明欄中段の11給食用賄材料費と、次のページ112ページ説明欄中段の20民間の認定こども園、保育所及び小規模保育等に対する扶助費であります。

次のページの113ページ説明欄の一番下(5)民間保育所施設運営費6,556万2,000円は、私立の菜の花こども園に対する国や県の補助金・交付金に、町費を加えて支出します民間保育所運営への補助金と扶助費であります。

次のページ、114ページ説明欄上段の(6)こども園整備事業費2,484万円は、須走地区のこども園整備に係る設計委託費であります。

次に、同じページ中段の4目子育て支援事業費7,274万6,000円は、町内3保育園及びきたごうこども園のぺんぎんランドや子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費等であります。

このうち、ページをめくっていただきまして、116ページ説明欄の一番上(4)子育て支援センター運営費1,646万9,000円は、各保育園、きたごうこども園に設置しております子育て支援センターの臨時職員及び新たに開設いたします子育て支援センターきんたろうひろばの賃金や維持管理に係る経費であります。

次に、ページ飛びまして179ページをお願いします。179ページからは、9款教育費関係になります。

一番下の9款1項2目事務局費9,821万円の主なものは、次のページ180ページ説明欄(1)職員人件費で、教育長以下子ども育成課職員9人分の人件費であります。

次に、183ページ下段の9款2項小学校費の1目学校管理費2億6,056万2,000円は、小学校5校の管理・運営にかかる経費であります。

次の184ページ説明欄上段の(2)小学校管理運営費1億3,303万6,000円の主なものは、7賃金であり、円滑な学校運営と子どもたちの学習力向上のために、町単独講師や非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザーや事務員等を配置し、その賃金であります。

次に、186ページをお願いします。説明欄中段(4)小学校給食費3,845万1,000円の主なものは、7の臨時栄養士及び給食員の賃金と、18給食用備品であります。

次のページ、187ページ説明欄の上段（５）小学校施設整備費7,793万5,000円の主なものは、15小学校整備事業7,200万円で、成美、明倫、足柄、北郷小学校４校のトイレを洋式化等に改修する工事であります。

次に、同ページ２目教育振興費2,245万5,000円の主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費の13外国人英語指導員派遣950万円であります。

次のページ、188ページ上段の３項中学校費の１目学校管理費１億4,000万7,000円は、小学校費と同様、中学校３校の管理運営に係るものであります。

このうち、説明欄下段の（２）中学校管理運営費8,745万1,000円の主なものは、円滑な学校運営と子どもたちの学習力向上のために配置しております町単独講師や非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザーや事務員等の賃金と、次のページ、189ページ説明欄中段の14北郷中学校及び須走中学校用地の土地借上料であります。

次に、191ページ説明欄中段（４）中学校給食費1,873万円の主なものは、臨時給職員の賃金であります。

同じページ説明欄の下段（５）中学校施設整備費2,714万6,000円の主なものは、15中学校整備事業2,445万円で、小山中学校、北郷中学校、２校のトイレの洋式化等に改修する工事であります。

次に、同じページの下段２目教育振興費1,605万4,000円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費、次のページの説明欄の一番上、13外国人英語指導員派遣518万4,000円と、同じページで学用品費と給食費等を支援する（４）中学校就学援助費598万4,000円であります。

次に、同じページの下段の９款４項１目幼稚園費１億7,296万4,000円は、幼稚園の管理・運営に係る経費であります。そのうち主なものは、説明欄（１）職員人件費１億2,889万9,000円で、教諭等22人分の人件費となります。なお、本年２月１日現在の幼稚園及びこども園短時間利用児の来年度の入園申込者数の見込みは合わせて200人となっております。

同じページの説明欄下段（２）幼稚園管理運営費3,889万4,000円の主なものは、７節賃金であり、臨時教諭及び用務員の賃金となります。

次に、195ページをお願いします。下段の９款５項１目社会教育総務費２億1,003万4,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費4,152万8,000円の５名分の人件費と、198ページ説明欄中段（４）文化財費１億5,083万8,000円であります。このうち、同じページの説明欄下段15森村橋修景・復原事業１億5,000万円は、平成29年度から平成31年度までの継続事業で、国の登録有形文化材であります森村橋を修繕復原し、明治時代に建てられた遺産を後世に伝え残すため、また、豊門会館などの歴史的資産と併せて、これらを活用し、交流人口の拡大につなげていこうとするものであります。

次に、199ページ下段の、２目生涯学習推進費362万7,000円の主なものは、次の200ページの小山町教育委員会が主催します13生涯学習推進講演会などの委託料であります。

次に、同じページの一番下４目生涯学習センター管理費１億4,712万6,000円の主なものは、次

の201ページ説明欄一番上の（２）文化会館等管理運営費の13指定管理料１億3,000万円と、その下14敷地借上料1,546万9,000円であります。

次に、同じページ中段の６項１目保健体育総務費3,006万3,000円は、スポーツ・体育の振興及び体育施設の管理に係る経費であります。

同じページ説明欄中段（２）社会体育振興費1,670万4,000円のうち、次のページ上段の19体育協会助成金1,000万円と、次のページ203ページ説明欄上段の（４）パークゴルフ場管理費744万6,000円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 以上で、平成30年度小山町一般会計予算における部長等の補足説明は終わりました。

それでは、ここで午後１時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後１時03分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第２ 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第３ 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第４ 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第５ 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第６ 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第７ 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第８ 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第９ 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
- 日程第13 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第14 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第２ 議案第32号から日程第14 議案第44号までの平成30年度特別会計及び水道事業会計の予算13件について一括議題とします。

なお、議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算につきましては、２月20日に詳細な町長及び部長の提案説明がありましたので、教育次長の補足説明は省略します。

それでは、初めに、議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算の１件について、部

長の補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 企画総務部の特別会計 1 件につきまして、補足説明を行います。

議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

予算書は307ページからであります。

当特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であり、平成30年度は土地開発基金の保有する上野字下ノ原の土地14筆、面積8,501平方メートルを上野工業団地造成事業特別会計に、桑木字上ノ原の土地 1 筆、面積2,882平方メートルを開発事業者に売却することから、歳入歳出予算総額が 1 億2,925万1,000円となりました。

それでは、はじめに歳入につきまして御説明いたします。

予算書の312ページをお開きください。1 款 1 項 1 目土地開発基金繰入金3,917万7,000円は、土地開発基金保有の土地の売却代金などを原資に、一般会計繰入金相当額を繰り入れるものであります。

2 項 1 目一般会計繰入金3,917万7,000円は、土地開発基金保有の土地の簿価が8,986万8,000円であることから、土地取得特別会計の予算不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次のページの 4 款 1 項 1 目財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金が保有する菅沼地内の土地を、新東名高速道路の建設作業員の駐車場として月額 1 万7,000円で貸し付けるものです。

2 項 1 目不動産売払収入5,069万1,000円は、上野字下ノ原の14筆及び桑木上ノ原の 1 筆を売り払うことによる土地売り払い代金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

314ページを御覧ください。1 款 2 項 1 目一般会計繰出金3,917万7,000円は、歳入で説明した一般会計繰入金を戻すものであります。

次のページにかけて、2 款 1 項 1 目財産購入費8,986万8,000円は、土地開発基金が保有する上野字下ノ原の14筆と桑木字上ノ原の 1 筆の土地を土地開発基金が購入したときの価格、いわゆる簿価によって購入する経費であります。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算の 3 件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 住民福祉部関係の特別会計予算 3 会計について、順次御説明いたします。

はじめに、議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

お手元の付属資料の 8 ページをお開きください。予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,000万円で、前年度当初予算と比較いたしますと 3 億2,300万円、率にしますと14.3%の大幅な減額で

あります。これは、国民健康保険制度改革により、平成30年度から静岡県が国保の保険者として財政運営を担うこととなるため、予算科目や予算額について必要な対応を行ったことによります。

被保険者数につきましても4,013人と、対前年度比163人、率にして3.9%減少しており、減額の一因となっていると考えております。

はじめに、歳入についてであります。

1 款の国民健康保険税につきましては、前年度決算見込みを基としながら、対前年度比マイナス3,050万7,000円の4億2,369万3,000円を見込みました。

次に、4 款の県支出金につきましては、対前年度比1,117.3%の増の13億4,366万4,000円としています。これは、県が保険者として財政運営を担うことから、町が負担する療養給付費などを町に交付することから、大幅に増加するものです。

従来、町が直接受けていた国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、県の収入となるため、町の予算科目から無くなります。

次に、歳出についてであります。1 款の総務費は3,581万3,000円で、職員人件費などを計上しております。

2 款の保険給付費は13億1,798万2,000円で、歳出全体の68.3%を占めており、被保険者数の減少などから、対前年度比マイナス1.7%と見込みました。

次に、3 款の国民健康保険事業費納付金は4億9,822万9,000円で、これは、保険者である県の算定金額であり、12月時点での金額を計上しております。

次に、6 款の保健事業費3,075万3,000円につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る予算を計上したものが主なもので、健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策として事業を進めてまいります。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金につきましては、先ほどの歳入の説明と同様に、町が直接負担する必要がなくなり、予算科目から無くなりました。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

付属資料の9ページをお開きいただき、下段を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,015万8,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと2,140万1,000円、率にしますと10.3%の増額であります。被保険者数及び1人当たり医療費の増加が予算規模拡大の要因と考えております。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰り入れと、75歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

はじめに、歳入についてであります。

1 款の後期高齢者医療保険料 1 億9,768万8,000円と、2 款の繰入金3,126万円は、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

1 款の後期高齢者医療広域連合納付金 2 億2,895万8,000円は、歳入で説明いたしました収入を、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。附属資料の11ページをお開きください。

第7期介護保険事業計画の初年度となります平成30年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,200万円で、前年度当初予算と比較いたしますと1億2,500万円、率にして7.0%の増額であります。

はじめに、歳入についてであります。

1 款の保険料は4億2,300万円を見込みました。65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付の23%を負担するものであります。

次に、2 款の国庫支出金3億9,726万円、3 款の支払基金交付金4億7,207万1,000円、4 款の県支出金2億7,066万5,000円につきましては、介護保険制度で定められている、それぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、静岡県からの収入であります。

次に、6 款の繰入金2億6,757万4,000円につきましては、国、県などと同様に負担割合に基づき町から繰り入れるものであります。

次に、歳出についてであります。

2 款保険給付費は17億1,310万3,000円で、対前年度比1億1,035万5,000円、率にして6.9%の増額で、第7期介護保険事業計画により、高齢化の進展や介護認定率の上昇見込みから、介護給付費の増大を見込み計上したものです。歳出全体の89.6%を構成しております。給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、3 款基金積立金は3,002万円で、第7期介護保険事業計画の計画期間である平成32年度までの3年間を見越して、初年度に積み立てるものであります。

次に、4 款地域支援事業は7,643万6,000円で、対前年度比1,604万9,000円、率にして26.6%の増額であります。増額の主な要因は、一般介護予防事業の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業や介護予防普及啓発・活動支援事業などの需要の増大、総合相談事業の地域包括支援センター事業の充実、任意事業の介護用品支給扶助の増大、認知症総合支援事業費の認知症初期集中支援チームに係る認知症地域支援推進員の増員などです。

いずれも、高齢者の方々が住み慣れた町で自分らしく生活を続けていくための支援を進めていくものであります。

説明は以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算、議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第42号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算、議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算の8件について、順次部長の補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 経済建設部関係の特別会計予算7会計及び水道事業会計予算について、順次説明をいたします。

はじめに、議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。予算書は284ページからとなっております。

平成30年度小山町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,110万6,000円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円とするものであります。

それでは、歳入について御説明いたします。

予算書の290ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料6,906万円は、1節説明欄1下水道使用料6,800万円が主なもので、平成29年度の決算見込みに基づき計上したものであります。

次に、291ページをお開きください。3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節説明欄1社会資本整備総合交付金2,750万円は、須走浄化センターの長寿命化計画に基づき実施します電気設備及び機械設備の更新事業費5,000万円に対する国庫補助金であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金、1節説明欄1一般会計繰入金8,903万6,000円は、下水道事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ554万6,000円、率にして5.8%の減額となっております。

次に、292ページを御覧ください。6款1項1目下水道事業債、1節説明欄1浄化センター長寿命化対策等事業債2,250万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費の補助残について借り入れるものであります。

次に、歳出関係について御説明いたします。

予算書は293、294ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費、説明欄（2）下水道施設維持管理費6,233万6,000円の主なものは、11節光熱水費970万円で、須走浄化センター等の電気料等であります。

その下、修繕料700万円は、マンホールポンプ1か所と浄化センターに引き込む高圧ケーブルの

修繕料であります。

13節須走浄化センター維持管理3,240万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

次に、295、296ページをお開きください。1款2項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費5,039万6,000円の主なものは、15節須走浄化センター長寿命化整備事業5,000万円で、放流流量計等の電気設備及び圧力水給水装置等の機械設備の工事費であります。

次に、2款1項1目元金、説明欄（2）公債費（元金）7,376万5,000円は、平成6年度から平成15年度までと平成26年度に借入れしました33件分の償還金元金であります。

その下2目利子、説明欄（2）公債費（利子）1,683万3,000円は、平成6年度から平成15年度までと平成26年度から29年度までに借入れた36件分の起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は357ページからとなっております。

平成30年度小山町宅地造成事業特別会計の歳入歳出の総額は、それぞれ4億3,600万円としております。

はじめに、地方債について御説明いたします。

360ページをお開きください。宅地造成事業は、事業費に合わせまして限度額2億円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

予算書は363ページをお開きください。1款1項1目分譲収入2億円を計上しますのは、優良田園住宅わさび平地区宅地造成事業により完成しました不動産売払収入を見込んだものであります。

次に、2款1項1目繰越金3,600万円を計上しますのは、平成29年度の収支を見込んだものであります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債2億円を計上しますのは、宮ノ台地区の宅地造成事業を実施するための事業債であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書は364、365ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般管理費217万7,000円の主なものは12節広告料132万8,000円で、宮ノ台地区宅地造成事業における分譲販売に係る広告料であります。

次に、2款1項1目宅地造成費、説明欄（2）宅地造成費2億200万円は、宮ノ台地区の宅地造成事業を実施するに当たり、15節造成工事8,000万円、17節用地1億2,000万円が主なものであります。

次に、3款1項1目元金、説明欄（2）公債費（元金）1億7,640万円は、優良田園住宅わさび平地区宅地造成事業の用地費及び工事費前払い分の地方債の元金を一括償還するものであります。

次に、3款1項2目利子、説明欄（2）公債費（利子）200万円は、主に平成29年度に借り入れた起債に対する償還金利子であります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から5,342万3,000円を計上するものであります。

以上で、小山町宅地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は367ページからとなっております。

平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億5,800万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を2億4,500万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明いたします。

370ページをお開きください。用地取得等事業は、事業費に合わせ限度額2億4,220万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

373ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、旅費、一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、600万円を計上するものであります。

次に、2款1項1目不動産売払収入、説明欄1土地売払金280万円は、事業区域内の土地を、鉄塔敷地として東京電力パワーグリッド株式会社に売り払うことによるものであります。

次に、3款1項1目繰越金700万円は、平成29年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

374ページをお開きください。4款1項1目用地取得等事業債2億4,220万円は、事業費に充てる事業債として計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

376ページを御覧ください。2款1項1目事業費、説明欄（2）事業費2億4,500万円の主なものとしまして、13節嘱託登記申請業務5,000万円は、造成工事の完了に伴う用地の分合筆等の登記申請に要する費用であります。

17節事業区域用地1億4,300万円は、一部土地売買契約が未完了の事業用地を取得するための費用であります。

次に、3款1項1目利子、説明欄（2）公債費（利子）200万円は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から77万1,000円を計上するものであります。

以上で小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は387ページからとなっております。平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,300万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を21億8,200万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明します。

390ページをお開きください。用地取得等事業は、用地費等の予算に合わせ限度額21億8,200万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

393ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、旅費、一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため1,100万円を計上するものであります。

2款1項1目用地取得等事業債は、用地費等の事業費に充てる事業債として21億8,200万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

394、395ページをお開きください。2款1項1目事業費、説明欄（2）事業費21億8,200万円の主なものは、13節に計上しました事業実施に必要な各種調査、路線測量及び造成詳細設計等に要する費用5,900万円と、事業用地を取得するための17節事業用地20億5,513万4,000円及び立木等の補償に要する費用として、22節事業用地物件移転等補償6,786万6,000円であります。

次に、3款1項1目利子、説明欄（2）公債費（利子）300万円は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として計上するものであります。

396ページをお開きください。4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から33万2,000円を計上するものであります。

以上で、小山町上野工業団地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算書は406ページからとなっております。

平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,662万9,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

411ページをお開きください。1款1項1目売電収入4,662万9,000円は、発電した電気の売電収入として計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

412ページを御覧ください。1款1項1目発電事業費、説明欄（2）発電事業費4,248万5,000

円の主なものは、13節発電所運營業務4,233万5,000円で、木質バイオマス発電所の管理及び発電所運営に係る業務委託料であります。

次に、2款1項1目利子、413ページをお開きください。説明欄（2）公債費（利子）400万円は、平成29年度に借り入れた起債に対する償還金利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から14万4,000円を計上するものであります。

以上で、小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は415ページからとなっております。

本特別会計は、三来拠点事業として実施しています（仮称）小山パーキングエリア周辺地区における開発事業の円滑な運営と経理の適正を図るために平成30年度から新たに設置するものであります。

平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億300万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を13億120万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明します。

418ページをお開きください。用地取得等事業は、用地費等の予算に合わせ、限度額13億120万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

421ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、180万円を計上するものであります。

次に、2款1項1目用地取得等事業債13億120万円は、用地費等の事業費に充てる事業債として計上するものであります。

次に、歳出について御説明します。

422ページをお開きください。1款1項1目事業費、説明欄（2）事業費13億120万円の内容ですが、13節に計上しました事業実施に必要な各種調査、設計及び許認可協議に要する委託料として1億2,800万円を計上しました。17節用地8億2,770万円は、事業用地を取得するための用地費であります。22節物件・移転補償3億4,550万円は、事業区域内の建物等に要する物件・移転補償費であります。

次に、2款1項1目利子ですが、423ページを御覧ください。説明欄（2）公債費（利子）180万円は、歳入でも御説明しましたが、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として計上するものであります。

以上で、小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は425ページからとなっております。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に、平成30年度から新たに設置するもので、平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額を、それぞれ708万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

430ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料、説明欄1温泉使用料63万5,000円は、年度内に見込まれる温泉使用量に、1立方メートルにつき350円を乗じた額を計上したものであります。

次に、2款1項1目負担金、説明欄1温泉加入金645万円は、温泉加入金として申請が見込まれる日量の許可供給量に1立方メートルにつき43万円を乗じた額を計上したものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

431ページをお開きください。1款1項1目業務費、説明欄(2)温泉供給施設維持管理費80万8,000円は、温泉供給施設の維持管理費と温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。説明欄(3)温泉受給施設維持管理費11万円は、温泉受給施設の維持管理費が主なものであります。

次に、1款2項1目建設事業費、432ページをお開きください。説明欄(2)温泉供給費340万8,000円は、既存の温泉揚湯ポンプから電動弁へ接続する供給管及びこれに付属する温泉供給装置の設置工事費を計上したものであります。

最後に、2款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から275万9,000円を計上するものであります。

以上で、小山町温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算について御説明いたします。

水道事業会計予算につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の5ページをお開きください。平成30年度の水道事業会計の業務量は、第2条に記載してありますように、給水戸数7,181戸、年間総給水量327万6,133立方メートル、1日平均給水量は8,975立方メートルであります。主な建設改良事業は、第6期拡張事業に基づく配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

予算書の33ページをお開きください。収益的収入の1款1項1目給水収益、1節水道料金2億2,993万2,000円は、平成29年度の使用水量の決算見込みに基づき計上したものであります。

次に、1款2項2目消費税及び地方消費税還付金は、前年度に比べ1,900万円減の500万円を計上しました。これは、仮払消費税の減額が見込まれることによるものであります。

次に、1款2項4目長期前受金戻入6,080万3,000円は、補助金等により取得しました固定資産の減価償却額の補助金相当分を収益化するものであります。

次に、34、35ページをお開きください。収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費、13節委託料1,831万4,000円は、説明欄にあります水道施設巡回・点検業務委託の777万6,000円と水質検査

業務委託の704万5,000円が主なもので、いずれも水道法に基づき実施をするものであります。

18節動力費2,746万4,000円は、水源施設などの電気料であります。

1款1項2目配水及び給水費、16節修繕費2,362万円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等を実施するためのものであります。

次に、1款1項4目業務費であります。36、37ページをお開きください。中段よりやや下になりますが13節委託料858万3,000円は、検針業務と、企業会計処理等に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、1款1項5目総係費は職員の人件費が主なものであります。

次に、38ページをお開きください。1款1項6目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費は、平成29年度の決算見込額から新たに取得した資産や耐用年数を経過した資産の減価償却額を差し引きまして1億6,024万1,000円を見込み計上したものであります。

次に、39ページを御覧ください。1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、37節企業債利息755万2,000円は、昭和63年度から平成29年度までに借り入れた22件分の企業債償還金利子であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明をいたします。

40ページをお開きください。資本的収入の1款1項1目1節企業債1億円は、第6期拡張事業に基づく送・配水管布設工事等に伴う企業債であります。

次に、1款2項1目1節国庫補助金3,000万円は、防衛9条事業として実施いたします柳島配水区及び滝沢配水区内の老朽管更新工事に対する国からの交付金であります。

次に、1款4項1目1節工事負担金2,910万円は、新東名高速道路建設に伴う配水管切回し工事等に対する、中日本高速道路株式会社からの負担金と御殿場地先の柴怒田大橋架け替え工事に伴う御殿場市からの工事負担金であります。

次に、42ページをお開きください。資本的支出の1款1項2目配水施設費、13節委託料2,514万円は、配水管布設替え工事に対する測量設計業務等であります。

41節工事請負費3億896万円は、第6期拡張計画事業の湯船原工業団地配水場建設工事、町道上野大御神線外1路線配水管布設工事、須走水系送水管改良工事及び老朽管更新工事が主なものであります。

次に、1款2項1目企業債償還金、44節元金償還金1,228万9,000円は、昭和63年度から平成26年度までに借り入れた企業債18件分の元金償還金であります。ここで少し戻りますが、5ページをお開きください。資本的収入と資本的支出について、第4条に記載しましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,221万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,461万8,000円、当年度分損益勘定留保資金9,960万3,000円及び建設改良積立金1億798万9,000円で補填をするものとしております。

次に、23ページをお開きください。平成30年度小山町水道事業予定貸借対照表は、水道事業会

計の財務状況を表しているものであります。

はじめに、資産の部であります。最下段の資産の合計53億2,070万5,000円は、配水池の築造や配水管布設など、固定資産が主なものであります。

次に、24ページをお開きください。負債の部であります。ページの中ほど、負債合計29億2,757万2,000円は、建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

次に、資本の部であります。下から2行目、資本合計23億9,313万2,000円は、当年度未処分利益剰余金が主なものであります。

次に、25ページを御覧ください。平成30年度小山町水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。下から2行目、Ⅴの現金の期首残高5億413万2,000円に対して、科目Ⅰの業務活動による現金の増減、Ⅱの投資活動による現金の増減、Ⅲの財務活動による現金の増減からⅣの現金の増減額を1億3,583万5,000円の減額と見込み、その結果、Ⅵの現金の期末残高は3億6,829万6,000円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計及び経済建設部の特別会計7会計の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 部長の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月27日火曜日 午前10時開議

議案第31号から議案第44号までの平成30年度予算14件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

平成30年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成30年2月27日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出 席 議 員	1 番	遠藤 豪君	2 番	佐藤 省三君
	3 番	鈴木 豊君	4 番	池谷 弘君
	5 番	藺田 豊造君	6 番	阿部 司君
	7 番	高畑 博行君	8 番	渡辺 悦郎君
	9 番	込山 恒広君	10 番	梶 繁美君
	11 番	池谷 洋子君	12 番	米山 千晴君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	湯山 博一君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 建 設 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	経 済 建 設 部 長 代 理	遠藤 正樹君
教 育 次 長 兼 こ ど も 育 成 課 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監 兼 防 災 課 長	岩田 芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野 正紀君	く ら し 安 全 課 長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
おやまで暮らし課長	岩田 和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
生 涯 学 習 課 長	小野 正彦君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 11 番 池谷 洋子君 1 番 遠藤 豪君

散 会 午後1時43分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
- 日程第13 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第14 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月20日及び2月21日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるために、会議運営等規定により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第31号 平成30年度 小山町一般会計予算について質疑を行います。それでは、一問一答で質疑をさせていただきます。

予算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。

まず、予算書51ページ21款6項1目2節の雑入の10の道の駅地域振興センター、道の駅「ふじおやま」の利用料が前年度2,415万円から2,880万円と470万円ほど増額になっています。年間利用者数と売上が伸びていると思いますが、予算額の積算基礎の内容と増加要因は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 鈴木議員にお答えいたします。

予算書51ページ21款6項1目2節の備考欄雑入10の道の駅「ふじおやま」の利用料についてですが、予算額につきましては、指定管理者と調整した額を計上してございます。

算定の方法を具体的に申し上げますと、平成29年度の年間総売上の決算見込額を5億1,300万円と見込んでおります。平成30年度につきましては、現在建設しておりますレストランの増築部分が完成し、団体客の利用が見込まれること、また更には店内の商品構成も充実を図るということから、平成29年度の決算額から10%アップの5億7,600万円の売上を見込んでおります。この5%

を今回計上させていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に、予算書51ページの21款6項1目2節の雑入の28の松田町営駐車場使用料162万円について、前年度より増額計上していますが、利用状況と費用対効果についてお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 平成29年度当初では、松田町から24区画の使用許可を受けておりましたが、利用者が増え、区画に不足が生じたため、平成29年10月から3区画を増やしまして、27区画の使用許可を受けていることから、前年度より増額となっております。

なお、利用者数は昨年度と比較して増加しておりますので、費用対効果は十分にあると考えているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、予算書52ページの21款6項1目2節の雑入の43の東名足柄バスストップ駐車場利用料について、指定管理後の駐車台数の推移と現状はどのようなものであるかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 足柄バスストップ駐車場の指定管理後の駐車台数の推移からであります。

最新の情報は平成30年1月末現在の集計となりますけれども、平成29年10月1日から指定管理者の管理となる駐車場管理が開始しました。この月、10月22日までは無料期間を設けたため、23日からの利用把握となります。この月の台数は417台でございます。11月は1,143台、12月は1,161台、平成30年1月は1,169台と1か月の利用状況は約1,150台強の利用をいただいております、1日の平均にいたしますと、約40台弱の利用になっております。

また、1か月の定期利用につきましては、そのうち15台の方々が利用されているという状況でございます。

駐車場の現状でございますけれども、毎日の清掃、パトロール等により適切な管理が実施されていること、指定管理前に頻繁に起きておりました金・土・日・月に駐車できない状況は、現在解消されておまして、東名バス利用者に対し不便をかけない状態となっております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問をお願いします。

一応、現在は台数が増えているということではありますが、この指定管理にする前というか、有料になる前はだいぶ台数多くてとめられないということで不便を来したんですけど、現状は区画がありまして、結構入っているような感じがしていますけど、通ってみますと何台か空いている場面がありますので、その点の考えというのは。満杯になっていない状態が結構あると思いますので、そこら辺の現状の把握はどのようにしているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

現在、当初の47台から67台に増設をしております。増設したことによりまして、増設する前の路上の駐車、その他も一部は解消されております。以前は東名バスを利用されない方も、中には駐車されていたり、それから、長期にわたってそのまま駐車されていた方もいたりということで、適切な管理が十分できていなかったのが当時の状況であります。

現在は、先ほども申しましたとおり、有料化にしたことによって本来バスストップを利用される方、この方が利用できないという部分の不便を解消することはできているというふうに感じておりますし、台数が今、若干空いているということを御指摘いただきましたが、利用状況等を皆さんに情報提供することにより、利用していただくよう、心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、歳出に入ります。予算書89ページの2款7項3目13節のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業799万2,000円は、どのような事業内容かお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） お答えします。

ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業については、平成29年度に静岡県が創設した事業で、県の2分の1補助となります。事業内容につきましては、県民の2人から3人の子どもを持ちたいという希望をかなえるための効果的な事業を行う市町に対して県が助成する事業となっております。

本町においては、健やかな子どもの象徴である金太郎にあやかり、金太郎ファミリープロジェクトと銘打ち、町内の自然資源を活用し、自然保育、環境教育の担い手育成や町外からの移住を希望する御家族が町内に滞留しやすい仕組みづくり、自然体験、イベントの開催等を通じて、本年度を含む3か年で子育て環境の満足度の向上を目指していくものでございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、予算書90ページの2款7項3目19節の結婚新生活支援補助金は大変良い補助事業と思いますが、詳細な事業内容をお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 結婚新生活支援補助金120万円についてお答えさせていただきます。

国では、地域における少子化対策の推進に資することを目的に、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援する施策を開始した自治体に国が支援する事業で、平成27年度に創設されております。

補助内容は、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅取得費用、住宅賃貸借費用、引っ越し費用等を最大30万円支給するものであります。国が必要経費の2分の1を自治体に交付し、残りの2分の1を自治体が負担するという補助金でございます。

現在、全国233自治体で実施されており、静岡県内においても6市3町で実施しております。町では、平成28年7月からこの事業を実施しており、平成28年度には2件、今年度は1件補助済みで、1件が補助予定となっております。

少しでも小山町で暮らす機運の醸成の取り組みとして、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるよう、結婚しやすい環境づくりの推進を図っていきたいと考えております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ちょっと要望ですけど、これらの結婚支援事業補助金というのは、先ほども言いましたように結構なことでありますので、もっと広報なりしてPRをしていただければありがたいと思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 議員御指摘のとおり、多分この補助制度を使える方が大変多くいられると思います。広報だけではなく、SNS、フェイスブックとかインスタグラム等を使って、より一層効果的な事業となるよう広報してまいりたいと考えております。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、3番目、次に、92ページの2款8項1目（3）の東京オリンピック・パラリンピック推進事業費1,185万6,000円計上していますが、どのような内容の推進事業を計画し、今後進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 小山町の役割分担の詳細がまだ決まっておりませんので、事務事業を担っていただく地域おこし協力隊3人を委嘱した場合の経費のみを計上したものでございます。

この地域おこし協力隊ですが、都市部等の人材を活用して、地域力の維持・向上に資する活動の実践を通じて、町内への定住、定着を図りながら、町内の活性化を図ることを目的として募集をしているものであります。

なお、オリンピック・パラリンピック実施に関する予算につきましては、今後、大会組織委員会等と協議を重ねて、補正予算等を計上し、対応してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、4番目に入りたいと思います。次に、157ページ7款2項2目15節の道路維持補修事業工事は、各地区の要望による道路補修事業との説明がありましたが、全体の要望に応じていくのは無理があります。平成30年度はどのくらいの要望に応じていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 先に、本年度の事業について説明をさせていただきながら、平成30年度の説明をさせていただきます。

今年度、議員御承知のとおり、この事業につきましては、各地区からの修繕要望に対しまして、予算の範囲内で優先順位を決め、工事を実施するものでありまして、それと職員自身で補修を行えるものを含みまして、この2月23日現在で、要望件数293件に対し、対応できる予定は139件の予定としております。率にしますと47%になりますけれども、平成30年度におきましては、この当初予算において前年度当初予算から500万円の増額をお願いし、道路等の修繕要望に更に応えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、最後に、166ページ7款4項2目22節のJ R東海機能補償費1,600万円ですが、これは足柄駅舎内にある信号施設の移設に伴う補償費という説明でしたが、J R東海との協議はできたと考えてよいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 足柄駅舎に関連して、J R東海との協議についての御質問にお答えいたします。J R東海とは大筋で合意ができています状況にあります。現在、覚書など、書面で交わすことができるよう、その内容について協議を継続して行っているところです。この書面による合意をもって費用負担や工程等がより具体的になっていくものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） 一般会計について質問をさせていただきます。

まず36ページ15款2項10目1節地域創生推進交付金は、女性活躍推進事業と若者移住促進事業などと伺っておりますが、その事業内容と今後の交付金の動向について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

地方創生推進交付金の内容ですが、平成28年度からの継続事業であります福祉理美容による地域活性化事業と、平成29年度からの継続事業の小山町DMO推進事業、自己実現型定住促進事業の合計3事業にかかる経費の2分の1を計上しております。

現在、内閣府への継続事業の申請をしております、3月下旬に採択事業の内示が出るという予定となっております。それぞれの事業内容でございますが、福祉理美容による地域活性化事業は、NPO法人小山町福祉理美容協会でおしゃレ講座や訪問福祉理美容を実施するものであります。

小山町DMO推進事業は、小山町DMOの設立にかかる経費やDMOが実施する着地型旅行商品の造成を実施するものであります。

自己実現型定住促進事業は、女性活躍促進事業と若者移住促進事業が主なものでありまして、セミナーやビジネスプランコンテスト等を開催するものであります。

今後の交付金の動向であります、平成31年度までの地域再生計画は国に認定されておりますが、それ以降の動向については、現在、国からの情報はございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 女性活躍推進事業の内容についてであります、町内及び近隣市町在住の女性を対象とした、女性の趣味や特技などのスキルアップを目的とした事業に対する補助事業でございます。

若者移住促進事業につきましては、大学生を対象にした町内企業の若手経営陣とのトークセッション、首都圏での町出身者や縁もゆかりもないが、この地域で活動したい人を集めたビジネスフォーラムの開催、ビジネスプランコンテストの実施等により、若者の移住定住を促進していく事業でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 結構です。

次の質問です。92ページ2款8項1目説明欄18、広報広聴費のドローン等、この費用については撮影等と考えておりますが、その他に、今後ドローンは各種事業で非常に有効な手段と考えております。当局としても、その他、このドローンの情報を入手して関係各所に情報提供や指導をしていく考えがあるか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 町といたしましても、ドローンは様々な場所では有効的に活用でき

るというふうに考えておりまして、購入後は役場庁内の各課職員で構成をいたしますシティプロモーション推進会議の中で講習会等を実施し、なるべく多くの職員がドローンを利用できるようにしたいと考えております。その中で、情報の提供等も行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 結構です。

94ページ2款8項1目（6）説明欄13のスタジオタウン小山は指定管理料以外にスタジオタウン小山推進事業がありますが、指定管理と推進事業との関連はどのようになっているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） スタジオタウン小山推進事業費のうち、指定管理料につきましては、NPO法人小山フィルムコミッションが小山フィルムファクトリーを管理していくための指定管理料であります。

一方、スタジオタウン小山推進事業につきましては、東京の青山で開催を予定しております東京フォーラム及び小山クリエイターズアワードの開催にかかる費用であります。これは、スタジオタウン小山の取り組みを映像制作者に知っていただくとともに、小山町での映像制作を促進するための事業であります。

これからも小山町フィルムコミッションと協働し、小山町の認知度やイメージの向上のためのシティプロモーションを継続して進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） ないです。了解しました。

131ページ5款1項3目説明欄19農地中間管理事業耕作者集積協力金10万円、ちょっと少ないようには考えますけれども、農地中間管理の目標があれば伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 平成30年度の農地中間管理事業耕作者集積協力金の予算は10万円を計上しております。現在、町内では圃場整備事業を進めており、平成30年度は面整備が完了した地区を中心に2.5ヘクタールの集積目標を設定しているところでございます。

耕作者集積協力金の交付単価は10アール当たり5,000円となっており、目標の2.5ヘクタールの8割の2ヘクタール分、10万円を見込んでおります。これ以上の実績が上がるようであれば、今後補正で対応したいと考えております。

町としまして、新体制となった農業委員会や地区部農会と連携しながら、農地中間管理機構の活用を進めるように考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、166ページ7款4項2目足柄地区拠点整備事業につきましては、足柄地区及び関係者とのような協議を進めていくのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 足柄地区拠点整備事業に関連した御質問にお答えいたします。

足柄地区拠点整備事業につきましては、昨年秋に足柄駅交流複合施設についての要望書が地元から提出されております。その内容にできるだけ沿うよう進めていきたいと考えております。現在は、新施設に係る基本設計業務の発注に当たり、先ほどの要望書を提出していただいた際の代表の方々に地域住民の代表として参画をしていただいております。

また、関係者ということになりますけれども、ＪＲとの協議等に関しましては、先ほどの鈴木議員の御質問にお答えしましたとおりであります。両者の取り決めについて書面での締結に向け調整をしているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 了解しました。

最後の質問をさせていただきます。169ページ7款5項1目町営住宅維持管理費とございますが、この町営住宅の適正管理戸数と空き室の現状について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） お答えいたします。

現在、町営住宅は12団地77棟446戸を管理しています。小山町営住宅等長寿命化計画では、用途廃止する住宅と、個別に修繕しながら存続させていく個別改善住宅とに分けております。存続させる住宅は5団地223戸であり、そのうち空き室は48戸となっております。なお、48戸の空き室につきましては、今後、用途廃止に伴う住宅に入居されている方の移転先として確保している状況でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 結構です。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 4点質問をさせていただきます。

最初に、付属資料3ページ一般会計歳入の内訳の町債について質問をいたします。一般会計の収入の内訳で町債の欄を見ますと、昨年度は1億8,000万円増の24.8%の伸び、本年度も2億5,920万円増、28.0%の伸びを示しております。さらに、平成29年度末の町債残高見込額は121億5,622万円で、前年度比11億7,653万円増、町民1人当たりの借金は約64万円だということです。このよ

うに膨らみ続ける借金の財政運営で大丈夫なのかという懸念の声も少なくありません。それに対する当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 町債についてであります。

平成30年度予算は、100年の計の基礎づくりの積極型予算となっております。その財源として、起債の額も前年度に比べ増額しております。また、町債残高も増加見込みであります。将来的に持続可能な財政基盤を確立するために、中長期的な視点に立って財政計画を策定しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

2点目の質問です。付属資料の5ページ、一般会計目的別歳出の内訳のうち土木費、民生費についてであります。前年度予算との対比で見ますと、土木費が44.7%の突出した伸び率に対して、民生費は2.3%の減、教育費は21.2%の伸びとというのはものの、森村橋の改修事業や学校のトイレ改修が主な事業でして、その他のソフト事業の目玉はありません。内フロを拓く取組の本格実施に伴う道路整備はよく分かりますけれども、若干偏った歳出内容だと感じるわけです。その点での町の見解を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 議員御指摘のとおり、平成30年度予算の土木費の占める割合は、これまでにない大きなものとなっております。これは、これまで実施してきている内陸のフロンティアを拓く取組に加え、平成32年度に本町で東京オリンピック自転車ロードレース等が開催されることもあり、平成30年度、平成31年度に開催に向けた道路整備等が集中するものであり、やむを得ないものと考えております。

一方、平成30年度の新規事業では、健康寿命の延伸を図るため、クアオルト健康ウォーキング事業や子育て支援センター「きんたろうひろば」等の運営の充実、また、こども医療費の無料化を高校3年生相当まで拡大することや、ボランティア支援センターを充実するとともに、小・中学生を対象としたふるさとを知り貢献する事業、ふるさと博士金太郎事業を新規に実施し、ボランティア活動の場を広げていきます。さらに、小・中学校関係では、事務職員のフルタイム化や町単独講師等の増員など、実施するところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

次に、予算書の歳入44ページ18款1項2目、本年度のふるさと寄附金を16億円で計上しております。これは、平成29年度実績からの算定だと考えるわけですが、16億円で設定した根拠

を示してほしいと思います。というのは、ふるさと寄附金というのは、国の方針や国民の動向に左右され、極めて不確定要素の強いものだからであります。そこで、設定根拠をお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ふるさと寄附金の制度ですが、平成20年4月から始まった制度であり、小山町は平成27年9月から開始をし、寄附額も年々増加をし、今年度も昨年を上回る寄附額となっております。

しかし、議員御指摘のとおり、国の方針や国民の動向に左右されるものでありますので、平成30年当初予算額は平成29年度の当初予算編成時と同様に、前年度実績見込額の概ね6割程度を予算計上いたしました。このふるさと寄附金は不確定要素が強いことから、今後も動向等を注視し、状況に応じて補正対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。

最後の質問です。予算書の歳出85ページ2款7項1目19節自主運行バス負担金に5,000万円計上されております。議会内でも話題になり、町民の中にも問題視する声の多い自主運行バスの抜本的見直しが予算の上ではなされていないようですが、見直しに向けて一歩踏み出す計画はないのか伺います。

将来に向けたビジョンを示し、公共交通の抜本的改革に向けた選択肢を町民に明らかにすべきではないのか、そのように思うからであります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 現在、県内外への視察や、コミュニティバス等の利用状況等の分析を行っておりまして、便の見直し、デマンド運行、自家用有償運送等、小山町に適した公共交通体系の検討を進めているところでございます。

今後は、地域公共交通会議等における町民などの皆様の意見もお伺いをしながら、持続可能な公共交通網の形成を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） それでは、平成30年度の予算について質問させていただきます。

まず、予算書の付属資料7ページですが、性質別内訳の投資的経費が前年度に比べ61.4%、今年度は更に52%の伸び率となっております。本年は、先ほど来各事業の中で道路築造や橋梁など、建設事業が中心になるということは承知をしておるところでございますが、例年にない工事

請負になることから、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、ここ数年、事業について繰越事業が相当数見受けられますが、当然、単年度で完成するのが基本なわけですが、その辺の見通しについてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 繰越事業についてであります。当初予算では、全ての事業が年度内に完了するものとして編成を行っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 質問じゃございませんけれども、それが基本ですので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、次に、2点目を質問いたします。これだけの普通建設事業予算ということから、当然請負業者の選定についてが問題になってくると思うんですが、どのように考えているか。また、入札に関して、町のランク別、Aランク、Bランク等もあろうかと思っておりますけれども、この辺について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 請負業者の選定につきましては、これまでどおり小山町建設工事入札参加指名委員会において、地域的条件、工事持ち量、工事経歴、工事成績、技術者数等を勘案し、等級の格付等により選定をいたします。

入札に関するランク分けについてであります。小山町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領で定める基準により、等級の格付を行っております。格付の基準は、国土交通大臣または静岡県知事が行った経営事項審査結果の総合数値に基づき、土木一式工事及び建築一式工事についてA、B、Cの3等級に格付するものとなっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） そのA、B、Cのランクづけ、町内には何者あるか分かりましたらお願いしたいと。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） A、B、Cのランク分けの業者数でございますが、まず、土木一式工事につきましてはAランク7者、Bランク2者、Cランク2者となっております。建築一式工事につきましては、Aランクが5者、Bランクが1者、Cランクが2者となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 次に移らせていただきます。一般会計予算書のまず歳入についてですが、20ページ町民税の個人、法人ともに昨年より増えておりますが、この要因についてはよ

うやくこの景気回復が地方に来たものなのか、あるいは別の理由なのか。また、ここ数年の町民税の推移について教えてほしいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

町民税の増額でございますが、議員のおっしゃるとおり景気回復によるものと考えております。その理由の一つに、厚生労働省静岡労働局が毎月発表しております有効求人倍率を見ますと、小山・御殿場地区の昨年12月の有効求人倍率は2.07倍を示しており、景気は回復基調にあると考えております。なお、全国は1.59倍、静岡県は1.6倍、県東部地区においては1.71倍となっております。

次に、ここ数年の町民税の推移ですが、はじめに、個人町民税の現年課税分の決算額でございますが、平成25年度は10億8,900万円、平成26年度は前年度比3.22%減の10億5,400万円、平成27年度は前年度比0.32%増で10億5,800万円、平成28年度は前年度比0.53%増で10億6,300万円であり、平成27年度からは増額傾向にあります。

次に、法人町民税の現年課税分の決算額ですが、平成25年度は4億4,400万円、平成26年度は前年度比29.59%減の3億1,000万円、平成27年度は前年度比3.9%増で3億1,600万円、平成28年度は前年度比21.21%減の2億5,600万円となっております、減額傾向にあります。この減額の要因としては、主要企業の撤退や平成26年度の税制改正による法人税の引き下げによるものが大きい要因と考えております。

なお、今年度の法人町民税は、3月補正予算でお示ししましたとおり、3億5,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、26ページ、ゴルフ場利用税交付金についてですけれども、昨年と同様ということで安堵しておるところですけれども、この先、オリンピックが終了すると存続が危ぶまれるのではないかということも言われておるんですけれども、町として、もしこれが廃止になった場合の代替案は考えておられるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） ゴルフ場利用税は県税でありますので、代替案については町として考えておりません。また、廃止となった場合には、普通交付税が増加するものと認識をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、歳出についてお伺いをさせていただきます。

107ページ3款2項3目の13節ですけれども、健康診査業務について、受診率が例年半分ぐらいと伺っておりますが、対象者が自分のかかりつけ病院で受診できたら、更に率は上がると思うんですけれども、現在は、たしか町内の病院だけと思うんですけれども、町内以外の病院を増やす考えはありませんか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 健康診査の受診医療機関につきましては、小山町民は小山町内の医療機関で実施することとしております。議員御指摘の、町外の医療機関での受診については、平成25年3月から数回にわたり御殿場市医師会と協議をしまいましたが、平成28年9月に現在の枠組みで健診業務を続けていくこととしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） いろいろ医師会との関係があらうかと思うんですけれども、私は御殿場、小山は医師会と同じというふうに考えておりますので、当然生活圈も御殿場、小山は近いわけですので、特に小山町も北郷、須走地区の方は恐らく旧小山の方の病院へ行くよりも御殿場市内の病院に行っている方が多いと思うんですよ。ですから、これはやっぱり早急に今後も引き続き医師会と詰めていただきたいと思います。これは回答は結構です。

次に、121ページの4款1項3目の（5）、これも新規事業かと思えますけれども、クアオルト健康ウォーキングについて、今年度から始めるということですが、具体的なコースは定めるのかどうか。また、定めるとすれば、各地区に何コースで、距離はどれくらいを予定しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） クアオルト健康ウォーキングではありますが、新たに取り組む事業でございますので、簡単に事業の説明をさせていただきます。クアオルトは冷氣や風などの気候を活用して、汗を揮発させ、体表面の温度を下げながら野山を歩き、運動効果を高める気候性地形療法というものでございます。ドイツでは、心臓病リハビリや高血圧の治療などに取り入れられておりまして、日本でも健康に効果のある要素を取り入れたこの取り組みを活用する自治体が増えてきております。町におきましても、町民の健康増進と健康寿命の延伸を図るために導入するものでございます。

御質問の具体的なコースを定めるのかについてですが、運動効果を高め、クアオルト健康ウォーキングの基準に適合するクアの道という専用コースを選定いたします。

また、何コースで、距離はどれぐらいかについてですが、体に負担をかけず、個人の体力に合わせて歩く1キロから3キロ程度の高低差を利用したコースを町内で2コース設定をいたします。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、127ページ4款3項1目13節ですけど、塵芥収集運搬についてお伺いします。現在、町で委託している運搬業者は何業者あるのか。それから、その契約は何年ごとに行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 現在、町が委託しております収集運搬事業者は、成美地区が有限会社澤工業、明倫地区と足柄地区が株式会社三善産業、北郷地区が富士総業株式会社、須走地区が株式会社勝又商事です。

現在の契約期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で、長期継続契約により3年ごとの契約を締結しております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、187ページと193ページ、これは小・中学校、両方お伺いしたいと思うんですけれども、学用品と学校給食費の扶助について、その対象人数と1人当たりの金額について教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） はじめに、小学校の学用品等の扶助についてお答えします。

大きく4つございまして、まず学用品費は、1年生が6人で1人当たり1万1,100円の扶助費になります。学用品費の2年生から6年生が39人、1人当たり1万3,270円の扶助費を見込んでおります。

続いて、2点目の新入学児童の学用品費、これは1年生ですけれども、6人、1人当たり1万9,900円を見込んでおります。

3つ目の校外の活動費といたしまして、宿泊を伴うものが18人を見込んでおります。1人当たり3,470円、そして、宿泊を伴わない活動費の扶助として、45人分、1人当たり1,510円を見込んでいます。

4つ目に、修学旅行費です。こちらは6年生、11人を見込んでおりまして、1人当たり2万8,000円となります。

小学校の学校給食費の扶助費につきましては、対象者を45人見込んでおりまして、1人当たり4万8,400円の扶助費を見込んでおります。

同様に、中学校費を説明させていただきます。学用品費につきましては、1年生16人、単価は変わりまして2万1,700円の扶助費となります。2年生から3年生を26人見込んでおりまして、1人当たり2万3,870円の扶助費を見込んでおります。

2点目の新入学児童学用品費につきましては、1年生、同じく16人を見込み、1人当たり2万2,900円。

3点目の校外活動費になります。最初に、宿泊を伴うものについては41人を見込み、1人当たり5,840円、宿泊を伴わないものを40人見込みまして、1人当たり2,180円となります。

4つ目の修学旅行費でございます。3年生を15人見込みまして、1人当たり6万3,000円の扶助費となります。

中学校の学校給食費の扶助費につきましては42人見込んでおりまして、1人当たり5万8,300円となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけ。学校給食費も一般の扶助費も同じなんですけれども、例えば学校給食で言いますと小学校が45人、中学が42人ということですが、これは数年前というか4、5年前あたりと比べて傾向はどうなんでしょうか、増えているのか減っているのか、その辺だけで結構ですけれども。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 概ねの人数は横ばいになっております。予算的にも昨年とほぼ同額となっております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。197ページ9款5項1目19節のふるさとおやま同窓会応援事業について、非常に結構な事業だとは思いますが、ちょっと具体的な内容が分からないものですから、その内容説明と、今年の2月までの実績がどのくらいあったのか、それから平成30年度はどのくらいを見込んでいるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） ふるさとおやま同窓会応援事業についてお答えいたします。

ふるさとおやま同窓会応援事業は、定住促進、Uターンを促進することを目的に、本年1月から実施をしております。町内の小・中学校の卒業生、同一学年または同一学級で開催する同窓会で、20歳から40歳までの原則10人以上出席する同窓会に対して、人数に応じて交付をしております。

また、同窓会の開催時には町の事業の紹介、アンケート等を実施しております。

平成29年度の実績は、1月に平成30年成人者、3つの中学校の平成24年卒業生が利用しました。出席者の人数は、小山中学校が74人、北郷中学校が51人、須走中学校が35人、2月には平成20年度小山中学校卒業生31人に対し交付しております。いずれも20人以上の同窓会出席者ということで、6万円を交付しております。

平成30年度は、20名以上の同窓会を3中学校で2学年分、6件を見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 20歳から40歳ということで、目的が定住促進とUターンということからいうとそれで良いのかもしれませんが、私はむしろこれを広げて、60歳過ぎというか、何歳までも広げていただいて、逆にそうすれば、昔の人達の方が人数が当然多いわけで、よそに出ている方が地元へ戻ってきて、小山町はいいところだと、例えばふるさと納税をしてみようかという方も必ず増えると思うんですよ。そういうことを考えると、あえて20歳から40歳までなんて、子どもの少ない人数のところに集中しないで、昔は子どもはたくさん、小山中学では7クラス、8クラスあったわけですので、そういうことを考えると、もう年齢もなしに広げていただいて、もうちょっと予算も増やしていただいて、そういうふうにどんどん積極的に、逆にふるさと納税も、先ほど心配もあったようですけれども、増やしていただいて、小山町にどんどんお金が落ちるような方策をとっていただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） それでは、一般会計について質問をさせていただきます。

最初に、72ページ2款1項7目14節子ども子育てワンストップサービス使用料76万3,000円でございます。この内容について説明いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 子ども子育てワンストップサービスとは、住民がマイナンバーカードを使用して子育て関連の申請や手続きをインターネットで行うことができる国が構築した電子申請サービスであります。現在、本町ではセキュリティや接続経費の観点から、代理接続サービスを利用しており、この接続にかかる経費として計上したものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） いえ、ありません。

次の質問です。86ページ2款7項1目19節成美地区活性化事業の内訳ですけれども、駐車場造成1,000万円が計上されております。この場所について伺います。現在の場所から変更になるのか、ならないのかというところをよろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） Aコープを訪れる方は御殿場農業協同組合小山支店の駐車場も使用している様子であります。Aコープの建物を商業施設運営会社に賃貸するに当たり、専用の駐車場を確保する必要があり、場所は社宅跡地を含めて今後選定してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

次の質問に移らせていただきます。92ページ2款8項1目18節、先ほど池谷議員の方からドローンについての質問がございましたけれども、この広報広聴費、ドローンの運用というのを、これは本当に観光、防災、またシティプロモーション等、多岐にわたり有効だというふうに考えます。しかしながら、その予算がちょっと少ないんじゃないのかなと。と申しますのは、近隣市町では行政が持つのではなく、ほかに依存してやっている部分があるんですけれども、本町の場合は、これを行政でやると。これ、すごくいいことだと思うんですね。非常の場合にすぐ使えるということで、そういうのを含めまして、ちょっと予算が少ないんじゃないだろうかと、こう考えます。それについて伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ドローン等100万円の内容でございますが、これはシティプロモーション推進などのための備品の購入費であります。具体的に申し上げますと、内容はドローンの本体、それから操作用タブレット、情報解析のソフトを各1つずつと、あと交換のバッテリーを10個購入するための費用でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 質問ではございませんけれども、本当にこれは多方面によって有効な手段だと考えます。ぜひ今年度はこれで購入して、次年度もまた補充していくような形で進めていただきたいと思います。

次に、146ページ6款2項1目13節観光振興費、観光地域づくり推進業務の主な内容は、DMOの委託費ということですが、現在の進捗状況と平成30年度の展開について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 観光地域づくり推進業務の現在の進捗状況から申し上げます。

平成29年度は、小山町DMO準備室を設置し、観光客のニーズ調査をはじめ、体験型観光メニューの造成、ブランド力の高い商品開発及び組織の設立準備を進めてまいりました。また、来月3月4日ですが、DMOの取り組みについて、広く町民に知ってもらうために、DMOフォーラ

ムを開催いたします。

平成30年度につきましては、小山町DMOの法人化への準備及び体験型メニューの商品化、町内の事業者や町民に対しまして、DMOに対する理解を高めながら、観光地域づくりに取り組んでまいり所存でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。

次に、187ページ9款2項2目13節及び192ページ9款3項2目13節小学校及び中学校の教育振興費、それぞれにおいての質問でございます。

外国人英語指導員、ALTの派遣は、昨年度の教育と差異があるのかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 平成30年度から新指導要領の移行期に入るため、小学校5・6年生では新しい教科書に、また、小学校3・4年生は新しく始まる外国語、いわゆる英語活動に沿った学習内容となっております。

中学校は、英語科教員とALTと協働した指導により、更に英会話に触れる機会の多い学習指導を進めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問ではございませんけれども、指導要領の中に、今度小学校が入ってきます。ぜひとも実のある教育というのでお願いをしたいと思います。以上です。

次の質問でございます。193ページ9款4項1目13節幼稚園管理運営費の中の幼稚園給食運搬業務の内容について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 幼稚園給食運搬業務についてですけれども、こちらについては、昨年9月から町立幼稚園につきまして完全給食を実施しております。その中で、駿河小山幼稚園約50人の園児と、あと須走幼稚園約85人分の給食を、駿河小山幼稚園ですと成美小学校、須走幼稚園ですと須走小学校から搬入をして、終了後はその食器・食缶をまた小学校の調理室の方へ運ぶ運搬業務になります。

ちなみに、平成29年度、今年度は公益社団法人シルバー人材センターに委託をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） これも質問でございせんけれども、この食育というのはすごく大事だと思います。幼稚園のときから食育をやっていくというのは非常に大事なことで、このおいしい小山町の給食を幼いときから食べて、子どもを育てていこうというところで、よろしくお願いいたします。

します。

最後の質問でございます。199ページ9款5項1目19節ホタルの里づくり事業費についてです。ホタルの里づくり推進協議会交付金について、毎年、幼虫を購入して放流しているんですけども、阿多野用水の絡みで、自然にふ化・産卵する環境というのがどうしても途絶えてしまうわけなんですね。これを自然にふ化・産卵する環境を整えていく計画というのはあるかないか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） ホタルの里づくりについてお答えいたします。

ホタルの里は平成24年2月に整備を行いました。6年が経過しております。平成29年の初夏にも数匹ですが、自然ふ化をしたホタルを確認しております。ホタルが自然にふ化・産卵をする環境にするには、約10年かかると言われております。今後も自然ふ化をしたホタルが数十匹、数百匹と飛び交うホタルの里になるよう、管理を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問です。今の自然にふ化・産卵する環境というふうにあるんですけども、私が調べている中では、やっぱりずっと年間を通して通年で通水をしていないとやっぱり難しいというふうになっているんですけども、では、今のホタルの里では自然にふ化しているということで考えてよろしいですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） ホタルの里は1年間通水をしております。1年間、職員が草をとったり落ち葉をとったりして管理しています。現在、先ほど申し上げましたように、数匹ですが自然ふ化しているホタルを確認しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 一般会計につきまして何件か質疑をさせていただきます。

全部歳出の関係の質問でございますが、まず、71ページ2款1項5目19節空家対策補助金90万円とありますが、この対象はどんな物件でしょうか。そしてまた、何件分を計上しているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 空家対策補助金90万円についてお答えさせていただきます。

町では空き家対策特別措置法に基づく危険空き家の解消に向け、平成28年度から空き家対策協議会を設置し、危険空き家の解消に取り組んでいます。

この補助金は、危険空き家の所有者等を対象に、危険空き家解体補助金交付要綱で定め、空き家解体費用の3分の1を補助するもので、最大30万円を交付するものであります。なお、次年度は3件分の90万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、続きまして、2款7項1目19節福祉理美容による地域活性化事業補助金500万円とありますが、何件分が補助されておるのか。そして、この事業ではどのような効果を狙っているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） この補助金は、NPO法人小山町福祉理美容協会に対して一括補助をしているものであります。この協会で実施している事業の目的ですが、訪問福祉理美容として、外出が困難な高齢者の自宅や施設で訪問理美容を行い、高齢者の生活の充実に図るとともに、理美容師の仕事創出を図ることを目的としております。

また、オシャレ講座として、高齢者に対して理美容師がメイクやネイルの方法を指導し、自ら進んでおしゃれを楽しみ、外出機会を増やすことで介護予防を図ることを目的としているものでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 理美容師からのお話を伺いますと、施設の関係で、できたら店に来てもらった方がいろいろな点でやりやすいということを伺っておりますが、そういう場合にも、この補助金は出るのでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） この補助金の交付先ですが、高齢者等の利用者ではなく、NPO法人でございます。来店された方につきましては、その店舗の通常料金が適用されるということになってまいります。

補助金の目的も外出が困難な高齢者に対して、その方の自宅等に訪問して理美容を行うというものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、3点目です。85ページ2款7項1目19節生活交通確保（バス）対策事業補助金300

万円とありますが、この補助金が出る事業というのは、どのようなものなのでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 小山町バス路線維持費補助金交付要綱に基づきまして、富士急行株式会社が運行しておりますバス路線のうち、不採算路線で地域住民または通学児童生徒の利便を確保するために、必要がある路線に係る運行経費に対する補助金であります。前年度の10月1日から当該年度の9月末日までの経常欠損額の2分の1の範囲内で500万円までの額を補助するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

4問目の質問をいたします。2款7項3目13節女性活躍促進事業700万円とありますが、この事業の内容はどのようなもののでしょうか。そしてまた、何人程度を対象に進めるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） お答えいたします。

女性活躍促進事業700万円についてでございますが、一般に女性は結婚や出産を機に退職を余儀なくされたり、趣味や特技を断念される傾向にあります。そこで、町内及び近隣市町在住の女性を対象とした女性の趣味や特技などのスキルアップを目的に、今後、女性が地域社会での活躍ができるネットワークを構築していくものでございます。

対象人員でございますが、セミナーやイベント、スキルアップ講座等を開催し、延べ参加人数100名程度の参加規模を計画しています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

5問目の質問をさせていただきます。89ページ、同じく2款7項3目19節、スタートアップ起業支援事業補助金150万円とありますが、この事業と平成29年度の起業創業促進事業というのがございましたけれども、この2つの事業との間に違いはございますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） お答えします。

スタートアップ起業支援事業補助金と起業創業促進事業の違いについてでございますが、スタートアップ起業支援事業補助金は、魅力ある地域づくりを進め、移住、定住の促進を図るため、町内での起業や開業を志す者に対して補助金を交付するものでございます。

起業創業促進事業は、予算書の89ページ中段を御覧いただきたいと思います。中段13節委託料の中に、若者移住促進事業800万円の中に、今年度含めております。主に若者が町内での起業を目的としたビジネスプランコンテストの実施及び地方創生ファンド構築のための調査及び準備等の

実施に対する事業となり、別事業となっております。

要すれば、スタートアップ起業支援事業補助金は、起業創業が確定した熟度の高いものへの補助であり、他方、起業創業促進事業はその創業の前段の段階の取り組みを推進していくための事業であると考えております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

それでは、最後に、6番目の質問に変わります。132ページ5款1項3目13節有害鳥獣捕獲55万円とありますが、この金額でどの程度の捕獲数を想定しているのか。また、今年度とほぼ変わらない額だと思いますが、現状の鳥獣被害にこれに対応できるのかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 有害鳥獣捕獲費55万円ですが、これは猟友会への有害鳥獣捕獲活動に対する委託費であり、捕獲頭数実績に対して支払うものではございません。ちなみに、細節19におきまして、小山町鳥獣被害対策協議会補助金のうち緊急捕獲活動支援として、平成30年度は成獣1頭当たり8,000円として350頭分、280万円分の費用を計上しております。

次に、現状の鳥獣被害に対応できるかとの御質問でございますが、鳥獣被害を減少させるためには、捕獲頭数を増やすことのほかに、効果的に農地等を防護することも重要であります。

町では、昨年12月から鳥獣被害対策実施隊を組織し、猟友会と農林課職員が連携してパトロール活動や適切なワナ設置に関する現地指導など、新たな対策を実施しているところでございます。このような活動を継続することで、鳥獣被害の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ございません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 平成30年度一般会計8件について質問させていただきます。今年も大型予算が生まれ、行財政改革などという言葉は小山町においては死語となっているのではないのでしょうか。

では、第1番目の質問に移らせていただきます。予算書の32ページ15款1項1目3節児童手当負担金1億5,772万3,000円について、対象者延べ人員2万423人とのことでしたが、その計算方法について教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 2万423人の根拠でありますけれども、まず、支給対象者は0歳児から中学校修了前、中学校3年生までのお子さんが対象となります。ただし、公務員のお子さんは除きます。

支給対象者数を1,702人と見込んでおります。今言ったのは月ですので、1,702人に12倍をした

数字が、先ほど申し上げました2万423人となるところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。ただいまの説明のは1でございましたが、2において、教育・保育給付費負担金は90人で計算されております。これが2,548万2,000円ですが、この関係とは性質別、どのような形になっているのかお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 2の子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、町外の保育園の補助に関わる負担金でございます。国庫の負担金になります。こちらについての対象者は90人というふうに見込んでおります。ですので、性質が児童手当の負担金の人数とは全く違うものであります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 分かりました。結構です。

2番目の質問に入ります。38ページ16款2項2目地域生活支援事業費補助金は、地域活動支援センターへの補助金とのことですが、地域活動支援センターで取り組んでいる事業内容、それから重度障害者（児）医療補助金1,756万7,000円の対象者は何人でしょうか。また、障害児者ライフサポート事業補助金は、どのような事業の補助金なのかをお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 地域活動支援センターの主な事業内容は、身体、知的障害者を対象に、日中に歌を歌ったり絵を描いたりという生産活動の機会の提供や、機能訓練、社会適応訓練等を行っているものであります。

次に、重度障害者（児）医療費補助金は、障害を持たれた方の医療費を助成するもので、対象者は平成30年2月現在で336人であります。

次に、障害児者ライフサポート事業補助金は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入に対する補助金であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 初歩的な質問で申しわけないですけども、重度障害児の医療費補助金が1,756万7,000円ですけども、これは小山町でやっている0歳から、今度高校生までとなりますけれども、この補助への対象とは別なものなんですか、どうなんですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） こちらに対しましては、対象の条件が身体障害者手帳1、2級の所持者、内部障害3級の身体障害者手帳所持者、療育手帳AまたはB1所持者、B1は町単とな

っておりますが、特別児童扶養手当１級に該当する20歳未満の者、精神手帳１級所持者の各条件を満たし、かつ前年所得が限度額未満であることが条件となっているということで、支給対象者が異なっております。ですので、そちらの補助制度とは別な制度ということで御理解いただければと思います。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） この任務に当たっておられる方というのは、どのような資格を持っておられるのか。この補助事業というか、この事業に当たっている方というのは、センターではどのような方が任務に当たっているのか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 地域活動支援センターの職員ということでしょうか。こちらにつきましては、今、駿東学園であるとか十字の園であるとか、そのような福祉施設の方々、そこでの日中一時預かりというような形の業務になっておりますので、その施設の基準に基づきまして配置されている職員、専門職が対応しております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構でございます。

今度は予算書の歳出に移ります。104ページ3款2項1目事業内容が（2）19節、これは毎年同じようなことを聞かれると思いますけど、2市1町共通無料券負担金について、毎年パークゴルフ場や温泉等の無料券の配付は、多くの高齢者からどうにかならないか、温泉の利用券以外の物を配付してはどうかというような声を聞きます。これに対し、当局はどのような検討がなされたのか。また、今後について、どのような対策を考えておられるのかお聞きます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2市1町共通無料券は、高齢者の皆様が積極的に温泉やパークゴルフに行くことでリフレッシュしながら健康増進に役立てていただくものであります。これまで、須走温泉天恵や健康福祉会館のリラクゼーションスタジオなど、利用施設を拡充してまいりました。

今後も、より多くの皆様に利用していただけるよう、利用施設の拡充等を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 以前はお金を配っていて、これが一番便利だというような声はどこからも聞きます。これに戻すような考えはあるのかないのかお聞きます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2市1町の共通無料券、こちらの成り立ちが、2市1町で行っております高齢者の福祉と健康増進のためということでの協定がもとになっております。ですので、

高齢者の福祉と健康増進のための活用ということで考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 小山町では考えているのかどうかということを聞いていますので。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 小山町におきましても、協定のとおり高齢者の福祉と健康増進に関するものということで考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

4番目の質問に入ります。105ページ3款2項1目（2）19節シニアクラブ活動促進交付金として160万円支給されるような計画になっております。小山町シニアクラブの活動内容、また交付金を受けるときの条件などはどのようなものがあるのかお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） シニアクラブ活動促進交付金は、高齢者の生きがいや健康づくりの推進を図るための活動をしているシニアクラブ連合会に対し、補助金を交付しているものであります。

補助の対象としましては、3世代の主張大会や文化芸能発表会、壮年の集いのほか、シニアクラブの活動に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費等であります。

交付を受けるための条件は、高齢者の生きがいや健康づくりの推進を図る活動をしているシニアクラブ連合会であれば、予算の範囲内で交付されます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） では、これは各単位クラブには支給されないということですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） こちらの交付金につきましては、シニアクラブ連合会に対しての補助となります。個別の単位老人クラブ、シニアクラブにつきましては、予算書のその上にあります単位シニアクラブ活動運営交付金ということで単位クラブへ交付をさせていただいております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 活動促進と書いてあるからね、私は読むときにこういうふうなものは単位活動でやっているところへも補助金が出される、いろいろな活動、一般的にやられています。それらの平均的に活動の上の補助金でもって出していると思いますけれども、こういう活動をやっているからください、こういう活動でもってどうでしょうかというふうな条件については、なされないということですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 現状におきましては、こちらの補助金はシニアクラブ連合会に対する交付金と考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 次の質問に移ります。AED借上料について、24時間コンビニへ設置するとの説明がありました。貸し出す場所、店舗、台数、また、運用の基準については、条例を用いるのか、あるいは要綱でいくのか、それらについてお答えください。

また、今後について、設置後にコンビニの店員などに救急救命講習なども受けてもらえば、相乗効果は大と考えますが、これについての受講を促す考え等も併せて質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） はじめに、貸し出す場所と台数でございますが、貸し出す店舗につきましては、セブンイレブンが駿東小山店、菅沼店、菅沼東店、用沢店、須走東店の5店舗でございます。別にローソンでございますが、小山町白岩店、須走口店、須走東店の3店舗、合計8店舗で8台の設置ということになります。

次に、運用の基準についてでございますけれども、こちらにつきましては、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が定めておりますAED設置ガイドラインに基づいて、各店舗とAED設置に係る覚書を締結するものでございます。

次に、店員に救命講習受講を促していく考えについてでございますけれども、こちらはコンビニの店員につきましては、AEDの操作の義務、これを負うものではございませんが、コンビニエンスストアからの要望があれば、必要に応じて店員に対しAEDの取り扱いを含む救命講習の実施を検討いたしたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 置いてくだけじゃ、魂入れずというふうな問題にもなりかねない。積極的にこの講習を受けてもらうというような方針が、私は望ましいんじゃないかと思う。その運用、そっちの方の基準はどうかとしても、町としては積極的に働きかけていくことが必要じゃないかと思いますので、そのような方針になってもらいたいと思います。以上です。

ページ数は182、その前に178を。どうも目が悪くて読みません。こういう大きい字が最近読めなくなっちゃって。

178ページ8款1項6目（4）同報系無線設備デジタル化整備事業については、どのような内容でしょうか。また、これにより、難聴地域は解消が図られるのかどうか。それについてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 同報無線のデジタル化につきましては、現在のアナログ設備を導入し13年が経過をし、更新時期を迎えております。また、総務省の防災行政無線のデジタル化の

方針、それから、無線設備の規則改正もありまして、デジタル化への更新は不可欠であることから、整備を行っていくものであります。平成30年度では、平成29年度の基本設計を受けまして、実施設計を行ってまいります。

なお、難聴地域の解消につきましては、小山町ではその地理的な条件から、どうしても電波が行き届かない地域が出てきてしまいます。その場合は、屋外に外付けのアンテナを設置いただくなどの手だてを講じて、町内全世帯で受信できるよう計画をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 難聴地域があるというふうに、今、お聞きしましたけれども、難聴地域というのは特定できるのでしょうか。あるいはもうそれらについては解消に向けて努力されているのか、どちらかでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） アンテナの位置は、今回の位置を基準として立てる計画でありますので、現在の難聴地域、要するに電波が入らない地域は、今でも把握をしております。それらの地域でありますとか、今、机上で電波の伝播調査とかができますので、机上での調査、それらを統合いたしまして、ある程度の難聴地域といいますか、電波が弱い地域というのは、机上ではありますが、確認は取れております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 同じようなことだけれども、デジタル化にすれば、今よりも良くなるということはあり得るのかないのか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 電波の性質上、アナログの方が波が高くなります。デジタルの方は直進性が強いということで、デジタル化した方が谷底とかそういうところには電波が届きにくいという性質はございます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

182ページ9款1項2目（3）19節教職員のストレスチェック負担金1万5,000円について、ストレスを抱えていて職に専念することが非常に困難な教員が増加傾向にあると私は聞いております。予算はストレスチェックのためにあるのでしょうか。検査について判定がされた場合、ケアの方法についてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 今年度、ストレスチェックを行いました、82名中、そういった対象の方は幸いにしておりませんでしたが、高ストレスの者が出た場合については、

教職員に自主的な健診等を勧めていくような対応をしていきたいと考えております。

しかしながら、組織的な対応というのは、現在、確定しておりませんので、それらについて、現在、検討している最中でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） これは難しい問題なんですけど、出た場合のケアについてはどのようにされているのか、もう1回伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 現在は、先ほど申し上げましたとおり、自主的に病院などへの診察を勧めています。その他の対応は今のところございません。あとは、個人で公立学校共済の相談業務等に相談をしているケースはあると思います。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） じゃ、強制的に休ませるとか何とかというふうな方法は、自主的に任せるということですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 医師の診断によりまして、診断書をいただいた方については、衛生委員会にかけまして、その診断に基づいて休職等をとっていただいているという認識でございます。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 医師の診断に任せるということですね。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） そのとおりでございます。

○5番（藺田豊造君） 185ページ、190ページ9款2項と3項1目14節AEDの借上料が、小学校管理費では27万7,000円、中学校管理運営費では16万6,000円計上されているが、それぞれ何台でしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 各学校1台ずつ設置をしております。したがって、小学校では5台、中学校では3台の設置となります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） これは学校単位になっていますけれども、人数単位ということはやらないんですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 人数ではなく施設に1つというふうに考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 最近、新聞なんかを見ますと、マラソン大会なんかでもって急にこんなことがあって、非常にこれが活用されていると。それで、蘇生されている方もだいぶおられるということで、小学校、中学校、何も無ければいいことなんですけれども、何かあった場合、そういうふうなことをやっておられます。

先生方は当然にしてこの指導を受けられますけれども、小学生、中学生については、このような救命救急の指導なんかはどのように対処されているのでしょうか。これから対処するつもりはあるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 現在のところ、教職員と大人の方に受けてもらうことを想定しておりまして、児童生徒に講習を受けてもらうことは想定しておりません。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 理由は何でしょうか。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 理由についてですけれども、やはりAEDは誰でも使えるという機器ではございますけれども、高電圧ですとか、危険が伴う場合もございますので、やはり機械に慣れている成人ですとか、保護者等々、成人の方に使っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。梶 繁美君は午後の会議を欠席する旨届け出がござっておりますので御報告します。

○議長（米山千晴君） 次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は3点について質問をさせていただきます。

はじめに、予算書付属資料の28ページ7款4項3目誓いの丘実施設計について伺います。500万円とありますが、どのような整備をするのか、具体的な内容を伺います。

また、誓いの丘は富士山の景勝地でもあります、まだまだ知られていないのが現状だと思います。今後、町外の皆様にどのように広報、発信していくのかも併せて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 誓いの丘についての御質問にお答えいたします。

整備内容について、具体的なものは現段階において未定ではありますが、誓いの丘が現在に至るまでの経緯について、観光協会や関係の方々などの話を聞きながら、また、設計に際してはプロポーザル方式など、様々な角度からの御意見を受けるように検討していきたいと考えております。

富士山を望む景勝地として町内外への広報については、ホームページ、それからソーシャルネットワークシステムなどのIT技術の活用、それから、映画撮影など、FC活動、フィルムコミッションを通じてPRをしていくのも一つの手段であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

次に、同じく7款4項3目の豊門公園整備事業について伺います。2億350万円とありますが、公園整備後、年間どれくらいの維持費を見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 豊門公園についての御質問にお答えいたします。

現在のところ、将来的な維持管理費用を具体的に算出したものではありませんが、現在行っている地元落合区の方々との協働や、国の集落支援員制度を活用して維持管理をしていく考えであります。

また、様々な制度を活用しつつ、指定管理への移行も視野に入れながら、町の負担を抑えていくようにしていきたいというふうに考えております。参考までにとなりますが、平成28年度の決算ベースで、豊門公園に要しました維持管理費についてですけれども、消耗品等、豊門公園に限らず、いろいろな公園にも関係してくるというような側面がありますので、厳密な数字は出てきませんけれども、概ね150万円程度を要していると把握をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

2点目は、予算書歳入の41ページ16款2項10目の説明欄1のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金536万円の具体的な内容をお伺いします。なお、先ほど鈴木豊議員が歳出について質問をされていますので、重複しているところは省いて結構です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 平成30年度のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業ですが、おやまで暮らそう課で実施をいたします金太郎ファミリープロジェクトと、こども育成課が実施をいたします就学前給食・食育推進事業であります。金太郎ファミリープロジェクトは、子育てインストラクターの養成講座や町外子育て世帯の受け入れ体制づくり等を計画しております。

就学前給食・食育推進事業では、平成29年度から実施をしております町立幼稚園に給食を提供

するための運搬業務が主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

3点目は、予算書歳出の152ページ6款3項1目の説明欄19の駿東勤労者福祉サービスセンター負担金300万1,000円の具体的な内容をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 駿東勤労者福祉サービスセンター負担金は、2市2町、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町の中小企業者を会員として組織します公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターへの負担金であります。法人は、補助金と会費とを主な財源として運営をされております。

負担金の内訳でございますが、事務局長の人件費と実施事業に対するもので、事業内容につきましては、余暇を有効に活用するための福利厚生事業、各種検診補助や施設利用補助を行う健康維持増進事業及び慶弔給付などの生活安定事業が主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第2 議案第32号から日程第14 議案第44号までの平成30年度特別会計及び水道事業会計の予算13件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第44号までを一括議題とします。

本議案については、2月20日及び2月21日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 国保特別会計に関して2件質問をさせていただきます。

まず1件目ですけれども、平成30年度から国保は都道府県単位化に移行し、国保の保険者は県と市町、国保税の賦課・徴収・給付・検診などは市町となりますけれども、広域化によって保険料は若干上がるようです。1人当たりの保険料と1世帯あたりの保険料はそれぞれの程度上がるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

まず、1人当たり及び1世帯当たりの保険料がどの程度上がるのかについてであります。平成30年度の国民健康保険税率は改正しませんので、平成30年度の国民健康保険税については、所得等の変動がない限り変わらないと考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、平成30年度から県が国保の財政責任主体となることにより、将来的に国保の課税方式を県下統一にしていこうため、町としても国保税の資産割を段階的に廃止していくことになります。これに合わせ、平成31年度の税率改正を行うことを考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 国の激変緩和も6年間のスパンの中で行っていくということです。小山町の場合も資産割をなくしていくというふうなことも聞いておるわけですが、例えば、資産割をなくして、いわゆる所得割の方に変えていくのは、一遍になくしていくのか、それとも順次比率を変えていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 資産割につきまして、1度に改正しますと、そこでの税が激変されてしまう方、そういう方がいらっしゃるのです、ここは3段階程度に分けて、順次段階的に改正をしていくことを想定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

では、国保の2番目の質問をさせていただきます。国保基金に関してであります。国保基金の現在高について質問をさせていただきます。この基金は、今後、県への納付額がどうなるのか、不足対応等のために完全に取り崩さないというふうに考えるわけですが、現時点での基金残高はどの程度あるのか。また、その額で大丈夫なのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 現在の基金残高は9,884万1,948円です。県が財政運営の責任主体となることにより、療養給付費が不足することに備える基金を持つ必要がなくなりました。このため、小山町国民健康保険給付等基金条例を改正し、県へ納付する納付金の財源として、国保税の引き上げを行う場合の激変緩和等、国民健康保険事業の健全な運営を図るための基金とするよう、本定例会に上程しているところであります。

また、本年度の繰越金が約5,000万円となることが見込まれているため、基金残高と合わせ、平成30年度は対応可能と考えております。

いずれにしましても、町民の皆様の健康増進を推進し、医療費の適正化を図ることが、納付金の額を抑え、保険税の引き上げを抑えることとなりますので、保険事業を充実させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算の質疑について、発言を許します。

5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 議案第33号 育英奨学資金特別会計について、1点御質問させていただきます。

269ページです。今年度の歳出合計は、前年度比145万6,000円の増額であります。貸付事業においては72万円の減額である。これは実績に基づくものと思いますが、今年度の貸付件数は何件でしょうか。

また、学びたくても学べない、そういう子どもたちをなくすための方法として、例えば現在、大学生や専門学校への奨学金、月額3万円となっていますが、医学・薬学などの進路先に応じて増額したり、あるいは静岡県医学修学研修資金のように町内で一定期間働いた者には返済を免除するというような工夫は、これからできないでしょうか。

以上について御質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 済みません、藺田議員、今年度というのは平成29年度の件数でよろしいでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 今年度予定されているやつも一緒に含めて。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 平成29年度と平成30年度、両方。

○5番（藺田豊造君） そうですね、2つ言ってくれば。今年度の実績と来年度どのくらいです

かと。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 分かりました。それでは、御質問にお答えさせていただきます。

平成29年度におきましては、貸付件数が、継続が10件、それから新規が3件、合わせて13件となります。

平成30年度におきましては、継続が10件、新規が1件ということで、2件の減というふうになっております。

続いて、工夫はできないかという御質問なんですけれども、そちらにつきましては、現在、来年度につきましてはそういった工夫は特にしておりませんので、今後、藺田議員の御意見等を踏まえて、参考にしながら研究していきたいというように思っております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構でございます。分かりました。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算の質疑について、発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 1件だけ質問をさせていただきます。

広域連合納付金が2,000万円以上の増額になっていますけれども、今回、後期高齢者医療保険料は上がるのかどうなのか。もし上がるとすれば、1人当たりどのくらい上がるのかを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

後期高齢者医療の保険料は、静岡県後期高齢者医療広域連合で試算し、県下統一の保険料としております。平成30年、平成31年度の1人当たりの保険料の平均額は年額6万4,973円で、2,239円、率にして3.57%の増となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ございません。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） それでは、議案第37号、介護保険特別会計について1点の質問をさせていただきます。

予算書348ページ給与明細書の中で、昨年度と比較すると、職員数が10名増えております。しかしながら、報酬はわずか8,000円の増額でありますけれども、このことによってサービスの質の低下を招かないか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 渡辺議員にお答えします。

予算書348ページの給与明細書には、介護保険等総合会議等の委員人数と報酬を記載してあります。

平成30年度に委員人数が10人増加しておりますのは、平成30年度に新規に在宅医療介護連推進黨を設置するため、委員を10人増加したものであります。また、報酬が8,000円のみ増額となっておりますのは、第7期介護保険事業計画の策定機関である介護保険等総合会議が平成29年度に計画策定が終了したことにより、平成30年度の会議開催回数が減少することが主な理由となっておりますので、サービスの質の低下にはならないと考えております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 介護保険特別会計について質問させていただきます。認知症についてお聞きしますけれども、最近、私、昔の高原病院の清水先生という方にお会いして話を聞きました。それによりますと、認知症は今まで不治の病と呼ばれて、病院に入ったきりになってしまうということでしたけれども、今では認知症が良くなったらどんどん帰すというような方法がとられて、不自由ながらも家庭で生活ができるというようなことになりました。それらを踏まえて、この認知症支援事業について質問させていただきます。

予算書の345ページ4款3項7目（2）です。認知症総合支援事業について、認知症患者の増加傾向はあるのかないのか。また、認知症をサポートする支援員人員の人数は足りているのかどうなのか。また、その支援にはどのような資格が必要とされているのか。それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 藺田議員にお答えします。

認知症は要介護の原因疾患として上位にあり、高齢になるほど疾患のリスクは増大していきます。特に2025年には団塊の世代が全員75歳以上となるため、大幅な認知症患者の増加が見込まれております。

町では平成30年度から認知症地域支援推進員を1名増員し、認知症初期の段階で発見・支援する認知症初期集中支援チームの配置を予定しております。

認知症地域支援推進員の要件につきましては、国の地域支援事業実施要綱で規定しており、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等で、認知症の医療や介護における専門的な知識及び経

験を有する者、または同等程度であると町が認めた者とされております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 支援について、その事業内容をもう少し詳しく、やっている方の、それについて、どのような支援の事業内容なのか教えていただけますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 認知症におきましては、初期の段階でのファーストタッチといいたいでしょうか。接触をして、早期に対応していくということがかなり重要な鍵となってきております。

ですので、小山町におきましては、認知症地域支援推進員を1名増員、また、包括とともに認知症初期集中支援チームとしまして、75歳以上の方を対象にアンケート調査等を行い、その結果、状況として巡回した方がいいなという方につきましては、家庭訪問をさせていただきながら、その支援につなげていくということを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） さっきの答弁と余り変わらなかったけど、結構でございます。終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 議案第41号、木質バイオマス発電事業特別会計について1点だけ質問をさせていただきます。

この木質バイオマス発電事業というのは、内陸フロンティア事業において、目玉の商品だというふうに考えているところでございます。既に安全祈願祭も行われ、現在竣工しているわけでございますけれども、1点だけ質問させていただきます。

411ページ1款1項1目1節で、今回、売電収入というのは計上されているわけですが、売熱については収入は計上されておられません。これは、アグリインダストリーエリアに企業が立地するまでの間、熱を売るというところはないと思うんですけれども、この熱を有効に利用できないか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 渡辺議員の御質問にお答えします。

本町では、平成29年度、今年度ですけれども、湯船原地区アグリインダストリーエリア及び林業エリアを対象としまして、木質バイオマス発電所から発生します熱供給事業の将来計画立案と、設備規模や熱供給ルートを選定などについて検討し、方針を定めるために熱供給事業基本設計業

務委託を発注しまして、現在、売熱先としまして現地に参入する関係事業者を交えまして勉強会を重ね、有効な熱供給事業の実現に向けて検討を進めているところであります。

以上のことですので、平成30年度予算、また、売熱先の施設立地が完成するまでの間でございますが、バイオマス発電による売電収入のみに依存することとなります。そういう状況なんですけれども、町としまして、一刻も早い売熱事業の着手と、有効な熱供給事業の実現を目指して、引き続き関係事業者と検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算の質疑について、発言を許します。

3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算について、1点質疑を行いたいと思います。

予算書の41ページ、42ページ1款1項2目1節の資本的支出において、平成30年度予定額が3億9,133万円計上してございますが、前年度より5億2,213万2,000円減額になった理由と、資本的支出の配水施設の41工事請負費3億896万円について若干説明がありましたが、どのような内容の工事か、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 鈴木議員にお答えいたします。

資本的支出において、平成30年度予定額が前年度より5億2,213万2,000円減額となっている理由といたしましては、湯船原工業団地配水場建設工事が平成29年度末現在、約90%の進捗状況となり、ほぼ完成となったことから、工事請負費を5億2,504万円減額したことが主な理由であります。

また、配水施設費41節工事請負費3億896万円の内容につきましては、第6期拡張計画事業に基づき実施する町道上野大御神線ほか1路線配水管布設工事延長631メートル、須走水系送水管改良工事延長696メートル、柳島配水区及び滝沢配水区内老朽管更新工事延長はそれぞれ350メートル、450メートル、都市計画道路整備に伴う都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事延長500メートル、新東名高速道路整備に伴う配水管切り回し工事延長450メートル及び一部事業が平成30年度に継続となりました湯船原工業団地配水場建設工事が主な内容となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。以上で質疑を終わりにします。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） 1点質問させていただきます。

予算書10ページ、各配水池の主に耐用年数や耐震性などの観点から、更新を計画している配水池があるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

各配水池の主に耐用年数や耐震性などの観点から、更新計画をしている配水池はあるかについてであります。

現在、上下水道課で管理している配水池は23施設であります。このうち耐震化された施設は6施設で、耐震化を検討する施設は、統合いたしました旧滝沢簡易水道の施設を含め17施設となっております。

平成29年度において、須走高原会にございます須走中区配水池の築造工事を実施しており、今後、平成31年度から須走宮上駐車場横にございます、須走低区配水池の更新工事を計画しているところであります。

今後も、上水道第6期拡張計画事業に基づき、施設の更新や耐震化に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 特にございません。質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 2点質疑をさせていただきます。

まず、予算書収入の件ですけれども、33ページ1款2項2目消費税及び地方消費税還付金500万円とありますが、前年度と比較して1,900万円という大幅な減額となっております。この理由について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 佐藤議員にお答えいたします。

平成29年度と比較し、消費税還付金が1,900万円の減額となった主な理由につきましては、湯船原工業団地配水場建設工事がほぼ完了したことなどにより、工事請負費が減額となり、仮払消費税の減額が見込まれることによるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして、支出の部で35ページ1款1項2目修繕費のうち配水及び給水管修理代1,500万円について、各地でインフラ更新時期が迫ってきておるんじゃないかなという状況です。特に漏水工

事も増えているようですが、水道管工事が行われております。これで予算額は十分かどうか見通しを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 修繕費配水及び給水管修理代1,500万円については、各地でインフラ更新時期が迫っており、水道管工事が行われているが、予算額は十分かという御質問でございますけれども、1,500万円につきましては、各家庭などへ給水するための配水管及び給水管の漏水に対応する収益的支出の予定額であり、御質問のインフラ更新につきましては、予算書42ページ資本的支出1款1項2目41節の工事請負費3億896万円の予定額において、老朽管更新工事や須走水系送水管改良工事など、上水道第6期拡張計画事業に基づき実施をすることから、予定額については十分と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

以上で、特別会計及び水道事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規

定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第42号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月5日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時43分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

平成30年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成30年3月5日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	藺田 豊造君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	込山 恒広君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君
欠席議員	6番	阿部 司君	10番	梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	湯山 博一君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
生 涯 学 習 課 長	小野 正彦君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	鈴木 辰弥君		
会議録署名議員	11番 池谷 洋子君	1番	遠藤 豪君
散 会	午後1時50分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

4番 池谷 弘君

1. 平成30年度一般会計予算について
2. 東京オリンピック・パラリンピック自転車ロードレース・個人タイムトライアルについて

3番 鈴木 豊君

1. 小山町内陸のフロンティアを拓く取組事業の課題について
2. 小山町と小山町テレビ共聴組合との関わりについて

(個人質問)

8番 渡辺悦郎君

1. 人材バンク創設について
2. 県助産師会との災害協定について

2番 佐藤省三君

1. 平成29年度全国学力・学習状況調査の小山町の結果及びその対策について

11番 池谷洋子君

1. 外見からはわからない障がいを示す「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の推進について

7番 高畑博行君

1. 県の施策に対応した18歳までの医療費無料化を
2. 待機児童解消に向けた見通しは

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君、梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨の届け出が送られておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で行います。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁の場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁を、そして、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次からは自席にて答弁を行います。

再質問の答弁は、全て自席で行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1

一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

最初に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） おやまの会を代表し、本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目は、平成30年度一般会計予算についてであります。

平成30年度一般会計予算は、124億4,800万円と、昨年比17.7%増と高い伸び率の予算が組まれております。

町長は、平成30年度一般会計予算では、第1に、町民満足度の向上に向けた施策、第2に雇用の場の創出や賑わいづくりを目指す三来拠点事業の推進、第3に市街化区域の活性化を図る施策、第4に子育てに優しい町を目指し、子育て支援の充実、第5に定住・移住を促進する施策に重点配分を行うと述べられております。

どれも小山町の発展のために重要で広範囲にわたる事業です。

本年度は町長の第2期最終年度でもあります。

優先順位をつけるわけではございませんが、あえて伺いますが、積極的に実施していきたい内容があれば教えてください。

また、公表された平成28年度を対象とした平成29年度施策評価結果では、37施策中、公共交通の活性化、障がい者福祉の充実、賑わいと活気があふれる商工業の振興の3基本施策ではあまり

成果がなかったC評価となっております。町長もPDCAを回して改善していくとしております。このC評価3施策の平成30年度対応について伺います。

また、平成30年度予算関係提案説明では触れられておりませんが、2020年米・食味分析鑑定コンクール：国際大会が小山町で開催されます。小山町を会場とした米コンテストは、農業者にとっては一大イベントで、御殿場・小山の米を日本中に知らしめる良い機会でもあります。

米は1年に1回しか収穫できませんので、2年後の大会にはわずか3回のチャンスしかありません。当局、JA、生産者が一丸となって準備していく必要があります。そこで、平成30年度の米・食味分析鑑定コンクール：国際大会の取り組みについて伺います。

次に、2件目は、東京オリンピック・パラリンピック自転車ロードレース・個人タイムトライアルについてであります。

冬季オリンピック、ピョンチャン大会での日本人選手の活躍の興奮が冷めやらぬ中で、2月末には全国の小学校の学級単位による投票で、市松模様のキャラクターが大会マスコットに決定されるなど、徐々に盛り上がりを見せております。

そのような中で、小山町が2020年東京オリンピックの自転車ロードレースのゴールや個人タイムトライアルの発着点に決定となりました。また、パラリンピックのロードレースの会場となることで調整が進んでいるようです。

もしかすると、本町がオリンピックの舞台となることは、今回が最初で最後になるかもしれません。この小山町を広く知らしめるためにも、ぜひこの自転車レースを町民一体となって成功させていくことが必要であります。

国でも、平成29年度補正予算では約316億円、平成30年度予算案では281億円が上程されているようです。

そこで、小山町でのオリンピックを成功させるために、以下の点を伺います。

国やオリンピック委員会等からの予算はどの程度と考えておるのか。また、その獲得方法について伺います。

次に、御殿場市、裾野市や山中湖村等のロードレースのコースとなる周辺自治体との連携をどのようにしていくのか伺います。

富士スピードウェイ周辺では、内陸フロンティア事業が進んでおりますが内フロ事業と東京オリンピック・パラリンピックの準備を同時に進めていく必要がある中で、例えば道路問題の補修整備等があります。この相互の事業の関連をどのようにしていくのか伺います。

最後には、小山町ではフジゾンコランヒルクライム等による自転車を利用した町の活性化を進めておりますが、東京オリンピック・パラリンピックの自転車レース開催に向けて、自転車を活用したまちづくりをどのようにされていくのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） おはようございます。池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、平成30年度一般会計予算のうち、積極的に実施したい内容についてはあります。

平成30年度の当初予算は、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である小山町を元気にする金太郎大作戦第二章を推進する編成となっており、全ての事業を積極的に実施してまいりたいと考えております。

また、5つの柱を掲げ、第1に町民満足度の向上に向けた施策の推進、第2に雇用の場の創出や賑わいづくりを目指す三来拠点事業の推進、第3に市街化区域の活性化を図る施策の推進、第4に子育てに優しい町を目指し、子育て支援の充実、第5に定住・移住を促進することとし、この5つの分野に重点的な配分を行い、編成をしております。

各分野における積極的な事業実施を図るものとしまして、第1の町民満足度の向上に向けた施策の推進については、新東名関連町道整備や、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収や工事等の実施による便利で快適な道路網の整備、静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」と連携した住宅耐震化事業の推進や、町営緑ヶ丘団地改修事業による良好な住環境の実現、山地強靱化総合対策協議会の継続開催、急傾斜地の崩壊防止対策事業、組立式避難所用トイレの整備や同報系無線設備のデジタル化に向けた実施設計による災害に強いまちづくり。

第2の雇用の場の創出や賑わいづくりを目指す三来拠点事業の推進については、湯船原地区の新産業集積エリアと上野工業団地における造成事業の実施や、新産業集積エリア内への民間こども園の誘致を進めてまいります。

第3の市街化区域の活性化を図る施策の推進については、菅沼・谷戸地区での区画整理事業を進めるための調査業務に取り組むとともに、成美地区の活性化を図るため、旧体育館周辺の宅地分譲、富士紡績落合社宅周辺の開発を進めてまいります。

第4の子育てに優しい町を目指し子育て支援の充実については、放課後児童クラブや子育て支援センターきんたろうひろばの運営の充実を図るとともに、特別支援教育や子ども相談室の充実、小中学校のトイレ洋式化の実施や子ども医療費無料化の高校3年生相当までの拡大を行ってまいります。

第5の定住・移住の促進については、定住促進事業助成金や個人住宅取得資金利子補給金等の実施による小山町への定住・移住の推進と、優良田園住宅地での宅地分譲を行ってまいります。

次に、平成29年度施策評価結果でC評価となった3施策の平成30年度の対応についてであります。

本町では、平成27年度より施策評価を導入し、成果を重視した町民本意の行政運営を実現し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することとしております。

また、施策評価を導入することで、PDCAサイクルを確立し、町が実施した施策や事務事業の評価を行い、事業等の見直しや改善に役立てることとしております。

本年度、平成28年度を対象とした総合計画に掲げる37件の基本施策の施策評価を実施した結果、

十分な成果があったとしたA評価が2件、一定の成果があったとしたB評価が32件、あまり成果がなかったとしたC評価が3件、成果が得られなかったとしたD評価は無しという結果になりました。

このC評価となった施策のうち、はじめに公共交通の活性化についてであります。これは、その指標である町が快適な公共交通の整備に取り組んでいると回答する町民の割合が、平成31年度の目標値である50%に対し、25%と低い値となっていることから判断いたしました。そこで、今年度では、NPOによる有償運送を実施している県内の天竜地区や、議員から昨年12月議会で一般質問がありましたコンビニクルを使用したデマンド交通を導入している三重県の玉城町などへの視察を実施いたしました。

また、コミュニティバス等の利用状況を見てみると、通学利用等により一定の利用がある便と、ほとんど利用のない便が存在しています。そこで、利用の少ない日中や土曜、日曜の便については見直しを行うとともに、デマンド運行や自家用有償運送等、全ての選択肢を念頭に、小山町に適した交通体系の検討を進め、町民にとって親しみやすく、持続可能な公共交通網の形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、障がい者福祉の充実についてですが、町では従来から相談体制の整備、就労支援事業所の製品のPR、雇用促進、団体への支援、医療費扶助、日中一時支援、手話通訳者の派遣など様々な障がい福祉施策を実施しております。しかしながら、町民アンケートの結果において、障がいのある人が社会参加し、自立していると回答する町民の割合が目標値の50%に対し25%と未達成であり、各種施策が町民に見えにくい状況でありました。

現在策定中であります第5次小山町障害者計画では、障がいを持つ方が住み慣れた地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる地域共生社会の実現を基本理念とし、平成30年度から平成35年度までの6年間について、町が進める障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画であります。

平成30年度以降、町では本計画に基づき、御殿場・小山自立支援協議会を中心として、関係機関などと連携することにより、障がいを持つ方々の生活の安定と自立への支援に取り組むなど、障がい者福祉施策を進めてまいりたいと考えております。

また、本年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、自立支援協議会の就労支援部会を通じ、一般就労や福祉的就労の促進を図りたいと考えております。

次に、賑わいと活気があふれる商工業の振興についてであります。

私も就任以来、商工業振興事業に取り組んでまいりましたが、特に商店街の活性化については難しい課題だと考えております。町民アンケートでは、賑わいのある商業地づくりを行っていると回答した割合が、平成31年度の目標値である50%に対し、11%という結果でありました。

町では、これまで静岡県補助事業を活用し、商工会と連携してタウンマネージャー配置支援事業に取り組み、商工会による地域商業活性化事業として小山ちょっとバル、小山町映画祭や賑

わいビンゴまつりなどを開催してまいりました。また、町内の消費拡大を狙ったプレミアム商品券事業や地域ブランドの確立と販路拡大を目的とした、小山町商工会優良推奨品事業などへの支援も行っておりました。

平成28年度から実施しております小山町スタートアップ起業支援事業補助金は、空き店舗を活用して開業するなど、商業地の活性化に寄与する取り組みとなっておりますが、これらの事業は一定の効果はあったものの、商店街の活性化につながる決定打とはなっていません。

しかしながら、町内には元気に営業を続ける小規模事業者や店舗が数多くあります。その皆さんを支援することが、町の経済を活性化する有効な施策だと考えております。そのため、今年度は担当職員が各事業所を回り、経営実態等を把握するとともに、必要とする支援策や将来への課題などを調査いたしました。

今後は、この調査内容を精査し、有効な支援策につなげてまいりたいと考えております。また、町内への進出企業とのビジネスマッチングを推進して、継続的に事業経営を支援し、商業の活性化に努めてまいります。

さらに、商店街の活性化とは意味合いが異なりますが、買い物弱者対策が大きな課題となっている今、町では来年度、高齢化が著しい成美地区において、賑わい創出と生活の利便性を確保するために、富士紡落合社宅跡地とAコープを含めた区域における土地利用を検討しているところであります。

いずれにしても、賑わいのあるまちづくりが私の理想とするところでありますので、商工会をはじめ、関係機関と連携した取り組みを今後も進めてまいります。

次に、2年後に本町で開催される米・食味分析鑑定コンクール：国際大会に向けた平成30年度の取り組みについてであります。

このコンクールは、米・食味鑑定士協会が平成11年から行っており、出品数は5,000点を超え、来場者も5,000人規模の、国内で最も規模が大きく権威あるお米のオリンピックであります。

全国の農業者からの注目度も高く、多くの来場者が見込まれることから、本町での開催は町のPRにつながることはもちろんのこと、生産者の米作りに対する技術や生産意欲の向上が見込める良い機会となります。

そのため、平成30年度は、本町が主体となり、早期にJA御殿場、御殿場市、県等の関係機関とともに実行委員会を立ち上げ、コンクールの開催に向けて準備を進めてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、各種コンクールへの出品数の増加を図るため、生産者に対し、毎年JA御殿場が行っている米の品質共励会の積極的な活用を促進するとともに、コンクールへの出品費用を助成してまいります。

また、コンクールの擬似体験を通じ、消費者へのコンクールのPRを図るため、本番のコンクールを想定して、食味値の高い米を炊飯し、実食する食味官能審査を開催してまいります。

技術面におきましては、JA御殿場が主体的に取り組んでいる金賞受賞プロジェクトと連携し、

先般開催されたコンクール連続4回金賞受賞の遠藤五一氏による講演会の内容を踏まえ、意欲ある生産者とともに、良質米づくりや当地域の気候に合った新たな品種の栽培等を引き続き進めてまいります。

以上が、平成30年度の計画であります。今年11月に開催される飛騨大会も参考にしながら、小山町大会の成功に向けて取り組んでまいります。

次に、東京オリンピック自転車ロードレースについてのうち、国やオリンピック委員会等からの予算はどの程度か、また、その獲得方法についてであります。

本年2月3日に行われた国際オリンピック委員会理事会において、富士スピードウェイが2020年の東京オリンピック自転車ロードレース競技のゴールと、個人タイムトライアルの会場として承認されました。

このことは、小山町を全世界へ発信するまたとない機会であることから、大きな喜びを感じるとともに、町としての責任の重さを実感しているところであります。

一方、パラリンピックの競技会場については、国際パラリンピック委員会から正式に承認されておりましたが、富士スピードウェイが会場になるものと考えております。

予算につきましては、スタート地点の武蔵野の森公園からフィニッシュ地点の富士スピードウェイまでのコースがまだ確定していないことから、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、全体的なコストを算定することが難しいとのこととあります。

町としましては、必要な財源を確保するため、静岡県やロードレースのコースとなった自治体等と連携して、大会組織委員会等と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、御殿場市、裾野市や山中湖村等のロードレースのコースとなる周辺自治体との連携についてであります。

富士山周辺を活用したロードレースのコースについては、国際自転車競技連合が組織委員会に対して、競技性の面から起伏あるコースを求めており、今年8月頃までに決定する予定であると伺っております。

こうしたことから、町では今年に入り、静岡県、御殿場市、裾野市と合同で情報交換会を開催し、レース開催による日程的な課題や、交通規制に伴う影響等について情報共有を図り、今後は推進体制を構築していくこととなりました。

また、県では小山町と連携して、国内外から観戦に訪れる方々をおもてなしする都市ボランティアについて、4月から募集を開始するとしております。

さらに、御殿場警察署では、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、官民の横断的なネットワークの構築・強化を目的としたテロ対策ネットワークみくりや総会を開催し、本町も出席したところであります。

このように、既に一部の取り組みに着手したところでありますが、今後も、このビッグイベントへの観戦者等に対するおもてなしの内容等も含めて、関係自治体や県と連携をして、協議・調

整してまいりたいと考えております。

次に、相互の事業の関連ではありますが、現在、正確なコース設定について、情報収集に努めているところであり、ゴールとなる富士スピードウェイ周辺の大御神地区においては、新東名高速道路の建設事業や、それに合わせたアクセス道路である町道3628号線等の整備に加え、町道上野大御神線や町道大胡田用沢線の整備などの関連する多くの事業計画があります。

また、小山PA周辺開発事業のほか、上野工業団地造成事業や足柄サービスエリア周辺地区への観光複合施設整備など、内陸のフロンティアを拓く取組事業についても、オリンピック関連事業と併せて計画的に推進する必要があると考えております。

加えて、新東名高速道路等の建設に伴い通過する大型車両も多く、現状の町道の舗装状況も良好な状況であるとは言えません。

町といたしましては、オリンピック・パラリンピックの競技や来訪者の通行に支障を来さないよう、新東名高速道路建設事業や未来拠点事業の関係者と協議を重ね、必要に応じて補修等を行ってまいります。

いずれにいたしましても、2020年の自転車競技開催時は、関係者だけでなく観戦者など多くの来訪者が見込まれるところであります。できるだけ多くの方に町内に滞在し、本町の魅力を感じていただけるよう、足柄サービスエリア周辺地区や須走周辺地区の宿泊施設への誘致など、来訪者の受け入れ体制を整え、小山町の魅力を全世界に発信してまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの自転車レース開催に向けて、自転車を活用したまちづくりをどのようにされていくのかについてであります。

本町では、これまで富士山須走口五合目へ駆け上がるふじあざみラインのヒルクライムレースや富士スピードウェイのサーキットを周回するロードレースなど、年間5本の自転車競技大会を開催しております。

また、自転車パートナーシップ協定を締結したスルガ銀行や地元自転車愛好家団体の協力による町内の観光スポットをめぐるガイド付サイクリングツアーの開催などを通じて、自転車を活用したまちづくりを進めているところであります。

そのような中、東京オリンピックの自転車ロードレース及び個人タイムトライアルが本町の富士スピードウェイにおいて開催されることが承認され、国内はもとより全世界から小山町が注目されることとなりました。

こうしたことから、国内外の多くのサイクリストの誘客を図るため、本町を含む12市町と関係団体で組織する静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会のサイクル部会では、富士山周辺サイクリングの旅行商品化に向けて取り組んでいるところであります。

町では、その受け皿として、町内にある10か所の自転車休憩所を、静岡県が推奨するバイシクルピットとして登録し、サイクリストの聖地に向けた快適な走行環境づくりを図っております。

町といたしましては、自転車を活用したまちづくりを通じて、地域の活性化を図っていくため、

今後も利用者のニーズに応じた環境整備を進めるとともに、町民の皆様の自転車ロードレース大会に対する理解と関心を更に高め、サイクリストが集うまちの実現を目指してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○4番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

昨日開催されました小山町DMOフォーラムでも言われておりました、町民がおもてなしの心を持って活動していけば、東京オリンピックの自転車ロードレースを成功させていくことができると考えております。

これとは少し質問が趣を変えますけれども、このたび、東京オリンピックエンブレム盾が小山町に贈呈され、また、東京オリンピックの市松模様のキャラクターの大会マスコットが小学生の投票で決定されております。

そこで、大会を盛り上げる一助として、小山町内の小学校に富士山金時材による大会マスコットを描いて掲げるというような案について、どのように考えるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今の件でございますが、今後、教育委員会とよく相談させていただいて、対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○4番（池谷 弘君） 特にございません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、小山町議会会派、新生会を代表しまして、通告した質問をさせていただきます。

町長の2期目の任期も平成30年度が最終年度となります。平成30年度の一般会計予算が124億8,000万円で、特別会計予算合わせての予算総額が218億3,000万円余となり過去最高であります。いよいよ金太郎大作戦第二章の追い込みの姿勢がうかがわれます。

ここまで金太郎大作戦第二章の実践に向けて町長が広告塔となり、奮闘してきました努力は大変評価しているところであります。

今まで種をまき、育ててこれから実をつけ花を咲かせていただくよう頑張ってください、私も議員も叱咤激励をしながら協力していく所存でございます。

さて今回、私は2項目の代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、小山町内陸のフロンティアを拓く取組事業の課題についてであります。

未来拠点の内陸フロンティア事業において、小山町は皆様御存じのとおり、8地区の推進地区が指定されております。

確認で申しますが、湯船原地区、小山PA周辺地区、足柄SA周辺地区、南藤曲地区、富士小

山わさび平地区、駿河小山駅周辺地区、須走周辺地区、リバーガーデンタウン・おやま区域であります。各地域において、整備が着々と進められ、全国的にも素晴らしい事業ということで、県内外からの視察も多いと伺っております。町内の視察バスツアーも行って、好評のようであります。

この事業の基本目標としまして、1に産業拠点による雇用機会の創出、2に居住環境整備による定住移住促進、3に結婚、出産、子育て環境整備による若者世代に応える、4に様々な世代の町民が元気に安心して暮らせる環境づくりとうたっております。小山町のこれから未来に向かってのまたとない事業であります。

そこで、今後進めていく上で、私どもとしても何点か課題等を持ってきておりますので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

まず最初に、内陸フロンティア事業推進区域8事業の現在の進捗状況についての町長の考えや評価はいかがでしょうか。

2つ目として、足柄サービスエリアにスマートインターができて、その後、周辺の桑木地区に複合施設開発事業が計画されていますが、桑木地区の幹線道路に出てくる車両や入る車両等が多くなると予想されますが、その信号機や標識などの安心安全対策はどのように考えているのかお伺いします。

3つ目としまして、湯船原地区の工業団地造成事業が着々と進められていますが、果たして全てに企業が来るのか危惧されるところであります。企業誘致の現状と将来の見通しについて伺います。

4つ目としまして、企業誘致すれば、雇用対策や住宅政策も当然必要だと思いますし、それに商店対策も考えなければなりません。今後、どのような具体策があるのかお伺いしたいと思います。

5つ目として、1月の上野工業団地の造成工事において、造成事業に関する基本協定が大和ハウス工業株式会社とされましたが、締結に至る経過についてお伺いします。

6つ目としまして、湯船原地区の事業の造成工事などで多量の山林伐採等を行いました。自然環境や災害などが懸念されるところですので、今後の環境対策や防災対策をどのように考えているのかお伺いします。

以上、6点ほどお願いします。

次に、2項目めの小山町と小山町テレビ共聴組合との関わりについてであります。

小山町テレビ共聴組合は、現在、テレビの12チャンネルを利用して自主放送をしております。

主要内容は、小山町議会や小山町長年頭のインタビューや小山町主催の各種行事、各地区における諸行事などの放映となっております。

私が調べたところ、現在の各地区における加入率は、成美地区で76.5%、明倫地区で76.3%、足柄地区70.8%、北郷地区が現在10.8%、須走地区が0%とのことでした。

昨年6月に北郷支所内での放映が可能となり、地区の皆さんに大変喜ばれているとも聞いております。北郷地区でも今後加入者が増えると思います。

今後は、須走地区内でも放映できるように計画中で、光ファイバーケーブルを9キロ架線延長するとのことです。今後、小山町としても町の情報放映の拡大や議会放映が全地区で見れることなど、情報ネットワークを共有できることは、防災面においてもテレビの役割として非常に有効だと考えます。

総合計画においても、光ファイバー普及整備への支援と協力に取り組む旨あります。今後は、町とテレビ共聴組合との意見交換会などを実施し、もっと関わりを深くし、全世帯加入への努力や町への助言などができる環境も大切だと思います。

そこで質問をいたします。

1つ目としまして、小山町と小山町テレビ共聴組合との今後の関わり合いを町長はどのように考えているのか。また、将来像も含めてお答えいただきたいと思います。

2つ目として、今後、須走への光ファイバー架線延長に対する支援や協力をする考えはあるのか伺いたいと思います。

以上、2項目についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、内陸フロンティア推進区域8地区の進捗状況と私の考え、評価についてであります。

内陸フロンティア推進区域は、静岡県が、防災・減災と地域成長の両立を図る地域づくりを県内全域で実現するため、モデル事業となる取り組みを県が支援するために、平成26年度に制度化し、これまでに県内78区域が指定されてきたものであります。

そのうち、小山町では県内最多の計8区域の指定を受け、それぞれの地区で産業拠点や住宅団地、観光交流拠点の創出に取り組んできております。

それでは、各地区の進捗状況について御説明いたします。

はじめに、湯船原地区についてありますが、静岡県企業局が施工する7区画の工業団地、富士山麓フロンティアパーク小山は、今年10月の完成を目指し、計画どおりに工事が進められております。昨年9月には、東京に本社を置くシンコー技研株式会社が立地第1号として、県との土地売買契約を締結しており、現時点においても、多数の企業から具体的な引き合いをいただいているところであります。

第2の工業団地であります、町が事業主体で施工する新産業集積エリアは、平成30年度末の完成を目指して造成工事を行っており、現在の工事進捗率は約27%であります。

同時に進めております企業誘致に関しましては、事業協力者である大和ハウス工業株式会社と町が連携をして誘致活動を行っており、国内外から多くの問い合わせをいただいている状況であります。

第3の工業団地となります上野工業団地につきましては、今年1月22日に事業協力者となる大和ハウス工業株式会社と本町との間で、造成事業に関する基本協定の締結に至りましたので、平成30年度から本格的に用地買収及び各種調査・設計を実施し、平成31年度から造成工事に着手したいと考えております。

次に、アグリインダストリーエリアの状況であります。国の次世代施設園芸導入加速化支援事業に位置づけられ、高糖度トマトを栽培している株式会社サンファーム富士小山では、ほぼ計画どおりの収量を達成していると聞いております。

この施設園芸団地を含む約32ヘクタールにつきましては、平成29年5月に県営畑地帯総合整備事業の新規事業認可を受け、本年度は農地造成に係る実施設計及び換地計画原案を策定し、平成30年度からは伐採及び防災工事に着手する計画であります。なお、新たに造成される約21ヘクタールの農地につきましては、株式会社サンファーマーズと、長野県に本社を置く株式会社サラダボウルの2社と、平成29年9月に協定を締結し、数年後には、国内最大級の次世代施設園芸団地が誕生いたします。

また、再生エネルギー創出の取り組みといたしましては、約27ヘクタールの太陽光発電所が平成29年9月に開所し、災害時における長期停電時の非常用電源が確保できたところであります。さらに、林業エリアでは、豊かな森林資源を活用した木質バイオマス発電所の建設工事に本年度着手し、平成30年度から発電を開始いたします。

このように、湯船原地区では、新たな産業拠点が生まれると同時に、エネルギーの地産地消や、原木流通センターを核とした、持続可能な地域循環型林業の構築が着実に進みつつあり、全国から注目されるモデル地区になってきていると感じております。

次に、小山パーキングエリア周辺地区であります。モータースポーツ関連産業の集積を行う開発事業につきましては、本年度、事業計画区域内の物件調査や、自然環境調査等を実施しているところであります。来年度からは、特別会計を設置して、事業の円滑な実施体制を整えるとともに、関係地権者及び区域内で操業されている事業者の皆様の御理解を得ながら、新東名高速道路における静岡県の東の玄関口にふさわしい拠点づくりに取り組んでまいります。

次に、足柄サービスエリア周辺地区についてであります。本地区は、平成30年度末に東名足柄上下線サービスエリアに設置するスマートインターチェンジの活用による交流人口の拡大と、観光拠点の創出地区と位置づけております。

東名足柄バス停の近接地においては、現在、平成30年度中の操業を目指して（仮称）ホテルジャストワン富士小山の建設工事が進められております。

また、東名足柄サービスエリア隣接地には、ホテルや温泉、産直市場やレストランなどを有する30ヘクタールに及ぶ大規模な観光複合施設の建設が計画されており、現在、民間事業者と町とが連携して、用地取得に取り組んでいるところであります。事業者が提案する計画では、現況の地形や植生を最大限活かしつつ、雄大な富士山や金時山の眺望を楽しめるものであることから、

本町の魅力を国内外の多くの方に実感していただける、新たな観光拠点になるものと期待をしております。

次に、駿河小山駅周辺地区の取り組みであります。駅北側の富士紡績の工場跡地へ、ペットボトル飲料を製造する信濃高原食品株式会社を誘致いたしました。同社とは、操業開始後の平成28年7月に、本町との災害時支援協定を締結し、地域防災力向上に御協力いただいているところであります。

現在、製造ラインの拡張と、物流施設の第2期拡張工事が行われており、更なる雇用の拡大と併せて、周辺地域の活性化に期待しているところであります。

次に、須走周辺地区での取り組みであります。本地区は、富士山観光の拠点であることから、観光宿泊施設の誘致を推進していくため、一定の土地については、ホテル等の建設ができるよう都市計画法の運用基準を定めたところであります。

2つの既存施設がホテルとして開業しており、この他にも民間企業の動きがありますことから、今後ますます富士山観光や周辺地域の活性化につながるものと考えております。

最後に、推進区域3地区で展開しております住宅団地の創出についてであります。南藤曲地区の分譲住宅地クルドサック16は平成29年6月に全16区画が完売いたしました。

富士小山わさび平地区の優良田園住宅につきましては、造成工事が完了し、今月から分譲受付を開始いたします。

町内6か所に指定したリバーガーデンタウン・おやま優良田園住宅宅地造成事業につきましては、本年度は、事業実施エリアの絞り込みや、開発手続き等の諸条件を整理するため、基本調査業務を実施しているところであり、その成果をもとに、事業実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、工業団地や観光拠点への企業立地が進むことにより、職住近接の住宅地のニーズは更に高まりますので、引き続き住宅施策には力を入れていきたいと考えております。

全体としては、新東名高速道路の開通を一つの節目と捉え、スピード感を持って取り組んできた結果、各推進地区で描いた土地利用構想が目に見える形になってきており、地域活性化に向けた取り組みに加え、企業との防災協定締結などによる地域防災力の向上が着実に進んできていると考えております。

次に、2点目の、足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置や観光複合施設の開業による車両増加に対し、信号機や標識などの安心安全対策を、どのように考えているかについてであります。

(仮称)足柄スマートインターチェンジの供用開始は、平成30年度末を予定しておりますが、これに向けて平成28年度から、国土交通省が主体となり、小山・御殿場地区における標識設置検討会を開催し、高速道路内や一般市街地における効果的な誘導と、わかりやすく見やすい道路案内標識の設置について、検討と調整を行ってまいりました。

本町では、この検討結果を踏まえ、平成29年度から標識設計を行い、平成30年度においては、設置工事を実施いたします。

また、周辺交差点等への安全施設の設置につきましては、スマートインターチェンジの開通を見据えた交通量予測に基づき、静岡県警との交差点協議を経て、スマートインターチェンジアクセス道路整備工事において、必要な安全施設を適切に設置しております。

議員御指摘の桑木区内への信号機設置につきましては、これまでの県警協議の結果においては、信号機が必要と判断された箇所はありませんが、今後、足柄サービスエリア周辺地区で計画されている観光複合施設の発生交通量の予測データをもとに、関係機関との協議を行う中で、スマートインターチェンジ供用後の交通状況等の変化や地元からの要望等を踏まえながら、必要な安全施設の設置について、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の企業誘致の現状と将来の見通しについてであります。工業団地への企業誘致については、平成29年度から未来拠点課内に企業誘致班を設け、専門的に企業誘致に対応できる体制を整え、静岡県と協力しながら、誘致活動を行っているところであります。

また、新産業集積エリア工業団地につきましては、事業協力者であります大和ハウス工業株式会社と連携し、同社の幅広いネットワークとノウハウを活かした誘致活動を展開しております。

湯船原の工業団地は、自然豊かで操業環境が良く、東京都や神奈川県に比べ地価が格段に安く、都心から90分という好立地であり、さらに、新東名の（仮称）小山パーキングエリア・スマートインターチェンジから、約4キロメートルという交通優位性に加え、まとまった面積の平地が用意できるという最大の特徴が挙げられます。

企業からの問い合わせにつきましても、食品系や機械製造業など複数の企業から、具体的な進出計画を伺っており、その規模は1ヘクタール程度の引き合いから、数十ヘクタールに及ぶ大規模な計画まで様々であり、湯船原地区であれば、それらの企業ニーズに十分応えられるものと考えております。

現在、湯船原地区への進出が決定しておりますのは、先ほど申し上げました富士山麓フロンティアパーク小山へのシンコー技研株式会社、1社ではありますが、具体的な引き合いも複数あることから、工業団地の造成工事完了時までには、相当数の立地企業との分譲契約が締結できるものと考えております。

次に、4点目の企業誘致に伴う、雇用・住宅政策や商店対策についてであります。

まず、雇用対策についてであります。新たな雇用を町内に生み出すためには、町外からの雇用確保や、町外へ流出した就労者の呼び戻しなど、今までとは違ったアプローチが必要であります。

そのために、例えば、御殿場、松田、富士吉田のハローワークを訪問し、小山町内に多くの雇用が生まれることを情報提供しているほか、町が職業紹介事業を行えるような手続きを行いました。

また、50歳代で定年を迎える自衛隊員の再就職先として町内企業を選択していただけるよう、静岡、山梨両県の地方協力本部援護センターを訪問し、協力要請を行っております。さらには、将来の労働力となる高校生に向けては、小山町、御殿場市、裾野市にある5つの高等学校を訪問し、進路指導担当者へ雇用に関し、三来拠点事業の内容説明をするとともに、昨年11月には、地元就職につながるよう、小山高校生を対象とする現地見学バスツアーを開催し、雇用に対する町の取り組みを説明し、町内に多くの雇用が生まれることを体感していただいたところであります。

住宅政策としては、町が直接分譲する住宅団地の創出に平成24年度から取り組み、須走緑ヶ丘、大胡田のヒルズ銀杏、南藤曲のクルドサック16、用沢のヒルズYOUSAWAの各住宅団地は、全て完売しております。今後、市街化区域内での宅地開発に取り組むとともに、職住近接の優良田園住宅の創出に努め、新規雇用者のニーズに応えながら定住人口の拡大を図ってまいります。

次に、商店対策についてであります。未来拠点事業により、増大する雇用者の町内流入は、既存商店等での消費拡大に結びつくものと期待されますが、新たな取り組みといたしましては、湯船原地区で造成中の工業団地であります新産業集積エリア内には、立地企業従業員の利便性向上を目的として、手軽に食料品や日用品を購入できるような店舗型の便利施設の設置について、具体的な検討を進めて実現してまいりたいと考えているところであります。

次に、5つ目の上野工業団地の造成事業に関する基本協定締結に至る経過についてであります。

上野工業団地の造成事業については、現在、順調に造成事業を進めている新産業集積エリアと同様の方式で整備することといたしました。

本町では、造成事業を請け負う事業協力者選定のための企画提案を募集するため、平成29年10月17日から募集要項を公表し、同10月31日に説明会を開催いたしました。翌月の11月9日から11月22日まで企画提案書の受付をした後、11月24日に外部有識者を含めた審査委員会を小山町役場で開催し、審査要領に従って企画提案書を審査した結果、事業協力予定者として大和ハウス工業株式会社を選定し、本年1月22日に同社と小山町上野工業団地造成事業に関する基本協定書を締結して、事業協力者としたものであります。

次に、6点目の開発による山林の伐採に対する今後の環境対策や防災対策についてであります。

議員御指摘のとおり、工業団地等開発のための造成工事に際しましては、はじめに、事業区域内の立木伐採を行うこととなりますが、湯船原地区においては、残置森林及び植林による造成森林等により、事業区域内に25%以上の森林を確保することとしています。

防災面からの環境保全対策といたしましては、雨水調整池等の防災施設を設置することにより、周辺の自然及び生活環境に対する負荷軽減を図っております。

また、工事中におきましても、仮設の沈砂池を設置するなど、防災面での配慮や対策を怠ることのないよう事業を実施しているところであります。

このように、雇用の創出と移住・定住人口の拡大に寄与するための開発を進める一方で、富士山をはじめとする緑豊かな景観及び自然環境の保全を図ることにより、自然と調和したまちづく

りを推進しているところであります。

次に、町と小山町テレビ共聴組合との今後の関わり合いと将来像についてであります。

現在、小山町テレビ共聴組合、いわゆるO T Kが自主放送している小山町議会、小山町長の年頭インタビュー、小山町主催の各種行事や各地区の行事、また、番組の合間に放映している町の様々な情報などは、O T Kに加入している世帯しか視聴することができません。

テレビは最もポピュラーで簡単な情報入手手段の一つであり、特に高齢者にとっては、テレビをつけるだけで、町の様々なことがわかるということは、非常に有益なことであると考えられます。

このことから、町としても今後も引き続き積極的にO T Kに対して情報を提供し、取材を受け、協力体制を築いていきたいと考えております。

次に、今後、光ファイバーケーブル架線に対する支援や協力の考えはあるのかについてであります。

光ファイバー網整備を推進し、情報通信の地域格差をなくすことは、第4次小山町総合計画前期基本計画における主要事業の一つでありました。

平成25年度に、北郷地区を対象に光ファイバー網を整備したことにより、現在は町内全域において高速インターネット通信が可能になっております。

その際の事業費は1億円余でありましたが、映像系のケーブルを架線する場合は、更に高額となることが予想されます。

O T Kが町内全世帯で視聴できるようにケーブルを架線したとき、現在、アンテナにより無料でテレビを視聴できている家庭や、高速インターネット回線により情報通信系と映像系とをセットで加入している家庭が、組合費が新たに発生するO T Kに加入してくれるのかという懸念があります。

こうしたことから、町がケーブル架線に対する支援を実施したとしても、O T Kへの加入者の増加は思うほど伸びないことも想定されます。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、町民に対する町の情報発信の手段・方法としては、O T Kは有効な媒体の一つであることから、ケーブルの架線に対する支援については、今後検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） では、再質問をさせていただきます。

1項目めの内陸フロンティア事業の課題について、それぞれ回答をいただきましたが、数点再質問をさせていただきます。

1点目の質問の、現在の進捗状況について詳細に回答いただきましたが、町長の現在までの評価としての率直な考えをお伺いします。

2点目としまして、桑木区内の安全施設の設置について対応を検討していくとの回答がありましたが、小見山商店の三差路においてはたびたび事故も起きていて、桑木地区の方々からも要望を聞いておりますので、早急な設置を望みますが、その点の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

それで、3点目の企業誘致に関しましては、県とも体制を整え、誘致活動をしているとのことですが、東京都内への誘致活動を積極的に行っているかお伺いしたいと思います。

4点目の雇用対策や住宅政策はわかりますが、商店対策について、せっかくこれほどの一大開発なので、商工会などと協議し、地元商店などを含んだ将来構想を示すべきと思いますが、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

5点目の質問はわかりました。

6点目の質問の防災対策でありますが、いろいろ回答はありましたが、県や町の基準に沿ってやっていると思いますが、やはり湯船原地区開発において、これだけの伐採をすると、下の地区の地域住民や町民は大型台風などの被害を心配されていますので、防災対策についてもっと広報PRなどをおもっていますが、その点の考えをお伺いします。

1項目めの再質問は以上です。

2項目めの小山町とテレビ共聴組合との関わりについてですが、1点だけ再質問します。

確かに加入者の増加については懸念される面がありますが、議会中継や町行事の情報、災害情報やイベントなどの放映を全町的に見れることは大変重要と私は思いますので、町はテレビ共聴組合との協力体制について、今後とも協議していく考えがあるか、再度お伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

最初の、町長の現在までの評価として率直な考えはとの御質問でございますが、概ね順調に行っていると、このように私自身評価をしております。県内35市町、先ほども御答弁申したとおり、78の推進区域がございまして、小山町はそのうちの8区域が推進区域の指定を受けているということでございまして、これらについても、全県下の中でトップを走っているのかなと、このように思いますが、これからこの事業も佳境に入ってくるということでございますので、これからが本番かなということで、しっかりと町を挙げて、また議会の協力をいただきながらこの事業を進めていきたいと思っておりますので、またいろいろな面での御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、2番目ですか、桑木の小見山商店前の三差路の件であります。御答弁申し上げたとおり、県警では支障ないと、こういう判断でございますが、この三差路につきましては、アウトレットも関わることでありかと思っておりますので、アウトレットともまた協議させていただいて、私、状況をよく承知しておりますので、これにつきましては粘り強く、また警察の方をお願いを

していきたいと思います。それに合わせて、また地元の皆さんの声も警察に届くように、鈴木議員の指導のもとで、その辺のしっかりとした陳情を上げていただきたいと思います、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、企業誘致の関係でございますが、おっしゃるとおり、全く外部には余り出ていないので、内容についてはわからないところが多いかと思えます。特に企業におきましては、秘密保持契約ですか、こういうものをやっぱり結んでやっておりまして、一切、他の企業に漏れないように、保持してやっているということでございますので、なかなかシークレットの部分が多過ぎまして、町としても知っていることも公表できないという状況が多くございます。

しっかり町としてもやっておりまして、明日も東京に企業誘致の関係で行くようになっておりますので、その点は心配なさらずに結構だと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

あと、一大開発において、商工会等の関わる将来構想をちゃんとしろという御質問でございますが、もう既に平成25年から商工会の中に内陸のフロンティアを拓く取組の研究会というのを作ってございまして、これについては御案内のとおり、町から職員のOBも行っておりますし、彼の指導のもとで町の担当部局と適宜情報交換会をやっております。また、先日は商工会員全員にお声をかけて、現地視察ツアーもやらせていただいて、いろいろその辺の中身については御承知おきをいただいているかと、このように理解をしております。

これからにつきましても、適宜、今申し上げたような研究会等を通じて、知る限りの情報を流して、うまく進出する企業とのマッチングができるようにやっていきたいと思えます。

最後の防災対策でございますが、これ、全くおっしゃるとおりでありまして、今まで関係する地区しか細かい説明はしてございませんでした。あと、現地見学ツアー等においてはいろいろ参加者については御説明をしまいましたが、これから、おっしゃるような形で、この5月にはアメーラトマトを含めた、これから進出してくれるアグリーンダストリーエリアの伐採が始まります。そして、上野工業団地につきましても、年明けて来年になろうかと思えますが、ここの伐採もございますので、また大きな面積の伐採が始まりますので、これらを含めて、もうちょっと関係するところ以外も含めて、特に成美地区、明倫地区の皆さんには説明会を設けて、御理解いただくことも必要かなと、こんなことを考えておりますので、また適宜担当課と相談しながら、その辺を対処していきたいと思えますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

あと、OTKの御質問でございますが、これらについては、御答弁を申し上げたとおり、これからOTKと町と協議の場を設けまして、いろいろまた御要望も聞きながら、できることをやっていきたいと、こんなふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、2件につきまして質問をさせていただきます。

まず、人材バンクの創設についてであります。これにつきまして、先ほどの代表質問と重複する部分がございますので、まことに申しわけないんですけども、こちらの方でもちょっと触れさせていただきます。

町も人口減少に歯止めをかける施策として、首都圏においてU・J・Iターンを図っております。総体的な人口減少の中、歯止めをかけるために様々な試みも必要だと考えております。

町内を見回してみますと、リタイアされた方々が回帰、いわゆるUターンされ、生活をされております。その方々は、様々な資格や特技を持たれており、これを活かす方法はないかと考えた次第であります。

2月4日の報道で、先ほど来あります2020年の東京オリンピック競技大会自転車ロードレースのゴールとタイムトライアル競技が富士スピードウェイに決定したとの報道があり、町内はもとより、近隣市町も期待しているところであります。

しかしながら、喜んでいるばかりいる場合ではなく、選手をはじめ各国から訪れる方々に対する対応も懸念する声が聞こえております。

特に観光と応援を目的として訪れる人々に対して、国や組織委員会がどれだけの支援をしてくれるのか不透明の中、地元商店会や宿泊施設にとっては大きな問題だと考えております。

そこで、先ほど述べましたように、リタイアされた住民の方々に語学が堪能な方もいらっしゃるかと聞いております。また、就業当時の特技を活かしたサポートも必要になってくると考えられます。

それぞれの能力を活かし、町民が輝ける場を提供するために、人材バンクの創設をと考えますが、町の考えを伺います。

次の質問です。県助産師会との災害時支援協定についてです。

町も様々な形態の災害に備え、各地の市町と災害時支援協定を締結しております。また、町も大きな災害が発生した場合には、職員を派遣し、現地の過酷な状況下で支援業務を行い感謝されています。町も最近では平成22年9月に局地災害ではありましたが経験し、マンパワーの必要性を認識したところであります。

さて、本件に関しまして、県も県助産師会と災害時支援協定締結協議を始めております。市町では既に伊豆市、磐田市などが締結を完了し、今月末までに締結をする市町もあると聞いており

ます。

この協定の大きなきっかけとなったのは熊本地震であります。避難所で避難していた産婦さんが乳腺炎を発症し、本人はもとより乳児も困惑していたときに、同じ避難所に避難していた助産師さんが適切な処置を講じたことをブログで見たNPOが進めて現在に至っております。

何もなければ良いのですが、被災時において御支援いただくことができればという可能性を見出すことが必要だと考えます。

本町も県助産師会との災害時支援協定を締結すべきだと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺悦郎議員にお答えをいたします。

はじめに、人材バンク創設についてであります。

先ほどの池谷 弘議員の代表質問においても回答いたしましたとおり、今年2月3日に行われた国際オリンピック委員会理事会において、富士スピードウェイが2020年の東京オリンピック自転車ロードレース競技のゴールと個人タイムトライアルの会場として承認されました。

東京オリンピック・パラリンピックの競技会場で活動し、大会を盛り上げていただく大会ボランティアにつきましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、また、国内外から観戦に訪れる方々をおもてなしする都市ボランティアについては静岡県が、本町をはじめとする関係市町や関係団体と連携し、募集する予定であります。

この都市ボランティアとは、県東部地区のJR等の駅における来訪者の交通誘導及び観光案内を行う方々であります。

町といたしましては、大会組織委員会などとの今後の協議を踏まえ、必要となる人材の確保に向け、関係団体と連携して的確に対応してまいります。

また、議員御提案の人材バンクにつきましては、地方公共団体が設けている例として、高齢者の就業と県内企業の人材確保を支援するため、長年培った技術や経験を有する高齢者と、そうした高齢者人材を求める企業とのマッチングを促進する仕組みとして、静岡県が設置したシニア等人材バンクがあります。

このシニア等人材バンクは、静岡県雇用推進課とハローワークが一体となって運営し、各種相談から職業紹介までのサービスを総合的に提供しているものです。3月1日現在の登録状況を見ますと、求職者数は105人、求人企業数は44事業所、求人件数は63件とそれほど多くありません。

したがって、本町における人材バンクの創設については、対象とする年齢層の設定にもありますが、慎重に検討していく必要があると考えております。

その他の御質問に関しましては、健康増進課長から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 県助産師会との災害時協定についてであります。

本町では、地域防災計画において、助産師の応援動員については、医療や助産に支障のないよう実施基準を定め、医療救護計画に基づいて行うものと規定しております。

災害発生時には、医療救護計画に基づく救護所開設に当たり、医師会、歯科医師会や薬剤師会と連携体制を確保するため、災害時の医療活動に関する協定を締結しております。

現在、小山町及び御殿場市内にある産婦人科の医療機関は、共立産婦人科医院、宮下産婦人科医院と博愛堂医院の3つの診療所であり、助産所は小沼母乳育児相談室があるのみという状況にあります。

このような状況から、災害時の避難所や救護所等における妊産婦に対する適切な処置や心身のケアを行うために、他の地域からの受援体制を充実させる必要があり、県助産師会との災害時協定の締結は必要不可欠であると考えます。

こうしたことから、今後、県と県助産師会との連携等を注視いたしますが、助産師の活動には、支援する医療機関との連携が必須でありますので、地元御殿場市医師会と協議を整え、県助産師会との協定締結を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） まず、人材バンクの創設についてでございます。

オリンピックに特化した対応については、県や国、公益財団法人等がそれぞれ開催される自治体と連携して募集されるようです。限られた時間での対応が求められますので、町といたしましても万全な体制で対応していただきたいと思います。

県で設置しているシニア等人材バンクについてであります。まだまだ周知されていない状況にあると思います。総体的な人口減少のもと、就労については高齢化が進んでいる状況でございます。慎重に検討していただきたいと思います。これについては答弁は必要ございません。

次に、2つ目の質問でございます。先ほどの答弁で、県と県助産師会との連携に注視するという答弁がございました。聞くところによりますと、県では、避難所等での活動の詳細を定めることは困難として、協定の基本的事項のみを定め、市町の協定締結を促すようでございます。

町としては、どこまでの範囲での協定を想定し、御殿場医師会とどのような協議を進めるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

協定の内容につきまして、どこまでの範囲で結ぶのかということでございますけれども、先に伊豆市と磐田市の協定の実績がございますので、こちらの内容を参考にしながらと考えておりますが、実際の内容につきましては、申請の理由、申請の内容、履行の場所、その期日または期間、その他必要な事項等、これらがメインになってくるものかと思われますので、その内容につきま

しては、今後、精査・協議をいたしまして、協定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、地元医師会との調整の件につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、災害時に医師の支援の協定等を既に結んでいることから、新たに助産師の派遣についても、地元の産科などの医療機関も関係してくるものですから、この件について、これらの内容を想定しながら、医師会の方と細かい内容について、そのような際にはスムーズな連携が行えるように、調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 今、答弁いただいたんですけれども、この北駿の地域、実際に分娩できる、恒常的に分娩している医院というのは1つしかないんですね。その中で、助産師が全て連携医療機関として、そこが認めるかどうかによって、それは大きく変わってくるわけでございます。

その中で、分娩までとなったら、かなりこれ、ハードルが高い状況にあると思う。先ほど申しましたように、例えば、乳腺炎ですか、乳房ケアを先に進めることはできないか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再々質問にお答えします。

分娩に関わりまして、乳房ケア等の必要性についてでございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、小山町、御殿場市においては母乳育児相談室ということで、現状、助産師としては1件あるのみという現状でございます。こちらにつきましては、今、医師会と隣の御殿場市とも歩調を合わせながら、産後ケア事業の取り組みについて、調整をしているところでございます。こちらの方とも当然関連が出てまいりますし、何度も申し上げますけれども、少ない医療資源、この状況にあるものですから、それらの内容について、医師会との調整が更に必要になるのではないかと考えております。

いずれにしても、前向きにその辺も含めて対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） ぜひ、できるだけ早い時期に締結をお願いして、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私からは平成29年度の全国学力・学習状況調査の小山町の結果及びその対策についてと題して、一問一答方式にて伺います。

昨年4月、文部科学省による全国学力・学習状況調査が行われました。開始から既に10年が経過しておりますけれども、新しく、今回は部活動の時間と学習成績との関わり、これらも調査項目の一つとなりました。

昨年秋には、全国や静岡県の結果が公表されました。これによりますと、習得する、活用する、探求するというような、例えば一つの授業時間の中での学習過程を見通した学習指導の工夫改善

に取り組んだ学校が増え、これらの学校では児童生徒の平均正答率も高い傾向が見られたようです。

また、授業中、児童生徒は、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立て方などを工夫して、発言や発表を行うことができていると回答した学校が、これも増加し、これらの学校でも平均正答率が高い傾向が見られることとしています。

また、新しく調査の項目に入った部活動の活動時間によって生徒の平均正答率も変化が見られるというような結果が出されております。

さらに、児童生徒、子どもたちの学校生活で大変重要な自己肯定感、これらが増加傾向にあって、これらがいい結果に寄与しているのではないかとの見方もあります。

次に学校別、教科別の結果です。全国の傾向としては、小学校国語では、ことわざの意味や漢字の読みはよくできていたようですが、反対に目的や意図、場に応じた適切な言葉遣いと説明の内容や構成力など、あるいは文章の具体的な叙述から理由を明確にして自分の考えをまとめる力などが課題とされておるようです。

小学校算数では、2つの数量の関係、小数の乗法計算での乗法の性質はよく理解できているようですが、二次元表の理解や基準量、比較量、割合の関係を的確に捉えて判断し、理由を数学的に表現するというようなことに課題が見られたようであります。

中学校国語では、漢字の読み、目的に応じて資料を効果的に活用した説明がよくできていましたが、逆に、事象や行為などを表す多様な語句の理解、伝えたい事実や事柄について、根拠として取り上げる内容の適切さを吟味する力、これに課題があると見られております。

最後に、中学校数学では、数量を正と負の数で表す点などは多くの生徒の理解がありますが、反対に、扇形の弧の長さの求め方、関数の意味の理解などや事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する力等に課題があるとされております。

以上の文部科学省の講評を踏まえて、小山町における全国学力・学習状況調査の分析結果について伺いたいと存じます。小山町ではどのような傾向と言えるのでしょうか。

まず、教育長に伺います。全国や県全体と比べて、小山町の学力や学習状況の傾向を全般的にどのように捉えておられますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 本町の学校の平成29年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、全国や県全体と比べますと、全体的に小学校はやや下回り、中学校は若干上回るという結果になっております。

実は、本町は児童及び生徒数が少ないため、平均正答率だけの傾向では捉えられないところがあると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番(佐藤省三君) 小山町の子どもたちが、児童生徒数については非常に少ないということで、分母として果たして有効かどうかというのは懸念はございますが、その中でも、小山町として教育を行う上ではやっぱり学力調査の結果についての傾向というものを十分知りたいというふうに考えておるわけです。

A問題やB問題という問題の違いもございますが、この全体としての、特にA問題、B問題の傾向というのをどのように捉えられているか、質問させていただきます。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) 小山町も全国と、また県とほとんど変わらずに、A問題は比較的良くても、B問題の方にやはり問題があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再々質問ございますか。

○2番(佐藤省三君) 結構です。

以下、小山町の子どもたちの学力の傾向や、その対策について具体的に伺いたいと存じます。

最初に、学力調査では正答率の高かった問題は、どんな問題だったのでしょうか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) お答えします。

全国平均と比較してみますと、小学校につきましては、国語では、漢字を読む、ことわざの使い方を選択する、目的に応じて文章の中から必要な情報を見つけて読むなどです。

算数では、平均を求める、立方体の展開図から考える、具体的場面から掛け算の式を作るなどです。

中学校におきましては、国語では、漢字を読む、語句の意味を理解し文章の中で適切に使う、目的や意図に応じて材料を集め、自分の考えをまとめるなどが高かったです。

数学では、計算、グラフから必要な情報を読み取るなどが正答率が高かったところです。

以上です。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○2番(佐藤省三君) 結構です。

それでは、続いて、2つ目の質問です。

逆に、正答率の低かった問題はどんな問題だったのでしょうか、伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育長(天野文子君) お答えします。

まず、全国平均と比較してみますと、小学校につきましては、国語では、漢字を書く、理由を明確にしてまとめるなどで、算数では、仮の平均を用いた平均の求め方を記述するなどです。

中学校につきましては、国語では、文章の構成や展開、表現の特徴について自分の考えを持つ、事実や事情が相手に分かりやすく伝わるように工夫して話すなどで、数学では、関数の意味を理

解する、与えられた情報から必要な情報を選択し、事象に即して解釈するなどが正答率が低かったものです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ということは、先ほどの再質問のお答えに、B問題にちょっと課題が見えるというふうなお話があったわけですが、そのことと、ただいまの2番目の質問と比べてみると、B問題に小山町の子どもはやはり課題があると、このように受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） そのとおりでございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、4つ目の質問に移ります。

2－3、先ほどの答弁からB問題にやっぱり問題がある、課題があるというふうなお話だったのですが、小山町ではどんな対策をお考えでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

今、議員、2－3が抜けているんですけども、2－3からもう一度お願いいたします。

○2番（佐藤省三君） 済みません、勇み足をしました。

2－3の質問、先ほどの1、2の質問から、学力の状況の傾向について伺います。全国や県と比較してお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 今までの傾向とまとめて話しますと、まず、A問題では小学校、中学校ともに漢字の読みはできていますが、漢字を書くことに課題があります。語彙量も少ない傾向にあると考えられます。

また、国語、算数や数学のいずれにおきましても、自分の考えを説明することに課題があると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、4番目に移ります。2－3、ただいまの質問の対策として、小山町ではどのようなことをお考えでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

まず、漢字を書くことにつきましては、学年に応じた漢字を日常生活や学習の中で用いるようにしています。また、ドリル大会などを実施し、学校全体で学力向上に努める工夫をしております。

す。

また、語彙量を増やし、表現力を豊かにすることにつきましては、多くの人と会話をすることや、読書の時間を増やしていくことを進めております。

加えまして、自分の考えを説明することにつきましては、授業の中で、子ども自身が自分の言葉で説明する機会を多く取り入れて対応しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 対策、十分分かりましたけれども、やっぱり授業でどのような持っていく方をするかということも大きなポイントになるかと思います。各学校、あるいは教育委員会としては、どのような授業を先生方に求めるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

小山町では、学力向上のために、やはり押さえる、それから考える、それから話し合う、そしてまとめるなどの授業の構想を持ちまして、必ず子どもたちが自分で考えること、また、友達と関わり合って考えを深めていくという授業形態をとるよう指導しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、5番目の質問に入りたいと思います。

この学力調査では、先ほどもありましたが、A問題とB問題とに分かれております。このAとBとの違いというのは、どのようにになっているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

A問題は、主に知識を問う問題です。学習する上で必要な基礎的な知識を身につけているか調べています。

一方、B問題は主に思考力や応用力を問う問題です。知識を生活の様々な場面に活用する力があるかなどを調べています。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

B問題で要求している学力、ただいまお話がありました思考力や応用力を問う問題ということですが、この学力は、次の学習指導要領の目指す学力、言いかえますと主体的、対話的で深い学びを追求するというキャッチフレーズがございますが、それと同様かと思いますが、これについてどのようにお考えか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

まさしくそのとおりでございます。先ほど申し上げましたように、社会における様々な場面で生きて働く学力が求められています。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） その中で、B問題の方に課題があるということが、小山町では前回や前々回も同じような結論を出していたようでございます。しかし、全国では、先ほども申し上げましたが、改善の傾向にあるようであります。小山町ではA、Bとも全国平均を、小学校国語で下回ってしまったというようなことでありますけれども、この対策について、どのようにお考えか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

国語においても算数においても、子どもたちが主体的に学びに向かい合うよう、自分の考えをしっかりと持つことを大切にしております。その上で、自分の考えと比べながら、友達の意見を聞いたり、自分の意見を述べて確かめたりしながら深めていくようにします。

これも、日々の授業の中で毎日積み重ねていくことで、今まで行ってきたことをきちんと積み重ね、自分のものとしていくようにしたいと考えております。

小山町は、先ほど申しましたように、今年度はちょっと下回るところがあったんですが、ときには非常に上回ることもありまして、それは子どもたちの実態によってだと考えております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 子どもの数が少ないと、なかなかその年々の傾向でかなり大きく変わるということを伺ったような気がいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

学習状況調査では、新しく部活動の練習時間と正答率との関係も調べているようですが、小山町では、この関係でどんなことが言えるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

全国では、部活動の練習時間が1日1時間以上2時間未満と答えた生徒が、平均正答率が最も高く、一方、全くしていない生徒と3時間以上している生徒は、平均正答率が低い傾向であるとの結果が出ています。

本町では、9割以上の生徒が1時間以上3時間未満であるため、練習時間と正答率の因果関係については特にないと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） これは再質問というか要望でございますが、少し話を聞いてください。B問題の目指す学力は、新学習指導要領で目指すものと一致するということでもあります。最近、高校の学習指導要領も告示されました。ここでも主体的、対話的で深い学びを追求しております。小中学校と同じ考えで進めるということでもあります。

中でも、社会科ではいろいろ問題になりましたが、坂本龍馬などという文言も削るというような教科書ができています。そのように、知識偏重から物事を主体的に考えていくというふうな子どもたちに育てていきたいというふうな考えが非常に強く表れているんじゃないかなと思います。

また、大学入試も、知識偏重から、その知識をどのように使うかという方にシフトされているようで、受験者数も減少する少子化であります。ふるいにかける観点が変わりつつあるようです。

全体的に小中高、それから大学入試も含めて、そのような形になりつつあるところでありますので、今後ともB問題に係る学力をぜひ小中学校あるいは教育委員会総出で、そのような力を子どもたちにつけていっていただけると大変ありがたいと、そのように考えておりますので、最後に要望として申し伝えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は外見からは分からない障がいを示す「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の推進について、町の考えをお伺いします。

なお、この質問については、平成27年12月定例会一般質問で、ヘルプカードの普及促進について質問しています。

さて、ヘルプマークとは、難病や内部障がいを持つ人、義足や人工関節を装着している人、初期の妊婦など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲に示すためのもので、かばんに装着するなど身につけて使用することができるストラップタイプが一般的です。

また、ヘルプマークと一体で、緊急連絡先や必要な支援方法などが記載されているのがヘルプカードです。聴覚障がい者や知的障がい者、更には認知症の高齢者の方などが周囲に支援を求める際には欠かせないものです。

また、災害や大震災のような緊急事態が起きたとき、自閉症や発達障がいといった難しい障がいを抱えた当事者に、警察官や消防署の職員がどう接していいかわからない場面もあると思います。ゆっくり静かに話しかけるのが原則なのですが、周囲が大きな声を出したせいで当事者がパニック状態になったり暴れ出したりして、二次災害が起きてしまうこともあります。そうした事故をなくすためにもヘルプカードは有効と考えます。

現在、このヘルプカード、ヘルプマークを作成し配布する動きが全国の自治体に広がっています。国もJIS、日本工業規格として統一的な決定を行い、地方公共団体の普及・啓発の取り組みなどを支援しています。

うれしいことに2020年東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技ロードレースのゴールが小山町に決定いたしました。これを受け、外国人旅行者、観光客は町に増え続けていきます。日本人のみならず外国人にも分かるヘルプカードとヘルプマークは今後大きく役立つはずです。

赤地に白の十字とハートマークが入ったヘルプカードは、誰が見ても分かりやすいデザインで、日本中どこを旅行していても、誰が見てもヘルプカードさえあれば、この人は障がいがあるのだなと一目で分かってもらえます。

また、ヘルプカードは、自身が障がいのある当事者だと公表していることにもなりますので、多くの人が障がいについて考えるきっかけになればとも思います。

助けを求めたくても、なかなか自分からは声を出せない人がいます。そういう人たちが、当たり前のように手を貸してくださいと言える社会を私たちはつくるべきではないでしょうか。そしてヘルプカードを見た人は、何かお手伝いしましょうかと静かに優しく声かけするところから、行動を始めれば良いと思います。

平成27年12月定例会一般質問の答弁は、御殿場市と連携していきたいとのことでした。2年後の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、我が町から心のバリアフリーを進めていこうではありませんか。

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の推進について町の考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

静岡県では、周囲の方々が自ら進んで援助や気配りを行い、障害のある方の不便さを取り除く合理的配慮の提供の徹底を図る取り組みとして、援助が必要な方への思いやりの行動を促すヘルプマークを1万個配付することとしております。

2月5日から、小山町も含め、県内各市町の障害福祉担当課や各保健所等において、無料で配付を開始いたしました。

配付を始めたヘルプマークは、ヘルプカードの機能を併せ持つものであり、同封のシールに支援を必要とする方が周囲に伝えたい情報や、必要とする支援内容等を記入し貼りつけることがで

きます。

3月1日現在、本町では住民福祉課の窓口において、その趣旨を御理解いただいた上で、必要とされる11人の方に配付をいたしました。

ヘルプマークの携帯を推進するためには、支援等が必要な方に携帯していただくことはもちろんですが、支援を行う側の方々に、その趣旨を正しく理解していただくことが重要となります。

議員の御指摘のとおり、2020年には、本町が東京オリンピックの自転車競技の開催会場となり、追ってパラリンピックの会場にもなることが見込まれていることから、国内外から、障害をお持ちの方が多く来町することが想定されております。

このため、町ではポスター、チラシ、広報等を通じて、町民の皆様がヘルプマークの趣旨を正しく理解し、支援が必要な方への思いやり行動を行うことのできる環境の整備を図ってまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

まずは、3年前の一般質問で私がヘルプカードの推進について質問したことを思い起こし、改めて本年2月に県が導入、実現してくださったことに感謝したいと思います。

それでは、4点について再質問をさせていただきます。

1点目は、答弁の中で、3月1日現在、住民福祉課の窓口において、趣旨を御理解いただいた上で、必要とされる11人の方に配付したとのことですが、この11人の方は自ら申請されてヘルプマークをいただいた方ですか。1か月足らずで、まだまだ周知はされていないとはいえ、余にも少ないと思いますのでお伺いします。

2点目は、11人の方はどのような障がい、またはお困りの方だったのでしょうか、内訳をお聞かせください。

3点目は、今後、あくまでも役場の窓口、住民福祉課の窓口での申請、配付という形になるのでしょうか。

4点目です。日常、何か困っている方、障がいの一手手前、そういう方もいらっしゃると思います。こういう方には配付は可能でしょうか。

以上、4点の再質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 池谷洋子議員の再質問にお答えします。

1点目の、11名の方が自ら申請したかということですが、こちらにつきましては御自分の意思で申請をして来ていただいております。

2点目、どのような方々なのかの内訳になります。内部障害の方が6名、知的障害、精神障害、聴覚障害の方々が数名、こちら、人数少ないですので、このような言い方で御了承いただければ

と思います。

3番目、配付先につきましては、住民福祉課の窓口のみかということです。こちらにつきましては、現状では住民福祉課の窓口のみでの配付としております。ただ、状況に応じて、この配付状況であるとか周知状況、それらに基づいて配付先等もまた検討をしていきたいと考えております。

4点目の、困っている方に対しての配付ができるかということですが、これにつきましては、県が作りましたヘルプマークガイドラインというものがあまして、これには、障がい者の規定等についていろいろありますけど、それ以外の方でも必要であるという方には配付していくということで考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

はじめに、1点目の11名、自ら申請をされたということですが、私が聞いた中で、ちょっと少ない、数が。しっかりとその辺の周知の徹底ということができているのでしょうか。少ないと思うので、そのことについて伺いたいというのが1点。

それから、役場で申請、配付というと、この素晴らしい制度が隅々までやはり広がっていかないと思うんです。例えば、デイサービスに通っている方にそういう事情をよく知り、携わるケアマネージャーさん、また、民生委員さんなどを通じて配付することは可能でしょうか。こういうことも検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

この2点について再々質問とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） おっしゃるとおり、配付数につきましてはちょっと少ないかなというところではありますが、周知の方法としましては、2月中旬に各区の掲示板にポスターを掲示させていただいております。

その他には自立支援協議会であるとか、そういう障害者団体の方々には御案内をさせていただいております。なお、民生委員児童委員協議会におきましても、定例会においてはヘルプマークのチラシ等を配付しまして、趣旨を説明してございます。

このような中で、順次そういうものが浸透していけばいいかなと考えております。

あと、デイサービスやケアマネージャー等につきましても議員御指摘のとおり、そちらの方にも情報を提供していきながら、このヘルプマーク等の普及推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（池谷洋子君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君）　今回は、県の施策に対応した18歳までの医療費無料化をと、待機児童解消に向けた見通しはの2つの質問を、一問一答方式でさせていただきます。

まず、県の施策に対応した18歳までの医療費無料化をの質問です。

県は、本年10月から、18歳まで医療費助成を拡大する方針を決定しました。現行のこども医療費助成制度は、県下35自治体全てが中学3年生まで全額無料か部分的助成のいずれかを行なっています。

今回、県はそのうちの政令指定都市の静岡市と浜松市を除く33市町と調整を進め、2018年当初予算案に高校生年代分（18歳）まで含めた医療費助成経費の計上をするといいます。

その内容は、現行制度の中学生までと同様、高校生年代の医療費助成についても自己負担額を、入院の場合1日500円、通院は1回500円（月4回まで）とする予定だということです。

この助成対象拡大による県の負担増は年間約3億5,000万円になると試算し、2018年度当初予算案には2018年10月から2019年3月までの半年分の経費を計上する見通しだということです。

先ほど述べたとおり、県内の自治体では全ての市町が中学生までの医療費助成を行なっていますが、更に5つの市町が高校生までの医療費が完全無料、2つの市町が部分的助成を実施しています。その2つのうち、清水町はこの4月から部分的助成から完全無料化に移行することを発表しています。その後の静岡新聞社の取材では、残る28市町のうち26市町が実施を決定または検討中であることが分かりました。

今回の県の決定を受けて、本町としてはどう対応していくのか質問をさせていただきます。

まず、町長に伺います。先の9月議会での池谷洋子議員の一般質問に対する答弁で、町長は、県の制度拡充の実施時期、補助率等の動向を注視しながら、早急に制度拡充を進めていきますと答えました。

そこで、県の制度実施を受けて、多くの自治体で制度拡充の動きが予想されますが、本町はどう対応するつもりか、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（米山千晴君）　答弁を求めます。

○町長（込山正秀君）　高畑議員にお答えをいたします。

小山町では、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、平成7年度からこども医療費の助成を実施しております。

本町では、段階的に対象年齢等を拡充し、現在は中学生までを対象として入院と通院に係る保険診療負担分の全てを助成対象としております。

現時点で、県から制度改正の詳細については受けておりませんが、本町におきましては、更なる子育て世代の負担軽減を図り、子どもの健康の保持と増進等を図るため、県の制度拡充の実施時期に合わせ、平成30年10月から高校生相当までの制度拡充をするべく、準備を進めているところであります。

○7番（高畑博行君）　それでは、具体的な質問をさせていただきます。

昨年の9月議会の答弁を見ると、制度拡充をした場合、4月1日時点で対象となる高校生は483人で、助成額の増額は1,127万円になるという回答でした。今回の県の計画を受けて、4月以降の人数の変化の見通しと、完全無料化を想定した場合、県の助成に上乗せして町が独自に負担する負担額が年間どの程度になるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 平成30年度に高校生相当の年齢となる者は、450人を見込んでおります。

また、高校生相当までの完全無料化を行う場合、未就学児から中学生までを1年間分、高校生相当を10月以降の半年分として試算いたしますと、自己負担金相当額、入院時食事療養費標準負担額及び所得超過者分の合計、約2,200万円を町独自で負担することとなります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に関連してお聞きします。

各市町が県に対して500円自己負担の撤廃、所得制限の撤廃、県補助率は市町の財政力指数に関わらず一律2分の1とする、県補助率を現行より高めるという要望をしているようですが、それらの詳細決定がなされないと、町独自の負担額に変化が生じるという理解でいいのでしょうか、質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

議員お尋ねのとおりでございます。先ほどの答弁の、約2,200万円の町負担額については、暫定的に入院、通院ともに県の補助額を4分の1として試算したものでございますので、今後示される県の補助金制度の内容によって変化するものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。

それでは、2点目の質問です。

沼津市、御殿場市など、近隣の市町でも高校3年生までの医療費助成を既に行なっています。県下の自治体を見ると、独自判断で上乗せ助成をし、自己負担額を0にしている自治体もあります。沼津市、焼津市、御前崎市、西伊豆町、川根本町がそうです。

隣の御殿場市は、入院費は無料ですが、通院でかかった費用は月4回まで1回あたり500円の自己負担で済む助成内容です。しかも所得合計が300万円以下のお宅は自己負担金も償還するという中身です。

さらに、近隣の市町では、この清水町は4月から、長泉町は2018年度中の早期から、18歳までの医療費助成を開始するという情報をつかんでいます。しかも自己負担額0の完全助成です。

このように、今回の県の制度改正に伴って、医療費助成の拡大に進む自治体は一気に増えることが予想されるだけに、小山町が乗り遅れると、住民感情を考えたとき、好ましくないのではないかと思います。その観点からいかがお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） お答えいたします。

本町では、従来から県の助成対象外となる所得超過者についても助成対象とし、受診時の自己負担を求めています。

また、県の助成対象外である入院時食事療養費標準負担額についても対象とするなど、手厚い制度としております。

高校生相当まで対象を拡大する場合、新たに受給者証を発行することになりますが、受給者証の発行には、保護者からの申請を受け、加入している健康保険や、主たる生計維持者の確認を行う必要があります。制度拡充の周知と準備期間を考慮し、開始時期を県の制度拡充の本年10月として準備を進めております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

県は10月実施ですが、町独自に4月から前倒しをして実施したらどうかという考えもありますけれども、制度拡充の周知と準備期間が必要だから前倒しはせずに、県に合わせて10月実施という判断をしたということでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

町の制度拡充は、9月議会でも申し上げましたとおり、県の拡充の時期に合わせて実施いたします。仮に本年4月から実施するとしましても、事務の準備が間に合わず、実施は困難であります。よって、県の10月実施に合わせ準備をしているところであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 分かりました。

3点目の質問です。

現在、小山町は定住人口増加に向けた宅地造成等の施策を進めていますが、高校生までの医療費無料化のようなソフト事業も、子育て世代の定住促進に大きく左右します。同じ地域に住もうとするとき、近隣の市町の方が充実した子育て支援策を行なっていれば、当然そちらに住みます。

その角度からも、18歳までの医療費無料化の早期の実施をし、子育てしやすい町・小山を前面に出してアピールする必要があるのではないのでしょうか。その点をどうお考えになるか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） お答えいたします。

本町においては、既に年齢や所得に関係なく、保育園やこども園に通う園児の保育料を、第2子は半額、第3子以降は無料とし、町立幼稚園に通う園児の保育料を第2子以降は無料とする事業や、ひとり親世帯の負担を軽減する施策などを実施しております。それらに加えて、今後、高校生世代までの医療費無料化を実施するものです。

大きな制度の変更でありますので、広報紙や子育て世代を対象とした各種の施策の場などにおいて制度の周知を図ってまいります。

これらのソフト事業を展開することにより、子育てしやすい町・小山をアピールすることとなり、子育て世代の定住促進につながるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 分かりました。

いずれにしても、今回の県の決定を受けて、県内自治体のこども医療費助成制度の拡充は一気に進むことは間違いありません。特に、本町もそうですが、中学生15歳まで完全無料としている多くの自治体が、県の助成拡大に伴って上乗せ助成することで、18歳まで完全無料にする自治体がどの程度増えるのか興味深いところです。

逆に、政令指定都市の静岡市と浜松市は、財政負担の上からこの制度の実施には慎重にならざるを得ないでしょう。

結局、どの市町も、その点のサービスの充実を前面に出して人口流出を食い止めようとするわけですので、本町としても他の市町に遅れをとらないように努力していただきたいことを希望して、1つ目の質問を終わりといたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、待機児童解消に向けた見通しはという質問です。

保育園やこども園の待機児童数が、昨年4月から中途入園希望者も含めて増加しています。昨年12月に行われた第2回総合教育会議の場で、11月1日時点の待機児童数は合計32人に上ると述べられています。

特に0歳児・1歳児がそのほとんどを占めているのが現実です。さらに、表面的な数には表れない隠れ待機児童数を加えれば、もっと増える可能性もあります。

待機児童解消の取り組みは喫緊の課題で、待機児童の更なる増加は、子育てしにくい町のイメージに繋がります。幼い子どもは愛情に満ちた親に大事に育てられることが理想でしょうが、若い両親が今の社会状況を考えて場合、共稼ぎしなければ生活できないのも実態です。そういう現実を考えたとき、住民の命と暮らしを守る観点からも、待機児童問題解消は自治体の優先課題の一つです。そこで、待機児童解消に向けた見通しについて質問いたします。

まず教育長にお聞きます。

待機児童がここまで増加している原因はどこにあるのかという点と、今後どう対応していくの

かという基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） はじめに、待機児童増加の原因についてであります。

平成28年度から始めました、保育料を第2子半額、第3子以降を無料化することにより、お子さんを預けやすくなり、0歳児から2歳児までの入園希望者が増加いたしました。

また、本年度は例年よりも支援を必要とする園児の数が多く、その保育に保育士を割り当てたため、必要な保育士の数を確保できなかったことなどが、待機児童増加の原因と考えております。

次に、今後の対応についてであります。既に来年度当初の入園希望者数につきましては把握をしており、各園の面積要件及び入園希望に添った保育士の配置等を行うことにより、本年4月当初は待機児童0となる予定です。

また、町としましては3年以内を目途に、町内全域、小学校区ごとのこども園化を順次進め、併せて、将来推計による入園者数に則した施設の整備を図ってまいります。

加えまして、上野地先の新産業集積エリアには民間のこども園を誘致し、工業団地に進出する企業の社員などの保育園入園希望に備えていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

4月以降の待機児童が0だというふうなお答えでしたけれども、直近のデータで待機児童数を年齢別、園別に教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 本年2月1日現在の待機児童数は38人です。

その内訳は、年齢別では0歳児が18人、1歳児が14人、2歳児が6人です。

園別では、きたごうこども園が20人、菜の花こども園が13人、すばしり保育園が3人、すがぬま保育園が1人、町外の園が1人となっています。

なお、本年4月の待機児童数は、先ほど教育長も申し上げましたとおり0人ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

38人もの待機児童がいたにも関わらず、4月以降の見通しで待機児童は0になるという回答でした。その理由が、各園の面積要件及び入園希望に沿った保育士配置をするからだという説明がありましたけれども、新たに増員して配置する予定なのでしょうか。それとも、余裕があるところから異動させて先生方を配置するという方向なのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

年度中途の入園希望に対しての対応というのは、個別の園での入園の対応をせざるを得ない状況であります。ただし、4月1日現在の入園希望につきましては、昨年の11月に既に把握をしておりまして、それに対応する保育士を、全体で調整できるというメリットがございまして、そういった意味で、第1希望、第2希望の保育園に移っていただく方も中にはおりました。そういった意味で、待機児童が出ないような調整といいますか、そういったことができております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、2点目の質問です。

今までも、臨時保育士確保のための給与面等の待遇改善を行ってきたわけです。実際に改善した内容を説明していただきたいと思います。

また、それらの条件は、隣町の御殿場市の臨時保育士の条件と比較してどうなんでしょうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えします。

はじめに、臨時保育士確保のための待遇改善の内容についてですが、週5日フルタイムで働いている臨時保育士につきましては、昨年4月に3点の改善を行いました。まず1点目は、給料面についてであります。保育士資格を有する場合は、正規職員給料相当の賃金額といたしました。

2点目は、担任手当について、臨時保育士が担任を受け持つ場合の手当を、賃金の3%から6%に引き上げております。

3点目は、有給休暇の日数についてであります。勤務年数に関わらず、6か月当たり10日付与することといたしました。

こうしたことによりまして、御殿場市をはじめ、近隣市町の待遇を上回っていると認識しております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

小山町は、小山町の規定に基づく給与や福利厚生面の待遇で、臨時保育士さんにも適用していると思います。御殿場市をはじめ、近隣市町の待遇を上回っているという答弁ですが、今までは隣町の御殿場市の臨時職員より条件が悪かったため、通勤時間が多少かかっても、条件がいい方に勤めたいという心理が働き、町外の保育園で働く保育士さんを何人か知っています。

ですから、臨時職員の保育士確保を将来的にも見据える場合、今後も他の市町との比較をしながら、待遇改善に心がける点は避けて通れないと思うわけですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、近隣市町の待遇につきましては注視をしながら、やはり保育士確保に

努めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

保育士の待遇改善以外で、臨時保育士確保のために努力してきたこと、努力していることはどんな点があるのか、説明をお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えします。

広く臨時保育士の募集の広告等を行ってまいりました。まずは、人とのつながりを頼りに、町の保育士や臨時保育士、合わせて100を超える人に対して、知り合いへの勧誘などを行ってもらいました。また、役場職員に対しても同様に、庁内広報を通じて募集案内の周知を行いました。

さらに、広報おやま、無線放送、ホームページ等を利用して募集を行ったところであります。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の4点目の質問です。

保育士さんたちの働き方の工夫もする必要があるのではないのでしょうか。普通の勤務以外に早番や遅番など、どんな働き方の形態で行なっているのか教えてください。

また、それらのシステムを見直しし工夫することで、働きやすい条件づくりはできないものか伺います。

というのは、保育士免許を持っても保育現場に携わらない方は意外と多いはずです。保育士として働かない理由は様々でしょうが、短時間でも入ってくださる方が増えれば、0歳児・1歳児を受け入れる条件が整うことも考えられるからです。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えします。

保育園では朝7時から夜6時半まで、また、きたごうこども園では朝7時から夜7時までの12時間、園児を預かるため、基本的には正規の保育士及びフルタイムの臨時保育士が、早番、遅番のシフトを組んで対応をしております。また、パートの臨時保育士及び保育補助の方においても、働ける時間帯に応じて、早番や遅番に入って対応に当たってくれる方もおります。

なお、各保育園、こども園において、在籍している保育士の数等の状況に応じて、日々様々なパターンによる効率的なシフトを組んで、工夫をしながら保育に当たってもらっています。

今のシステムの見直しについてであります。現行のシフト制の抜本的な見直しというのはなかなか困難であると考えております。早番、遅番専任のパートで働ける保育士を増やすなどして、保育士等の負担を軽減していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に関連してお聞きします。

子育て支援員制度は御存じだと思います。国が2015年より新しく設けた制度で、主に子育て経

験のある主婦を中心に、子育ての仕事を担っていただくという認定制度です。保育士資格が国家資格であるのとは異なり、民間の資格であり、研修を受けるだけでその資格は取得できます。この子育て支援員制度は、保育士不足解消に向けて導入されたものだけに、保育士を補助する立場で採用している自治体の先進事例は幾つかあります。

こんな子育て支援員を育成し、園で働いていただくという手もあるわけですが、本町としてはどうお考えになっているのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

本町における子育て支援員に保育を担ってもらおうということにつきましては、もっと研究をしていかないと、本町に合っているのかどうかというのも、正直、今のところお答えできない状態であります。

なかなか保育士の確保もまだできない状態の中で、そういった方がいるのかどうかも、把握しておりませんので、その点も含めまして、十分研究をした上で、それについての導入が可能かどうかということも含めて、研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 分かりました。

最後の質問に入ります。

町内企業の中には、パート労働者の確保に四苦八苦している状況があります。幼い子どもを預けて働ける条件を整備していかないと、今後の三来拠点事業の働き手確保にも支障を来すことになります。その点からも、保育士確保はもっとスピード感を持って丁寧に対応すべきではないでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えします。

先ほど申し上げたように、本年4月の待機児童はないものと想定しておりますけれども、育児休業明けなどによる年度中途での入園希望もありますので、引き続き、入園希望者数等に則した保育士の確保に努力してまいりたいと思っております。

また、先ほど教育長が申し上げました、町内全域のこども園化に向けての保育士確保につきましても、様々な手段を講じて、スピード感を持って積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、大都市で待機児童問題が大きな問題になっているなわかりますけれども、小山町のような小さな町で待機児童問題が起こり、この1年間なかなか解消できないで来たというのはやはり問題です。

我が子を保育園に預けられないとなれば、若い主婦層の働き手不足にも繋がりがねません。そ

うなると、子育てしにくい町、働きにくい町のイメージができてしまいます。

待機児童などなく、希望する子は園に入れる環境整備は重要です。これまでも保育士確保のための努力はされてきているわけですが、今後更に努力をしていくことを期待して、私の質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月19日月曜日 午前10時開議

議案第16号から議案44号までの29議案と平成29年12月定例会提出分の継続審査となっている議案第95号の1議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時50分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

平成30年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成30年3月19日（第5日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時12分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	11番	池谷 洋子君
	12番	米山 千晴君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	湯山 博一君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町 長 戦 略 課 長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健 康 増 進 課 長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未 来 拠 点 課 長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
生 涯 学 習 課 長	小野 正彦君	小 山 消 防 署 長	佐藤 清君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 11番 池谷 洋子君 1番 遠藤 豪君

閉 会 午後 2時11分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第 3 議案第18号 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 7 議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第25 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第27 議案第42号 平成30年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第28 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第29 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

日程第30

議員の派遣について

(追 加 日 程)

- | | | |
|---------|--------|---|
| 追加日程第1 | | 町長提案説明 |
| 追加日程第2 | 報告第1号 | 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について |
| 追加日程第3 | 同意第1号 | 小山町副町長の選任について |
| 追加日程第4 | 同意第2号 | 小山町固定資産評価員の選任について |
| 追加日程第5 | 同意第3号 | 小山町教育委員会教育長の任命について |
| 追加日程第6 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第7 | 議案第46号 | 町道路線の認定について |
| 追加日程第8 | 議案第47号 | 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第9 | 発議第1号 | 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第10 | | 総務建設委員会の中間報告について
(平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例
の制定について) |
| 追加日程第11 | | 総務建設委員会の閉会中の継続審査について
(平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例
の制定について) |
| 追加日程第12 | | 小山町議会総務建設委員会委員長の選任について |
| 追加日程第13 | | 小山町議会運営委員会委員の指名について |
| 追加日程第14 | 選挙第1号 | 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の補欠選挙について |

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

会議に入る前に、3月6日、享年78歳をもって御逝去されました故梶 繁美議員に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、故人をしのんで黙祷をささげたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、皆様御起立ください。黙祷。

（黙 祷）

○議長（米山千晴君） ありがとうございました。御着席ください。

続きまして、故梶 繁美議員に対しまして、追悼演説を行います。葬儀、告別式につきましては、3月11日、小山町議会・梶家の合同葬をもってとり行いました。葬儀委員長として関係者の皆様に対しましてお礼申し上げます。

それでは、葬儀副委員長を務められました池谷副議長、追悼演説をお願いいたします。

○副議長（池谷洋子君） 平成30年3月6日、3月定例会の半ばに御逝去されました故梶 繁美議員に謹んで追悼の言葉を申し上げます。また、御遺族に衷心よりお悔やみを申し上げます。

本日、この議場で、梶 繁美議員に哀悼の誠をささげようとは、今もって信じられず、議員一同哀惜の情に耐えないところでございます。

こうして壇上に立ち、空いた10番の席を見ると、「やあ！ 遅れちゃって」と言いながら、あの屈託のない笑顔で、今にも議場に繁美議員が入ってこられるのではないかと思われてなりません。

振り返りますと、私と繁美議員とは、平成15年5月、ともに小山町議会議員に初当選した同期であり、以来15年間、町政の進展と町民福祉の向上のため、切磋琢磨してきました。

お互いに初当選を果たしたとき、あなたはいち早く私たち新人議員に呼びかけ、月1度の勉強会を開き、議会用語や予算書、条例についてなど、分かりやすく丁寧に教えてくださいました。

ときには皆で食事会を開き、楽しい時間を過ごしました。そんな中でも、あなたは議会のことや議員活動の話に及ぶと、熱く、力強く語っておられたことが、つい昨日のように思い出されます。

あなたは昭和38年、小山町役場に奉職され、平成14年に定年退職されるまでの間、地方自治の発展に多大なる貢献をされました。何事にも前向きに取り組まれ、様々な分野でリーダーシップを遺憾なく発揮されました。その面倒見の良いお人柄は、職員はもとより周囲の人からも信頼と尊敬を集めておられました。

また、初当選以来今日まで、私たち現職議員にとっても大黒柱として大変大きな存在でした。行政経験を生かし、あなたの幅広い知識と政治的手腕は、議員一同が認めるところであり、在期中は数々の役職を務めていただきました。

1期目の経済建設委員長を皮切りに、広域行政組合議会副議長、議会運営委員長、総務建設委員長などを歴任され、諸問題の解決に誠心誠意取り組んでおられました。平成19年から2年間、第31代議長の要職につかれ、円滑な議会運営と諸事業を的確に推進され、我々議員を牽引してくださいました。

平成22年9月、小山町は台風により未曾有の被害を受けました。あなたはいち早く議会災害復旧対策特別委員会の設置を提案し、特別委員会委員長として町の復興を誰よりも考え、国会議員への陳情を行うなど、迅速かつ円滑な災害復旧に御尽力いただきました。

そんなあなたでしたが、平成25年と平成27年に手術を受けられ、その後は病魔と闘いながらの議員活動でした。それでも、弱音を漏らすこともなく、議員の仕事に全身全霊を傾け、懸命に生きてくれました。徐々に回復されていくお姿を見るにつけ、4期目の任期も必ずや全うされるものと誰もが信じておりました。

しかし、今年の厳しい冬がお体にさわったのか、3月定例会に入り体調を崩され、議会3日目に途中で退席をされました。今思えば、議会人としての責任感の強さから、無理を押して渾身の力で出席されていたに違いありません。ゆっくりと休んで、また元気な姿を見せてくれると願っておりましたが、3月6日の夜、あなたの突然の訃報に接し、驚きと悲しみで声も出ませんでした。

町の発展をこれからに控え、まだまだ御活躍を期待していた折での急逝に、御遺族、御関係者はもとより、議会にとってもかけがえのない柱石を失った思いに寂寞の感を禁じ得ません。

しかしながら、最後の最後までその職責を全うされたあなたの御功績は燦然と輝き、町を思う御遺志は永く後世に引き継がれることでしょう。私ども議員一同も、あなたのお志を受け継ぎ、今後の議員活動に邁進いたしますことをお誓い申し上げます。

御家族の皆様には、どうか悲しみのふちから立ち上がり、笑顔で強く強く生き抜いていただきたいと思います。それが、家族思いの繁美議員の願いだと思います。

人間性豊かで、接する人みんなに親しまれた梶繁美議員、本当にありがとうございました。

追悼の念には限りがございますが、今はただ心より御冥福をお祈りします。これからも小山町の限らない進展を見守ってくださいますようお願いを申し上げ、小山町議会を代表して追悼の言葉といたします。

平成30年3月19日

小山町議会副議長 池谷洋子

繁美さん、今日で3月議会は閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。どうか安らかにお眠りください。

○議長（米山千晴君） 梶 繁美議員の御家族の皆様方、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。それでは、ここで御退席をお願いいたします。

議

事

午前10時12分 開議

○議長（米山千晴君） ここで御報告いたします。阿部 司君の発言の場所は、議席での発言を許可することを御報告いたします。表決につきましては、体調を考慮し、阿部 司君におかれましては、挙手による表決を許可することを報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第16号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第2 | 議案第17号 | 町道路線の認定について |
| 日程第3 | 議案第18号 | 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例について |
| 日程第4 | 議案第19号 | 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第20号 | 小山町小山PA周辺開発事業特別会計条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第21号 | 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第22号 | 小山町役場庁舎建設基金条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第23号 | 小山町教育振興基金条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第24号 | 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第25号 | 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第26号 | 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第27号 | 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第28号 | 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第29号 | 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第30号 | 小山町農村公園条例の一部を改正する条例について |

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第16号から日程第15 議案第30号までの15議案を一括議題といたします。

それでは、2月20日、各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

なお、総務建設委員会の委員長報告につきましては、委員長が欠けておりますので、副委員長が職務代行として報告をいたします。

はじめに、総務建設副委員長 藺田豊造君。

○総務建設副委員長（藺田豊造君） ただいまから、2月20日、総務建設委員会に付託された9議案について、審議の経過と結果を御報告します。

3月7日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長、部長代理及び課

長補佐等、議会から委員5名が出席し、審査を行いました。

議案第16号 町道路線の廃止について、議案第17号 町道路線の認定について、議案第18号 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例について、議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定について、議案第20号 小山町小山PA周辺開発事業特別会計条例の制定について、議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定について、議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について、議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された9議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、2月20日、文教厚生委員会に付託された6議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

3月8日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、教育長、危機管理監、教育次長、関係部課長、専門監及び課長補佐等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを報告します。

委員から、重要な点なので再度確認させていただくが、平成30年度は、保険税率は変えないと解釈してよいか。との質疑に。

平成30年度においては、保険税率は変えずに現状のまま行く予定です。との答弁がありました。

委員から、向こう6年間の激変緩和措置期間内で賦課方式の統一が図られる。地方税法上、応能割は50%だが、本町では60%である。なぜ60%なのか。との質疑に。

応能割は、法令では50%となっていますが、50%にすると均等割、平等割を上げざるを得ず、低所得者への負担増になってしまうことから、総合的に判断し、現状では60%になっています。との答弁がありました。

委員から、資産割を廃止して所得割に添加し、平成31年から段階的に移行とのことだが、何年で完了するのか。との質疑に。

資産割の廃止については、平成31年度、33年度、35年度で段階的に廃止を想定しています。との答弁がありました。

委員から、資産割廃止に伴う賦課方式の変更により、町民のほとんどに国保税の変動が生じるのか。との質疑に。

現在、資産割等の賦課されている方が5割から6割近くいます。その方々については、影響が出ると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定についてを報告します。

委員から、ふるさと寄附金の寄附目的「生きる力を育む教育の充実」を選択した寄附金を積み立てるようだが、見込額をどの程度に抑えているのか。との質疑に。

平成30年度は概ね8,000万円を見込んでいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、新たに配置する専門調査員は2人とのことだが、専門調査員は小学校、中学校で1人ずつなのか、それとも、そのような区別はせずに配置するのか。との質疑に。

町内の学校に勤める教員1名、特別支援教育に関する専門的な知識を有する方1名を考えています。小中学校の区別は特に考えていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、パブリックコメントと介護保険等総合会議ではどのような意見があったのか。との質疑に。

パブリックコメントでは、特に意見はありませんでした。介護保険等総合会議では、移動支援サービス等について、町のバスだけでは利便性が低いため、対策を考えてほしいとの意見がありました。これについては、本町では実施している事業者がないため、平成32年度までには対応できるような体制を計画しています。その他に、人材不足対策を求める意見をいただきました。生活支援サポーター養成事業などで研修を開催していき、無資格の方も活用できるように計画しています。との答弁がありました。

委員から、介護保険給付費が第7期では11%増の約55億円となる。介護予防策に力点を置いて、この伸びは避けられないか。との質疑に。

高齢者の人口が伸びていること、また、1人当たりの介護給付費自体が伸びているため、どうしても上げざるを得ない部分があります。介護予防事業、在宅介護と医療の連携を推進していきながら、介護給付費を抑えていくことが課題となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、今回の住所地特例によるメリット、デメリットは何か。との質疑に。

被保険者にとっては、特に変わりはありませんが、施設が所在する自治体の負担が多くなっていますので、そこを元に戻していくための改正です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された6議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

○議長（米山千晴君） 以上で、総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第16号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 小山町金太郎元気基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 小山町温泉供給事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 小山町小山PA周辺開発事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 小山町役場庁舎建設基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 小山町教育振興基金条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) 議案第28号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論をいたします。

6年前に1,300円の一気の値上げ、更に3年前には200円値上げをし、今回、更に700円の値上げです。その結果、小山町の介護保険料は6,200円となり、県下でも5番目に高くなる予想がされています。

今回、第7期介護保険事業計画が示され、その期間の給付費は第6期に伴う見込額の約11%増の約55億円を見込んだということです。高齢化率の上昇に伴って、介護サービスの利用が増え、給付費が増加することや、事業者を支払う報酬が4月から0.54%引き上げられることなどがその要因だと思います。

長期的に見た場合、持続可能な介護保険制度を維持するためには仕方ないという言い方をするでしょうが、自治体によっては基金を取り崩しするなど、値上げ幅を極力抑える努力をしている自治体もあります。

年金受給者の介護保険料は、原則公的年金から天引きされます。もちろん、低所得者層に対する軽減措置もありますが、年金収入のみに家計を頼る高齢者世帯の家計は、ますます圧迫されることになります。

さらに、利用料の値上げも合わせて大きな負担増となります。介護報酬引き下げや要支援外しなど、国の介護保険制度の大改悪のために、自治体にのしかかる負担はよく分かります。しかし、人権としての介護保障の実現のためには、これ以上住民に高負担を負わせるべきではなく、国は抜本的な介護保険制度見直しと、この分野に対する財源の大幅増の投入をすべきだと考えます。

介護に係る諸問題は、小山町単独で解決することはできません。しかし、本条例案によってまたまた町民への負担を増大させることには賛成できません。

以上をもって私の反対討論といたします。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 小山町農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算
日程第17 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第18 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第19 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第21 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算
日程第22 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算
日程第23 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第24 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第25 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第26 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第27 議案第42号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
日程第28 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第29 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第16 議案第31号から日程第29 議案第44号までの平成30年度予算に係る議案14件を一括議題とします。

それでは、2月27日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設副委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設副委員長 藺田豊造君。

○総務建設副委員長（藺田豊造君） 2月27日、総務建設委員会に付託されました平成30年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算10件の審査を行いました。

はじめに、議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、公用車管理費について、現在、町が保有している公用車は何台か。また、集中管理の台数とリース車の台数は。との質疑に。

町が所有する公用車は、全部で56台です。そのうち、集中管理の台数は16台で、リース車は3台です。との答弁がありました。

委員から、女性活躍促進事業と若者移住促進事業の事業内容と実績は。との質疑に。

女性活躍促進事業は、町内及び近隣市町の女性を対象に、女性の趣味や特技など、スキルアップを目的とした事業です。平成29年度実績は、スキルアップ講座や個別相談会等を実施し、延べ75人が参加して、そのうち2名が起業しました。2名の内訳は、イラストレーターとして起業した人が1名、ピアノ教室とハンドメイドグッズの製造・販売で起業した人が1名います。また、これからパン・ケーキ教室を開いて開業する人が1名います。その他に、本事業をきっかけに講

座参加者が主体となった子育て世帯向けのイベントも開催しています。

若者移住促進事業は、学生と町内企業とのマッチングや地方での起業・開業を志す若者を集めたビジネスセミナーやビジネスプランコンテストによる若者の移住・定住を促進するための事業です。平成29年度実績は、学生と企業との交流会やビジネス塾、ビジネスプランコンテストを開催して、延べ54名と町内及び近隣市町の企業が参加しています。実績は、平成28年度にUターンにより行政書士を開業した人、Iターンで工務店を開業した人がいます。また、町内で自動車修理を開業した人が1名います。平成29年度実績では、本事業を通じて整骨院を開業した人がいます。との答弁がありました。

委員から、小山町再造林試験場整備事業の内容は。また、試験場はどの場所になるか。との質疑に。

小山町内の人工林は、高齢級の森林が大多数を占めており、林齢の平準化を図る方針を調査・研究するために、再造林試験場を設置したいと考えています。具体的な内容は、林野庁や静岡県森林林業研究センターで研究開発をしている花粉発生を抑制した杉やヒノキ、造林コストを縮小できるコウヨウザンなどの多種の苗木を植林して、今後、樹種転換を踏まえた、町の風土に合った生産性の高い品種を検討するため、データの収集と検証を計画しています。試験場の場所は、上野地先にある町有地で、面積は3ヘクタールを計画しています。との答弁がありました。

委員から、ミニボートピア富士おやまの環境整備協力費はどのくらいを推定しているのか。との質疑に。

平成30年度分は、平成29年度と同額を計上しています。ミニボートピア富士おやまの平成29年度売上推移は、平成28年度と比較すると若干の減少傾向にあります。との答弁がありました。

委員から、結婚支援事業の平成29年度の実績は。との質疑に。

今年度は、内閣府が創設した地域少子化対策事業交付金で実施しています。若い世代の結婚が遅くなっているため、結婚を促進するためのセミナーやイベントを開催しています。なかなか成果が表れにくい事業ではあるが、本事業を通じて数組が成婚に至っています。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣対策について、北郷地区では農作物の被害が出ているが、現状のままでよいのか。との質疑に。

現在、管理捕獲などにより有害鳥獣の頭数削減に努力しています。また、猟友会だけに頼るのではなく、地元に対しても適切な防網対策などを講じています。今後も継続して進めていきます。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路整備事業について、予算の内訳は、用地費や物件費が主であるが、平成32年の新東名開通に本工事は間に合うのか。との質疑に。

本工事は、平成30・31年度で町道一色中日向線の交差点までの約500メートルまでを完成させたいと考えています。接続する市街化調整区域内の区間については、市街化区域の都市計画道路と

合わせて、平成32年度までの整備を目標に進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、非常用蓄電池リース料の対象となる蓄電池個数と保管場所は。との質疑に。

大和リース株式会社からリースを受けて、役場本庁に2基、防災課災害対策本部に3基、健康福祉会館に1基、須走支所に2基、北郷支所に2基、足柄支所に2基、合計12基を保管しています。との答弁がありました。

委員から、橋梁長寿命化修繕工事の計画と進捗状況は。との質疑に。

計画では、平成26年度から5か年計画で工事を進めています。平成30年度までに15橋の工事を予定しており、現在7橋が完成しています。対象となる橋梁は、町内の2メートル以上の橋梁185橋です。工事をする残りの橋は、主に東名高速道路の跨道橋です。橋の下から工事ができる範囲をネクスコ中日本に委託施工し、町は橋の上からできる範囲を施工します。との答弁がありました。

委員から、電線共同溝詳細設計の事業箇所と計画の概要は。との質疑に。

事業箇所は、須走地内の県道足柄停車場富士公園線、通称須走本通りです。須走地内の国道138号は無電柱化の話が進んでいますが、その続きとして、須走本通りは防災の面でも考慮して、有事の際に通行が可能となるように電線共同化事業を進めたいと考えています。との答弁がありました。

その他に、入湯税、木質燃料ストーブ導入補助金についての質疑・答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、須走地区の下水道接続率は。との質疑に。

現在の接続率は約96%です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算、議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算、議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第42号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算を報告します。

委員から、温泉使用料の契約年数は何年か。その間に料金改定は行うのか。との質疑に。

温泉使用料については、水道料金と同様に立米単価を決めて、使用料に応じて料金を徴収しま

す。料金改定については、今回、ここで設定するので、当分の間はこのままの料金で実施していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算を報告します。

委員から、第6期拡張工事を行うが、新設工事延長と拡張工事が完成したときの水道管総延長は。また、現時点での古い給水管と耐震性がある新管の布設状況は。との質疑に。

第6期拡張計画事業では、新設工事の管布設の延長は2.4キロメートル、既設管の更新工事が32.5キロメートル、合計34.9キロメートルの工事を計画しています。第6期拡張工事事業の最終年度である平成38年度末では、水道管総延長は168キロメートル、耐震化率は41.3%の見込みです。現時点での水道管の総延長は165.3キロメートルです。内訳は、耐震化された管路は36.5キロメートル、耐震化すべき管路は128.8キロメートルであり、その耐震化率は22.1%となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成30年度予算10件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、農村活性化センター、町道5049号線、町道5050号線の現地視察を実施したことについて、併せて御報告します。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、2月27日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審議の経過と結果を報告いたします。

3月8日、午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、教育長、危機管理監、教育次長、関係部課長、専門監及び課長補佐等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、(仮称)すばしりこども園の建築基本・実施設計は、どの位置に配置して、どのような建物を計画しているのか。との質疑に。

(仮称)すばしりこども園は、現在の須走幼稚園の横、町営住宅がある箇所に拡張を考えています。拡張する建物は、0歳児から2歳児までの保育室及び給食室等を計画しています。との答

弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウォーキングは2コースを予定しているが、どの地区に計画しているのか。との質疑に。

町内に2コース選定して、整備を進めてまいります。どの場所にするのかは、現在考案中です。案として、町内5つの小学校区に金太郎まちづくり推進協議会がありますので、地区ごとに健康法やコースを発案しながら、候補に挙げてもらい、どのコースがクアオルトに適しているのかを選定して進めていきます。との答弁がありました。

委員から、こども医療費助成について、県の制度拡充に合わせて、平成30年度から高校生まで医療費を助成するとのことである。高校へ進学しない18歳未満の子は医療費助成の対象となるのか。との質疑に。

学生に限るものではありません。高校生と同年齢であれば対象となります。との答弁がありました。

委員から、生涯学習センター指定管理料に1億3,000万円を計上しているが、指定管理前との費用対効果はどのように表れているか。との質疑に。

指定管理者との間で1,000万円以上の予算で自主文化事業を8本以上開催すると取り決めています。毎年10数本の自主文化事業を実施していただき、精一杯取り組んでもらっています。先日行われた公演も満席など、指定管理導入の費用対効果はあったと考えています。との答弁がありました。

委員から、子育て支援センターきんたろうひろばでの独自の事業はあるのか。との質疑に。

きんたろうひろばでは約2か月に1回程度、子育てに関わるイベント等を行っています。また、各保育園でのぺんぎんランドとも連携し、様々な事業を行っていきたいと考えています。総合文化会館の横に設置しましたので、図書館の図書を使ったイベントも計画し、今後、発展していくものと考えています。との答弁がありました。

委員から、小学校への外国人英語指導員は何人派遣されるのか。また、各学校への配置はどのようなになるのか。との質疑に。

外国人の英語指導員、ALTは2人になります。各小学校5校に2人を配置して英語指導を行います。との答弁がありました。

委員から、購入する組立式避難所用トイレ10台はどこに保管するのか。との質疑に。

保管場所は、生涯学習センター内の防災倉庫を考えています。との答弁がありました。

委員から、町単独講師等賃金に関して、予算額が大きく増えているが、平成29年度と違いはあるのか。また、小学校、中学校別で町が単独採用する講師の人数、配置校、運用方法は。との質疑に。

小学校管理運営費には、町単独講師以外にも非常勤講師の賃金や低学年や特別支援員の賃金も含まれました。同様に、中学校管理運営費でも、非常勤講師の賃金と特別支援員の賃金が含まれ

ています。これは、予算の執行上、一つに整理したものです。平成30年度の町単独講師の配置については、成美小学校と小山中学校を回っていただく方が1名、明倫小学校と足柄小学校を回っていただく方が1名、北郷小学校が1名、須走小学校が1名、北郷中学校と須走中学校を回っていただく方が1名、合計5名を配置します。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場管理について、パークゴルフ場内のクラブハウスが完成し、認定コース獲得となれば、利用者は増加する。将来的にパークゴルフ場の管理は指定管理などを導入するのか。との質疑に。

将来的な管理方法については、指定管理も視野に入れながら検討していきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場の利用者からは、駐車場の整備と県道への出口が大変危険との声を聞くが、駐車場の改善の予定は。との質疑に。

駐車場の荒れていた箇所は整備しました。駐車場の出口についても改善に向けて検討していきたいと思いますが、当面の間は右折禁止の表示をして、左折の誘導をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、青少年補導員は何人で、どのような方が補導員に当たっているのか。との質疑に。

青少年補導員は、各地区PTA会長などの学校関係者です。定数は15名で、青少年の補導活動、相談、関係機関及び団体などの連絡などを行っています。との答弁がありました。

委員から、森村橋の復原工事完成後、ライトアップをするとのことだが、ライトアップは年間を通じてか。もしくは、夏や季節を限定して行うのか。との質疑に。

年間を通じてライトアップを計画しています。ただし、深夜に影響が及ばないように時間を設定する予定です。との答弁がありました。

その他に、パークゴルフ場使用料、消防費補助金、緊急地震・津波対策交付金、不妊・不育治療費助成、土地借上料、放課後児童通所支援事業、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金等について質疑・答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第31号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告します。

委員から、歳入の国民健康保険税、歳出の保険給付費が前年度より増額になっている理由に、被保険者の増加と1人当たりの医療費の増加によるものとの説明があったが、被保険者はどの程度増えているのか、減っているのか。また、1人当たりの医療費はどのくらい増えているのか。との質疑に。

国民健康保険の被保険者数ですが、平成30年度は160人、4%減の4,013人を想定しています。また、1人当たりの保険給付費は32万8,428円で、7,256円、2.3%の増額となります。との答弁がありました。

委員から、出産育児一時金630万円は、何件分を計上しているのか。との質疑に。

15件を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査事業については、担当課でも受診勧奨などの広報をしているが、受診率は向上しているのか。との質疑に。

特定健康診査は6月から8月までが通常の受診期間で、11月を追加期間としています。受診率は平成29年11月までで49.3%、昨年同時期の47.2%よりも上回っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員から、平成30年度の後期高齢者医療保険料が1人当たりの平均額は6万4,973円となり、2,239円、3.57%の増となった。県全体のみならず、本町でも75歳以上の医療費増加傾向が顕著であると理解してよろしいか。との質疑に。

平成27年度から平成28年度までは、1人当たりの医療費は若干下がっています。平成29年度はまだ集計中のため数字が出ていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算を報告します。

委員から、今回の第7期保険料では700円の負担増となる。当局の予想では、県下5番目に高くなるとのことである。施設に恵まれた環境にあるため、施設型介護サービス、居宅介護サービス、地域密着型サービスに係る給付費は高額となるが、介護保険料を引き上げなくて済むような長期的な展望は持てないのか。との質疑に。

介護保険給付費を抑えなければ、保険料を抑えることはできません。そのためには、介護予防を推進していくことが第一と考えます。国保の特定健診や健康指導、また、健康増進課のお達者度の向上プロジェクトなど、町民が健康でいることで要介護になることを防止し、町全体が元気でいられる環境を作っていければ、介護保険料の減額にもつながっていくと考えています。また、在宅医療と介護の連携を図り、在宅介護を選択できるような体制づくりを進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上に質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成30年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山町パークゴルフ場管理棟と小山町総合体育館の現地視察を実施したことについて、併せて御報告いたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算を議題とします。

総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

国内経済は求人倍率の上昇等から回復基調であると強調しますが、地方の中小零細企業まで景気回復の実感が持てないのが現実です。更に、一般庶民の目線でいえば、年金の据え置きや物価上昇で実質賃金は下がっており、重くのしかかる税負担は大きく、景気の回復感を感じられないというのが実態です。

そんな中での平成30年度小山町予算編成であるわけですが、一般会計は前年度比17.7%増の124億8,000万円で、過去最大の予算になりました。歳入の根幹である町税収入は37億8,011万円で、前年度比3,985万円の増収を見込みました。

一方、国や県の支出金は24億6,900万円に膨らみ、前年度で10.6%の伸び、更には町債は11億8,500万円に上り、これも前年度比28.0%の大幅な伸びを示しています。

こういう本年度の予算案ですが、幾つかの疑問点があります。

まず第1に挙げたいのは、町債と町の財政状況に関してです。平成30年度当初の町債残高見込額は前年度比11億7,653万円の大幅増の121億5,622万円に膨らみました。これは、町民1人当たりの借金が約64万円になるわけで、昨年度の同期の約43万円と比較しても驚くほどの借金増であることが分かります。この点を心配する町民の声は無視できません。

かつて示された小山町総合計画後期基本計画の健全な財政運営の確立では、平成31年に将来負担率を36.3%以下までにするという目標を立てており、財政調整基金残高も平成31年には5億2,000万円まで増やすという計画でした。今日の全協で示された新たな目標値は8億円です。

しかし、平成28年度会計の決算に基づく健全化判断比率（財政状況を示す4指標）を見ると、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は77.3ポイントで、県下自治体の最下位でした。また、その自治体の借金依存度を示す実質公債費比率も9.1ポイントで、県内で下から8番目でした。本年度予算の町債や国・県支出金頼みの現状を見る限りでは、これらの指標の改善は全く期待できません。

性質別歳出を見ても、投資的経費が前年度比52.0%という大幅増の42億6,826万円です。前年度も61.4%増だったので、2年にわたって驚くべき投資的経費の増大傾向が分かります。

百年の計といって進める大開発事業も、町の財政圧迫を招くようなことになれば元も子もありません。思い切った財政出動もいいでしょうが、もっと身の丈に合った事業設計と財政計画を探るべきではないでしょうか。

2点目に、バランスを欠いた予算の印象を受ける点です。支出全体を見ると、三来拠点事業もあり、本年度も昨年度同様、土木費の大幅な伸びに驚きます。土木費の予算総額は38億9,957万円で、昨年より44.7%の大幅な増です。それに反し、民生費は土木費を大きく下回る19億6,026万円で、昨年度を4,572万円、率にして2.3%の減です。

高校生までの医療費無料化等、歓迎する施策もありますが、今述べた金額の大小の比較を見れば一目瞭然で、そのアンバランスさを強く印象づけられた予算であることは間違いありません。

土木関連事業一つとっても、新東名関連道路や足柄PA周辺道路、湯船原工業団地の取りつけ道路等の大規模な道路建設に力点が置かれる一方、国道や県道でも言えることですが、現存する町道は白線が消え、大変危険な道がここかしこにあることに気づきます。また、大きく傷んだ道路も随所に見られます。こういう生活に密着した道路補修を熱心に進めてほしいという声は少なくありません。

3点目ですが、昨年も述べましたが、ふるさと納税です。本年度は16億円の歳入見込みとしました。28億円を超える実績からすると控え目な設定ですが、やはりふるさと納税は国の方針やふるさと納税利用者の動向に左右されるという難しい側面があります。更に16億円という金額は、予算総額の約13%を占めることになります。多く集まればいいですが、予想を大きく下回れば計画された施策の見直しを迫られることになるという不安定な要素があります。

本町は、総務省の指導を受け、従った点と従わなかった点があります。返礼品の返礼割合を4割のまま継続している点や、金券・家電製品の自粛も実行していません。

もし、総務省の指示のとおり行えば、小山町のふるさと納税は大打撃を受けるからでしょう。しかし、今後、総務省が今まで以上に厳しい規制をかけてきたり、ふるさと納税そのものの見直しに踏み込んだら、話は一変します。その点では、不安材料がないことはなく、本町のふるさと納税は好調だと手放しで喜んでいるのは危険です。

最後に、内陸のフロンティアを拓く取組のみならず、様々な開発に当たり住民との間で細かな摩擦を起こしている点を指摘しておきます。

関係住民との間に事前の丁寧な説明や意見を伺う作業を怠っているために、住民との合意形成ができないまま一方的な説明がなされ、事業が進められるケースが最近多く見られる傾向にあります。

その点では、本年度進められる多くの事業で、関係住民との間で良好な関係を維持し、円滑な事業実施ができるように、同じ轍は踏まないことを強く要望し、住民との丁寧なやりとりを期待

したいと思います。

同時に、今取り組まれている大型開発とにかく目が行きがちですが、今暮らしている町民の現実と向き合い、行政としてはどのようにして住みやすい小山町にしていけるのかという点に、一層金も心も配っていただきたい点をつけ加えて、私の平成30年度小山町一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、議案第31号 平成30年度小山町一般会計予算について、賛成の立場からその討論を行います。

まずはじめに、当初予算は124億8,000万円で、前年度当初予算106億円に比べますと18億8,000万円、17.7%の増額であり、過去最高の当初予算額であります。

町長任期の最終年度となり、最後の仕上げの積極的な予算と受けとめられます。

歳入の根幹であります町税収入が4年ぶりの増収を見込み、景気の回復が少なからず訪れていると思われまふ。町の一大事業としての三来拠点事業、すなわち内陸フロンティアを拓く取組が平成30年度も継続し、進捗していくよう期待するものであります。

この大きな事業を予算面などで危惧する声もありますが、このインフラ整備は、これからの小山町にとって必要不可欠な事業であります。

町債の増について御指摘がありますが、当然小山町の未来のまちづくりをしていく上では借金もしなければなりません。自分の家を建てかえるにもローンを組みます。将来を見据えた借金であり、ただ何もしないで現状で良い考えでは、将来がないと私は思います。

平成30年度において、主な事業に菅沼谷戸地区の区画整理調査業務があり、足柄地区の活性化を図るための（仮称）足柄交流センターの実施設計予算も計上し、さらに、成美地区においては、富士紡落合社宅周辺の開発のメニューもあり、各地区への活性化に向けた積極的な取り組みが見られ、評価するところであります。

また、定住移住促進事業や雇用対策も昨年と同様に大幅な予算措置がされており、人口増に向けて着々と進められております。さらに、結婚に至る婚活支援や妊娠、また、子育て支援センター一きんたろうひろばもできて、子育ての場の提供がされ、子育ての切れ目のない支援に取り組む姿勢も見てとれます。

次に、観光において、本年度、日本版DMOを構築し、小山町の観光地域づくりを戦略的に推進していく姿勢が見てとれます。また、富士山の須走口五合目の利便性のためのインフォメーションセンター予定地の測量にも取り組んでおります。

さらに、ソフト面において、保育料や幼稚園料の減免の継続や中学校3年生までのこども医療費の無料化を高校3年生まで拡大することや、健康寿命の延伸を図るためのクアオルト健康ウォーキング事業にも取り組み始めました。

その他にも、シニアクラブの文化事業や健康づくり事業への支援継続、お達者度の向上へ手厚

い取り組みも見えてとれます。

その他、学校教育の充実や防災面などにおいても様々で細やかな予算計上がされております。

今後、小山町は新東名高速道路や東京オリンピック・パラリンピック関連による道路改良整備もしていかなければなりません。やることは幾らもあります。

町長は、総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、効率的・効果的な行政運営の推進を行う旨言われておりますので、効果的な将来になるよう私は期待します。

いずれにいたしましても、平成30年度の一般会計は、今後の小山町の将来を見据えて考えられた予算であると思われます。この本予算に基づき、事業が速やかに執行されていきますことを熱望し、私の賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告は可決です。本案は、総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、総務建設副委員長及び文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) 議案第34号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

今から10年前に始まった後期高齢者医療制度ですが、後期高齢者医療の保険料は、各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費と人口増加に伴って際限なく上がっていくという根本的欠陥があります。

当局から提示された後期高齢者医療特別会計予算書だけ見ても、総額提示ですので、その詳細は全く分かりません。後期高齢者医療は広域連合に市町が納付する形の、いわゆるトンネル会計ですので、1地方自治体としてはどうしようもない部分があります。

しかしながら、委員会や本会議での質疑を通して明らかになった点は、今回の改定で被保険者1人当たりの平均保険料額が6万4,973円となり、2,239円、率にして3.57%の値上げになるということです。月額に直すと5,414円になります。今回の値上げの要因は、比較的所得の低い人や74歳までの会社員や公務員の扶養親族だった人向けの特例的な軽減措置が廃止・縮小されることが主な要因のようですが、今回、介護保険料の値上げの上、年金額は据え置かれるため、多くの高齢者世帯の家計は圧迫されることになり、お年寄りの悲痛な叫びが聞こえてくるような気がします。今まで日本の繁栄を担ってきた高齢者に、これ以上負担を拡大していいのかと思います。

10年前に作られた後期高齢者医療制度ですが、75歳以上をひとくくりにして後期高齢者とし、膨張する医療費を抑制するために管理しやすくする目的で、多くの反対を押し切ってきた制度です。後期高齢者の医療給付は、後期高齢者自身の保険料で1割、若い人達から後期高齢者支援

金として4割、残りの5割を国や県、市町村からの公費として賄う仕組みですが、後期高齢者の絶対数が増えれば、それに対応して医療給付費も増えるわけで、その増加分をどこでカバーしていくのか、見通しさえありません。

団塊の世代が後期高齢者になっていくに従って、際限なく増加していくであろう医療費を考えたとき、平均保険料額は2年ごとに確実に値上げになっていきます。この根本にメスを入れない限り、高齢者に明るい明日はありません。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第35号 平成30年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第36号 平成30年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長長の報告は可決です。本案は、副委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、副委員長長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

条例改正案の反対討論でも述べましたので、簡潔にしますが、第7期介護保険事業では訪問介護ステーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホームなどの整備計画があり、期待される新たな事業もあります。しかし、本予算案では保険料基準額が月額6,200円と700円のかなり高い値上げになっています。

値上げ根拠の資料として高齢化人口等の推移を示してありますが、本町の第1号被保険者数は平成30年度から3年間で5,423人から5,504人と81人だけの増加見込みですし、要介護認定者の増加見込みは3年間で903人から938人とわずか35人増の見込みです。この予想数は驚くほどの増加数ではありません。

また、お達者度向上に向けた介護予防策に本腰を入れて取り組もうとしている点を考えると、要介護認定数を抑えられる期待もできるわけで、即700円値上げで対応するというのはいかなものかと考えます。

国の介護保険制度改悪の波から住民を守り、自治体の果たす役割から考えると、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れも当然視野に入れてもいいのではないかと考えます。

改定の時期ごとに値上がりしている介護保険料ですが、一言で高齢化社会への対応上仕方ないと言い切ってしまうのはまずいです。人間、誰しも訪れる老後の介護問題、今まで働き続けて社会を支えてくださった高齢者を、国や自治体が支えるときです。今回の値上げについては、通り一遍ではなく、本当に丁寧な説明がどこまでできるのか、その説明責任は大きいと言わざるを得ません。単なる行政通達にとどまることがないように期待するものです。

その点を申し述べて、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議案となっております議案第37号 平成30年度小山町介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が国では、平均寿命の延伸により、高齢化人口が増加する一方、少子化により社会構造が大きく変わる中、社会保障制度が果たす役割はますます重要なものとなっております。

我が町においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の老老介護の増加など、高齢化に伴う問題は山積している状況であります。また、今後、団塊の世代が75歳を超える、いわゆる2025年問題に向けて、医療と介護の連携の強化とともに、町民が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていける仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムを作っていくことが重要な課題となっております。

介護保険においては、高齢者の増加に伴い、要介護認定者が増え、介護保険給付費も増加することが想定され、高齢者の自立支援、重度化防止、我が事・丸ごとの地域共生社会の推進等、地域の特性を活かして対応することが求められております。

また、高齢化に伴い、認知症の方の増加も問題となっております。認知機能が低下した方を自宅で介護する家族の負担を軽減することも喫緊の課題でございます。

当予算案については、平成30年度から3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画において、人口の推移から要介護認定者数を推計し、そこから必要とされる3年間の介護保険給付金を約55億円と見込み、財源として必要な保険料を見込んだ上で、介護を取り巻く様々な問題に対応する予算となっております。

また、公益代表、医師・歯科医師・薬剤師代表、被保険者代表及び有識者で組織する介護保険等総合会議において、要介護認定者数や介護保険給付の動向等、利用サービスの種類と必要量等、4回にわたって様々な観点から行った慎重な審議を踏まえた予算編成とのことであります。

以上のことから、私は、町民生活の質を守るためにも、介護保険制度は必要不可欠な制度と考えますので、平成30年度小山町介護保険特別会計予算を評価し、賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第38号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第39号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第40号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第41号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第41号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第42号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第43号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第44号 平成30年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第30 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、5月28日に東京都で開催されます全国町村議会議長会議長副議長研修会に副議長を、5月31日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員の派遣について変更を要するときには、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員の派遣について変更を要するときは、議長一任で変更することに決定しました。

それでは、ここで午後１時20分まで休憩といたします。

午後０時12分 休憩

午後１時20分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、報告第１号 第４次小山町総合計画後期基本計画の変更について、同意第１号 小山町副町長の選任について、同意第２号 小山町固定資産評価員の選任について、同意第３号 小山町教育委員会教育長の任命について、議案第45号 工事請負契約の締結について、議案第46号 町道路線の認定について、議案第47号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての７件と、また、議会から発議第１号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての１件、合計８件の追加議案が提出されました。

発議については、所定の賛成者がありますので、成立しております。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第１号及び同意第１号から同意第３号、議案第45号から議案第47号の７議案並びに議会提出の発議第１号の１件、合計８件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

また、総務建設委員会から会議規則第47条第２項の規定によって、同委員会に付託中の平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、中間報告したいとの申し出があります。

お諮りします。これらを日程に追加し、議題として中間報告を受けることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、総務建設委員会の中間報告を日程に追加し、報告を受けることに決定しました。

議案は既に配付しておりますので、よろしくお願いします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、7 議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしましたのは、報告 1 件、人事案件 3 件、工事請負契約の締結 1 件、町道路線の認定 1 件、条例の一部改正 1 件の合計 7 件であります。

はじめに、報告第 1 号 第 4 次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

本件は、第 4 次小山町総合計画後期基本計画において、各種事業の進捗に伴い、内容を一部修正いたしましたので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、報告するものであります。

次に、同意第 1 号 小山町副町長の選任についてであります。

本案は、副町長であります高橋利幸さんの辞職に伴い、新たに副町長の選任をたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 2 号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、現在固定資産評価員であり、副町長であります高橋利幸さんの辞職に伴い、新たに固定資産評価員の選任をたく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 3 号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、教育長であります天野文子さんの任期満了に伴い、教育長の任命をたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 45 号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道 3866 号線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 46 号 町道路線の認定についてであります。

本案は、須走地内に新設しようとする道路について、事業に対する関係者の了解が得られたため、工事実施に向けて町道認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 47 号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたことから、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

以上、報告第 1 号、同意第 1 号から同意第 3 号及び議案第 45 号から議案第 47 号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、人事案件につきましては私から説明し、その他の案件につきましては、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第2 報告第1号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 報告第1号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第1号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

総合計画は、本町におけるまちづくりの指針であり、第4次小山町総合計画後期基本計画の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間としております。毎年度、計画に掲げた施策について行政評価を実施するとともに、予算と連動する主要事業の向こう3年間の実施計画を策定し、PDCAサイクルを実行しているところであります。

行政評価等を通じ、計画の見直し・改善等を実施した結果、第4次小山町総合計画後期基本計画において、その内容の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定により報告をするものであります。

変更の内容は、条例の区分に基づき、大きく2つに整理されます。

1つ目は、執行機関内部の運営に関する変更であります。このうち、その1として、第2章まちづくりの将来像の2土地利用構想を、より明確で分かりやすいものとするため、参考資料として将来土地利用構想図と道路整備プログラム将来道路網構想図の2種類の図面を添付いたしました。また、その2として、各種事業の進捗等に伴い、施策番号1－1恵まれた環境の保全、以下8つの施策において主要事業の修正を行いました。

2つ目は、指標または目標値等の数値の変更であります。行政評価の結果を踏まえ、施策番号1－2清らかで豊かな水資源の保全と活用、以下10の施策において目標（指標）の修正を行いました。今後も行政評価実施計画の更新など、総合計画のPDCAサイクルの実行をしてまいります。

これらの修正内容につきましては、詳しくはお手元の報告第1号参考資料を御参照ください。

また、この修正による第4次小山町総合計画後期基本計画に基づきます平成30年度から平成32年度を対象とした実施計画につきましては、本定例会終了後の議員懇談会において報告をいたします。

最後に、この変更の施行日は、平成30年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第3 同意第1号 小山町副町長の選任について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 同意第1号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

はじめに、副町長であります高橋利幸さんから、一身上の都合により、本年度末の3月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、これを承認いたしました。

高橋副町長には、平成29年4月から1年間、堅実かつ誠実に、町政発展のために御尽力をいただきました。まことにありがとうございました。

さて、本年4月から新たな副町長に、長泉町中土狩557番地の58にお住まいの杉本昌一さんの選任を御提案いたします。

杉本氏は、現在、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課長代理を務めておりますが、本年3月31日をもって割愛退職されます。

杉本氏は平成2年に静岡県に奉職され、熱海土木事務所、賀茂民生事務所、資源エネルギー課、水利用課、商業まちづくり室、総務部人事室、障害福祉課、こども家庭課などで勤務され、平成29年4月からは県所属であります健康福祉部障害者支援局障害福祉課長代理として勤務をされております。

小山町における町民満足度の向上に向けた施策の推進と総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進する上で、人格も高潔で、豊富な経験と人脈を有している杉本氏は、副町長として最もふさわしい人材であると確信をいたしております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第4 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任について

○議長（米山千晴君） 追加日程第4 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、地方税法の規定により市町村に配置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

本町では、これまで、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、副町長を選任しておりました。そこで、先ほど副町長に選任の同意をいただきました杉本昌一氏を固定資産評価員として選任したく、御提案いたします。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 同意第3号 小山町教育委員会教育長の任命について

○議長（米山千晴君） 追加日程第5 同意第3号 小山町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第3号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表しております。

教育長であります天野文子さんにおかれましては、本年度末の3月31日をもって地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第5条に規定する3年の任期を迎えられます。

天野さんは、平成24年12月1日から教育長に就任され、新教育長制度への移行に伴い、平成27年4月に新たに教育長に任命し、通算で5年4か月にわたり小山町の教育行政の推進に御尽力いただいております。

天野さんは、人格高潔で地域からの信望も厚く、教育行政に関し高い識見を有しておられ、教育長に適任の方であります。よって、引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年4月1日から平成33年3月31日までの3年であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第45号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成29年度東富士演習場周辺道路整備事業町道3866号線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、須走地先の東富士リサーチパーク内を東西に延びる町道3866号線の東海カーボン株式会社富士研究所前から東富士リサーチハウス前に至る、延長445.3メートル、幅員5.5メートルの道路改良舗装工事を施工するものであります。

主な工種は、アスファルト舗装工2,970平方メートル、側溝工826メートル、コンクリート蓋設

置工が1,258枚、鋼製蓋設置工を132枚を施工するものであります。

工事入札は、2月28日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が5,520万円で落札決定し、消費税相当額441万6,000円を加え、5,961万6,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年10月31日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第46号 町道路線の認定について

○議長（米山千晴君） 追加日程第7 議案第46号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第46号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

認定します路線は、以前から地区要望があります役場須走支所付近の町道4130号線、通称富士見通りと県道足柄停車場富士公園線を南北に直結する新設道路であります。現在、南北の往来は狭隘な道路を通行している状態であるため、歩道、車道を分離した道路を整備することで、道路利用者の安全性と利便性の向上を図ります。

計画いたします道路は延長85メートル、幅員9.5メートルであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第47号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 追加日程第8 議案第47号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監兼防災課長(岩田芳和君) 議案第47号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の1ページから4ページを御覧ください。

内容につきましては、政令の改正内容に合わせて、損害補償を受ける権利を定めています第2条の文言の整理を行うものと、扶養親族加算額を定めています第5条第3項中、加算対象の第1号につきましては333円を217円に、第2号につきましては、配偶者の有無に関わらず一律333円に、第3号から第6号につきましても、扶養親族の第1号及び第2号の有無に関わらず一律217円に改正するものであります。

なお、施行日は平成30年4月1日としております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 追加日程第9 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、4月1日からの小山町部等設置条例の一部改正に伴い、議会常任委員会の所管事項の変更をするものであります。

内容は、総務建設委員会の所管事項に未来創造部とオリンピック・パラリンピック推進局を加えるものであります。

提出者 鈴木 豊

賛成者 渡辺悦郎、池谷 弘、込山恒広、池谷洋子

よろしく御審議のほど、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 総務建設委員会の中間報告について

（平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について）

○議長（米山千晴君） 追加日程第10 総務建設委員会の中間報告について（平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について）を議題とします。

総務建設副委員長から、委員会における審議の経過について発言を許します。総務建設副委員長 藺田豊造君。

○総務建設副委員長（藺田豊造君） ただいまから、平成29年12月定例会提出の議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についての中間報告をいたします。

はじめに、平成29年12月5日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長、部長代理及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

委員から、出前講座で説明し、町民の理解が得られたと判断した理由は、との質疑に。

町内各地区5か所で3回、合計15回の説明会を実施しました。その後、出前講座等で500人を超える町民に、町全体の方向性から市街化区域のあり方について説明を行い、説明会では反対意見を多くいただきましたが、出前講座後は反対意見は直接聞いていませんでした。

また、平成31年4月からの課税の場合、基準日は平成31年1月1日になります。この12月定例会であれば、平成31年の基準日までは1年間あるので、個人または法人の方も予算、経営計画の時間を十分とれるということで、今定例会で提出をしました。との答弁がありました。

委員から、小山町は年金暮らしが多く、制定されれば町民の税負担が増えることについて、どのように考えるか。との質疑に。

税条例の中では、福祉的、扶助的な仕組みを作ることは難しいと、当初の説明会からしています。生活が苦しい方については、福祉的な面での政策をとっていきますとの回答を一貫して続けてきました。との答弁がありました。

委員から、この条例を制定することで、いつ頃に小山町が健全な財政状況となり、活性化したまちづくりができるのか。また、どのような見通しを持っているのか。との質疑に。

市街化区域を整備する理由としては、市街化区域内の農地を宅地化して、現在、雇用の場の促進として市街化調整区域で進めている事業とともに、住む場所を造ることを目的としています。小山町の財政を示す指標は、県内では決して良い方ではありません。これを改善していくためには、税収を上げるための企業誘致であったり、その他、総合的な施策を打ち出していかなければならないと思います。いつ頃から財政が改善していくということは回答が難しいですが、そのような方向に向かって努力をしていく中で、都市計画税の導入は、施策の1つとして御理解いただきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、都市計画税の必要性は、広報おやまや出前講座を開催し、説明してきたが、これまでに前講座を開催している地域と開催していない地域があり、線引きの経緯から説明をしないと、なかなか町民は理解できないと思う。このことについて、町はどのような考えか。との質疑に。

議会での議決次第ではありますが、施行までには1年以上あるので、その間もこれまでの説明では足りなかった点や町の本来あるべき姿というのも丁寧に説明をしていく必要があると感じています。これからも説明会は継続していきたいと思っています。との答弁がありました。

委員から、極めて重要な条例制定であることから、議会でも慎重・審議する必要があり、継続審査にしたいとの提案があり、継続審査について採決の結果、全員の賛成により閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上が、12月5日の審議経過であります。

次に、平成30年2月5日、午後2時20分から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、審議経過を御報告します。

当局から、最初に都市計画税導入に関する地区説明会の参加状況、広報おやまの掲載記事、出前講座開催の実績、小山町における都市計画事業の実績と成果、近隣市町における都市計画税の充当事業、都市計画決定を受けている都市計画道路図について説明がありました。

委員から、都市計画道路の大胡田用沢線について一色中日向線から上を町道として整備する計画だが、その内容は。との質疑に。

都市計画道路の大胡田用沢線と市街化調整区域の区間をつなぎ、町道整備として実施します。現在、詳細設計を進めており、来年度から用地買収と物件補償に入り、工事に着手します。大胡田用沢線は、その先の2級町道用沢大御神線に接続します。北部幹線から県道須走小山線までの区間を現道拡幅事業として進め、新東名高速道路までつなげていくことを考えています。との答弁がありました。

委員から、平成28年度近隣市町都市計画税充当先の資料をなぜ早く提示して説明しなかったのか。都市計画税を徴収することで、国の補助金が確保できるというメリットがあること、条例の中で、課税対象地目から山林、原野を外したこと、市街化区域と調整区域との不公平感の違いなどについて、町民への丁寧な説明が必要ではなかったのか。との質疑に。

説明会でも市街化区域と調整区域の不公平感の意見が多くありました。今後も機会がありましたら、十分に説明していきたいと思います。また、他市町の都市計画税と事業費との比較については言及をしていなかったのも、今後の説明会では具体的に数字で示していきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、町民の理解が得られないまま、未来を見据えても何もならない。もう一度説明会を開催してはどうか。との質疑に。

市街化区域の再開発の方法や町が取り組んでいる施策などと合わせて、町を将来このような形にしていきたいとの説明をしていきます。その上で、都市計画税についても理解をしていただくような説明をしていきます。との答弁がありました。

委員から、御殿場市の都市計画事業は、近年、東田中や駅裏の開発などを手がけ、一変しており、先進地の事例を視察して、再度審議をしたいとの提案があり、採決の結果、全員賛成で先進地の事例を視察することに決定しました。

以上が、2月5日の審議経過であります。

次に、平成30年3月7日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長、部長代理及び副参事等、議会から委員5名が出席し、審査を行いました。

それでは、審議の経過を御報告します。

委員から、2月5日に開催された総務建設委員会で、先進地事例を視察することが決定し、3月中に視察を実施する予定でしたが、視察先との日程調整が合わず、視察ができなかったため、4月以降に視察後、再度、審議をする必要があり、継続審査を延長したいとの提案がありました。継続審査について、採決の結果、全員賛成により閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成29年12月定例会提出の議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、今定例会までの審査経過の中間報告とします。

○議長（米山千晴君） 以上をもって総務建設委員会の中間報告を終了いたします。

追加日程第11 総務建設委員会の閉会中の継続審査について

（平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について）

○議長（米山千晴君） 追加日程第11 総務建設委員会の閉会中の継続審査について（平成29年12月定例会提出分 議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について）を議題とします。

総務建設委員長職務代行副委員長から、目下、委員会において審査中の議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、会議規則第76条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長職務代行の副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第12 小山町議会総務建設委員会委員長の選任について

○議長（米山千晴君） 追加日程第12 小山町議会総務建設委員会委員長の選任についてを議題とします。

ここで報告します。梶 繁美総務建設委員長の死去に伴いまして委員長が欠けました。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長の選任については、議長が推薦し、それをもって本会議における選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。

3月16日に開催されました総務建設委員会におきまして、委員長の推薦をしていただきましたので、委員会における推薦を議長の推薦といたしたいと思います。

総務建設委員会委員長に遠藤 豪君を推薦します。

お諮りします。ただいま推薦しましたとおり、委員長に遠藤 豪君を選任したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、委員長に遠藤 豪君が選任されました。

追加日程第13 小山町議会運営委員会委員の指名について

○議長(米山千晴君) 追加日程第13 小山町議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

梶 繁美総務建設委員長の死去に伴いまして委員が欠員となりました。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員に1番 遠藤 豪君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に1番 遠藤 豪君を指名することに決定しました。

追加日程第14 選挙第1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の補欠選挙について

○議長(米山千晴君) 追加日程第14 選挙第1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを行います。

本選挙は、梶 繁美議員の死去に伴い、欠員が生じております御殿場市・小山町広域行政組合議会議員について、御殿場市・小山町広域行政組規約第6条及び第7条並びに第8条の規定により、補欠選挙を行うものです。任期は前任者の残任期間となります。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推薦の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することと決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に8番 渡辺悦郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました8番 渡辺悦郎君を御殿場市・小山町広域

行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、8番 渡辺悦郎君が御殿場市・小山町
広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました渡辺悦郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に
より、当選の告知をいたします。

それでは、3月末日をもちまして退任されます高橋副町長がおられますので、退任に当たり御
挨拶をいただきたいと思います。副町長 高橋利幸君。

○副町長(高橋利幸君) 退任に当たりまして御挨拶申し上げます。

小山町議会議員の皆様には、1年という短い期間でございましたが、数えきれないほどのあま
たの激励、そして御厚情を賜りましたこと、深く感謝申し上げますとともに厚く御礼を申し上げ
ます。

議会議員の皆様の御理解と御協力の上、込山町長をはじめとする職員の皆様と多くの住民の
方々の参画を得て町政に携わりましたこと、私の誇りでもあり、また財産でもございます。これ
を一つの糧として、また4月からの新たな業務に精進してまいる所存です。今後も御支援のほど
よろしくお願いいたします。

結びに、小山町議会のますますの御発展と議員各位の御健勝を祈念申し上げまして、退任の挨
拶とさせていただきます。お世話になりました。(拍手)

○議長(米山千晴君) ご苦労様でした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全て終了しました。

これで会議を閉じ、平成30年第2回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後2時11分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪